

電 委 第 1 6 号
令和 5 年 4 月 11 日

電気通信紛争処理委員会

委員 各位

電 気 通 信 紛 争 処 理 委 員 会
委 員 長 田 村 幸 一
(公 印 、 契 印 省 略)

第 232 回電気通信紛争処理委員会（文書による審議）について

この度、令和 4 年度年次報告について最終案が取りまとめました。

年次報告は、電気通信紛争処理委員会手続規則（平成 13 年総務省令第 155 号）第 3 条の規定により、会計年度終了後 1 か月以内（4 月末まで）に総務大臣に報告することとされておりますところ、今般、電気通信紛争処理委員会運営規程（平成 13 年電気通信紛争処理委員会決定第 1 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき、第 232 回電気通信紛争処理委員会を文書による審議（電子メール）にて開催いたします。

つきましては、下記中の別添案に対する追加・修正、そのほか御意見等がございましたら、その内容を令和 5 年 4 月 14 日（金）正午までに事務局あて御回答願います。

また、当該修正等を含めて、下記のとおり総務大臣に報告することに反対の御意見がありましたら、理由を添えて御回答ください。特段御意見がなければ、御賛同頂いたものとさせて頂きますので、よろしくお願ひ申し上げます。

記

「令和 4 年度年次報告」について、別添案のとおり決定し、総務大臣に対し報告することとする。

以上



令和 4 年度年次報告 (案)

令和 5 年 4 月
電気通信紛争処理委員会

本報告書は、電気通信紛争処理委員会令（平成13年政令第362号）第14条の規定に基づき、令和4年度における電気通信紛争処理委員会の活動状況を総務大臣に報告するものである。

本報告書では、第Ⅰ部に委員会の運営状況を、第Ⅱ部に紛争処理の状況を、第Ⅲ部に委員会のその他の活動状況等を取りまとめた。

令和5年4月20日
電気通信紛争処理委員会

（参考）電気通信紛争処理委員会の年次報告に関する参考条文

- 電気通信紛争処理委員会令（平成13年政令第362号）
(あっせん及び仲裁の状況の報告)

第十四条 委員会は、総務大臣に対し、総務省令で定めるところにより、あっせん及び仲裁の状況について報告しなければならない。

- 電気通信紛争処理委員会手続規則（平成13年総務省令第155号）
(あっせん及び仲裁の状況の報告)

第三条 令第十四条の規定による報告は、国の会計年度経過後一月以内に、当該会計年度中における次に掲げる事項についてするものとする。

- 一 あっせん及び仲裁の申請件数
- 二 あっせんをしないものとした事件及びあっせんを打ち切った事件の件数
- 三 あっせんにより解決した事件の件数
- 四 仲裁判断をした事件の件数
- 五 その他電気通信紛争処理委員会（以下「委員会」という。）の事務に関し重要な事項

目 次

	ページ
第Ⅰ部 委員会の運営状況 ······	1
第1章 委員及び特別委員の任命状況 ······	1
第2章 委員会の開催状況 ······	5
 第Ⅱ部 紛争処理の状況 ······	7
第1章 紛争処理の概況 ······	7
第2章 あっせん終了事案の概要 ······	9
 第Ⅲ部 委員会のその他の活動状況等 ······	12
第1章 政策担当部局からのヒアリング等 ······	12
第2章 周知広報、利便性向上等のための取組 ······	33
第3章 委員会に関する制度改正等 ······	34
 <資料編>	
【資料1】電気通信紛争処理委員会の概要 ······	資 - 1
【資料2】これまでの紛争処理の概況 ······	資 - 4
【資料3】これまでの紛争処理終了案件の一覧 ······	資 - 5
【資料4】紛争処理対象分野の動向 ······	資 - 14

第Ⅰ部 委員会の運営状況

第1章 委員及び特別委員の任命状況

1 委員の任命

電気通信紛争処理委員会（以下「委員会」という。）は、電気通信事業、電波の利用又は放送の業務に関して優れた識見を有する者の中から、両議院の同意を得て、総務大臣が任命する委員5名（任期3年）をもって組織される（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第145条、第147条及び第148条）。

令和5年3月31日現在の委員は以下の5名である。

【委員】

令和5年3月31日現在

氏名	役職等	任命日
田村 幸一 (委員長)	弁護士 (元高松高等裁判所長官)	令和4年12月3日再任 (第1期：令和元年12月3日 ～令和4年12月2日)
三尾 美枝子 (委員長代理)	弁護士	令和4年12月3日再任 (第1期：令和元年12月3日 ～令和4年12月2日)
小川 賀代	日本女子大学理学部 数物情報科学科教授	令和4年12月3日新任
小塙 荘一郎	学習院大学法学部教授	令和4年12月3日再任 (第1期：令和元年12月3日 ～令和4年12月2日)
中條 祐介	横浜市立大学理事・副学長	令和4年12月3日新任

(退任した委員)

氏名	役職等	任命日
荒川 薫 (委員長代理)	明治大学総合数理学部長・教授	(第1期:平成25年4月1日 ～平成25年12月2日) (第2期:平成25年12月3日 ～平成28年12月2日) (第3期:平成28年12月3日 ～令和元年12月2日) (第4期:令和元年12月3日 ～令和4年12月2日)
小野 武美	東京経済大学経営学部教授	(第1期:平成25年12月3日 ～平成28年12月2日) (第2期:平成28年12月3日 ～令和元年12月2日) (第3期:令和元年12月3日 ～令和4年12月2日)

(注) 役職は、退任時のものである



<辞令交付式の様子>

2 特別委員の任命

委員会には、委員のほか、あっせん若しくは仲裁に参与させ、又は特別の事項を調査審議させるため、総務大臣が任命する特別委員（任期2年）を置いている（電気通信紛争処理委員会令（平成13年政令第362号）第1条）。

令和5年3月31日現在の特別委員は以下の8名である。

【特別委員】 令和5年3月31日現在（五十音順）

氏名	役職等	任命日
青柳 由香 あおやぎ ゆか	法政大学法学部教授	令和3年11月30日再任 (第1期：平成27年11月30日～平成29年11月29日) (第2期：平成29年11月30日～令和元年11月29日) (第3期：令和元年11月30日～令和3年11月29日)
大雄 智 おおたか さとる	横浜国立大学大学院 国際社会科学院教授	令和3年11月30日新任
大橋 弘 おおはし ひろし	東京大学大学院 経済学研究科・ 公共政策大学院教授、 副学長	令和3年11月30日再任 (第1期：平成27年11月30日～平成29年11月29日) (第2期：平成29年11月30日～令和元年11月29日) (第3期：令和元年11月30日～令和3年11月29日)
真田 幸俊 さなだ ゆきとし	慶應義塾大学理工学部 電気情報工学科教授	令和3年11月30日再任 (第1期：平成29年11月30日～令和元年11月29日) (第2期：令和元年11月30日～令和3年11月29日)
白山 真一 しらやま しんいち	公認会計士 上武大学ビジネス情報学部 国際ビジネス学科教授	令和3年11月30日再任 (第1期：令和元年11月30日～令和3年11月29日)
杉山 悅子 すぎやま えつこ	一橋大学大学院 法学研究科教授	令和3年11月30日再任 (第1期：令和元年11月30日～令和3年11月29日)

やいり いくこ 矢入 郁子	上智大学理工学部 情報理工学科准教授	令和3年11月30日再任 (第1期：平成27年11月30日 ～平成29年11月29日) (第2期：平成29年11月30日 ～令和 元年11月29日) (第3期：令和 元年11月30日 ～令和 3年11月29日)
よしば ひろこ 葭葉 裕子	弁護士	令和3年11月30日再任 (第1期：平成29年11月30日 ～令和 元年11月29日) (第2期：令和 元年11月30日 ～令和 3年11月29日)

第2章 委員会の開催状況

令和4年度は、以下のとおり12回の委員会を開催した。

会合	日付	議事等
第220回	令和4年 4月12日 ～14日	令和3年度年次報告の決定及び総務大臣への報告について ※文書による審議（注）
第221回	5月12日	5Gの現状とBeyond 5G
第222回	6月 7日	ブロードバンドサービスのユニバーサルサービス化について
第223回	7月26日	1 接続料の算定等に関する研究会第六次報告書（案）の概要 2 電波法一部改正に伴う電気通信紛争処理マニュアル等の改定について 3 あっせん申請の受付の報告 4 あっせん委員の指名
第224回	9月16日	1 電気通信事業分野における市場検証（令和3年度）年次レポートについて 2 あっせん事案について
第225回	10月 3日 ～7日	電気通信紛争処理委員会運営規程の一部改正（案）について ※文書による審議（注）
第226回	11月18日	1 消費者行政の推進について 2 あっせん事案について
第227回	12月 2日	音声伝送携帯電話番号の指定条件の緩和について
第228回	12月20日	1 委員長代理の指定 2 あっせん委員及び仲裁委員対象者の指定 3 その他
第229回	令和5年 2月14日	1 携帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な移行に関するタスクフォース報告書について 2 その他

		東京メトロポリタンテレビジョン株式会社の放送施設の視察
第230回	3月17日	   <p style="text-align: center;"><視察の様子></p>
第231回	3月24日 ～31日	令和4年度年次報告案について ※文書による審議（注）

注：「文書による審議」とは、電気通信紛争処理委員会運営規程（平成13年電気通信事業紛争処理委員会決定第1号）第2条第2項に基づく審議（招集せずに実行する委員会）をいう。

第Ⅱ部 紛争処理の状況

第1章 紛争処理の概況

委員会は、次の3つの機能を有している。

- ① 電気通信事業者間、電気通信事業者とコンテンツ配信事業者等との間、認定計画に係る周波数を現に使用している無線局の免許人等と認定開設者の間、ケーブルテレビ事業者等と地上基幹放送（地上テレビジョン放送）事業者との間等の紛争に対し、「あっせん」や「仲裁」を実施すること（電気通信事業法第154条から第157条の2まで、電波法（昭和25年法律第131号）第27条の38及び放送法（昭和25年法律第132号）第142条）
- ② 総務大臣が、接続協定等の細目の裁定、業務改善命令等を行う際、総務大臣から諮詢を受け、審議・答申を行うこと（電気通信事業法第160条、放送法第144条）
- ③ あっせん・仲裁や諮詢に対する審議・答申に関し、競争ルールの改善等について意見があれば、総務大臣に対し勧告を行うこと（電気通信事業法第162条）

また、事務局に事業者等相談窓口を設けて、事業者間の紛争に関する相談や問合せに対応している。

なお、委員会の機能等については資料編の【資料1】、これまで委員会で取り扱った紛争処理の概況については資料編の【資料2】のとおりである。

1 あっせん・仲裁

令和4年度に委員会が受けたあっせん申請は3件であった。この3件は、あっせん委員による意見聴取を経て提示したあっせん案について、他方当事者が受諾しなかったことからあっせん打切りとなった。その後、本あっせん案を踏まえ両当事者で合意が成立した。

なお、仲裁の申請はなかった。

2 審議・答申

令和4年度中、総務大臣からの諮詢は行われず、答申を行った案件もなかった。

3 勧告

令和4年度中、総務大臣への勧告は行わなかった。

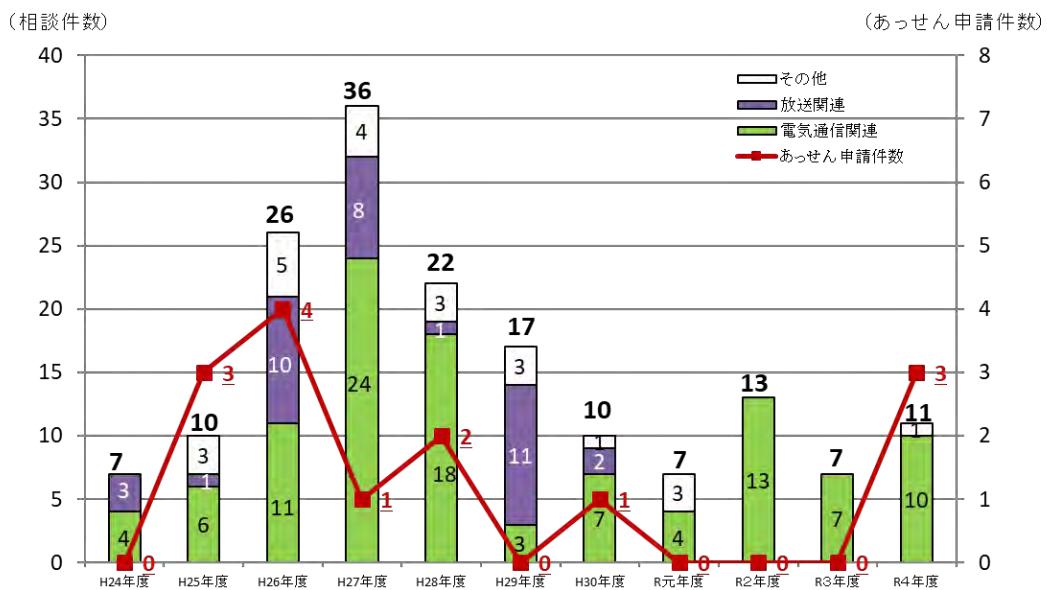
4 事業者等相談窓口における相談

令和4年度においては、事業者等相談窓口において、11件の相談及び問合せを受けた（令和3年度は7件）。相談内容ごとの受付件数は、次のとおりである。

相 談 内 容	受 付 件 数*
① 卸電気通信役務の提供	7件
② 接続協定の細目	2件
③ 無線局関係	1件
④ 手続きの照会	1件
計	11件

* 同一案件に係る複数回の相談を含む。

(参考) 相談件数（平成24年度～令和4年度）



相談対応の結果については、事業者間協議を継続することとなったものが5件、手続に関する説明を行ったものが3件、他の相談窓口を紹介する等の対応を行ったものが2件、あっせん等の申請があったものが1件となっている。

第2章 あっせん終了案件の概要

令和4年度に終了処理となったあっせん事案の概要については、以下のとおりである。

なお、委員会設置時からこれまでの紛争処理終了案件の一覧については資料編の【資料3】のとおりである。

- 令和4年7月8日申請（令和4年（争）第1号～第3号）（卸電気通信役務の提供に係る料金等の見直し）

（1）経過

令和4年	
7月 8日	A社等より、あっせんの申請。（⇒（2））
11日	委員会から、B社に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
26日	あっせん委員（小塚委員、眞田特別委員、白山特別委員）の指名。
8月10日	B社から、答弁書の提出。（⇒（3））
18日	A社等から、B社からの答弁書（8月10日付け）に対する意見書の提出。
9月20日	両当事者からの意見聴取。（第1回目）
30日	あっせん委員から、両当事者に対し、質問を送付。
10月 6日	両当事者から、あっせん委員からの質問（9月30日付け）に対する回答。
7日	あっせん委員による審議。
18日	両当事者からの意見聴取。（第2回目）
21日	あっせん委員から、両当事者に対し、質問を送付。
24日	両当事者から、あっせん委員からの質問（10月21日付け）の一部に対する回答。
26日	両当事者から、あっせん委員からの質問（10月21日付け）の残りの部分に対する回答。
11月 4日	あっせん委員による審議。
10日	あっせん委員による審議。
11日	両当事者からの意見聴取（第3回目） あっせん委員から、あっせん案の提示。（⇒（4））
17日	A社等があっせん案を受諾。 B社があっせん案を拒否。（⇒（5）） あっせん委員による審議（あっせん打切りを決定）。
18日	委員会から、両当事者に対して、あっせん打切りを通知。

令和5年	
2月 1日	あっせん案をふまえ、両当事者間で合意が成立。(⇒ (6))

(2) 申請等における主な主張

A社等は、B社から4G通信サービス（以下「4Gサービス」という。）に係る卸電気通信役務（以下「卸役務」という。）の提供を受け、これを再販する事業を行っている。しかし、B社の5G通信サービス（以下「5Gサービス」という。）の提供開始を契機に、B社からA社等への5Gサービスの卸料金については4Gサービスの卸料金に比較して大幅値上げを通告された。当該卸料金の値上げは到底納得できるものではなく、ユーザ保護の観点から暫定合意の上でサービスを開始し、継続して卸料金に関する協議を重ねてきたが、平行線のまま協議不調との判断に至ったところ、4Gサービスの卸料金と同一金額となるよう、卸料金の大幅値上げに対する詳細の情報の開示含めあっせんを申請する。

(3) 答弁書等における主な主張

5Gサービスは4Gサービスとはネットワーク構造が異なり、原価が上昇している。

5Gサービスでは、全MVNOに対して同額の卸料金を提示する一方で、販売数等を踏まえた販売支援策を提案し、A社等とも合意している。加えて、当該合意時に、販売支援策について市況を見ながら積極的に支援提案を行うことを表明し、四半期に1度のみならず数多くの提案を行い、A社等の意向も反映させた内容で都度合意している。

特定のMVNOに対してのみ低い水準の料金を適用することは、当該卸料金の差分について、他MVNOやB社が多く負担することになり、MVNO間の公平性に欠けることになり適当でない。

5Gサービスの卸料金を前提とした卸規約及び販売支援策にすでに合意しているにも関わらず、合意後の段階で5Gサービスの卸料金を4Gサービスの卸料金と同額にすべきとの主張には合理性がなく、受け入れがたい内容である。

(4) あっせん案の概要

- ・ 5Gサービスの卸料金の値上げについては、期間限定で「激変緩和措置」を講ずることに一定の合理性が認められることから、A社等の実質卸料金は、B社からの販売支援金額の水準は原則維持しつつ販売支援金等の支給期間の延長等を考慮した料金とする。
- ・ あっせん案の契約条件は、新規合意契約締結後に獲得される契約に適用する。ただし、逸失利益を考慮した支援金等を用意する。
- ・ あっせん案に基づく新規契約は、所定の期間経過後に、あっせん案の遵守を前提に協議することとする。

(5) あっせん案の受諾拒否の主な理由

B社としては、次の理由により本あっせん案を受諾できない。

(理由)

あっせん案は、「激変緩和措置」という理由のみで各ユーザの契約期間が継続する間に支払う支援金の支給期間を延長すべき根拠が明確ではなく、また、多額の支援金をB社負担で長期にわたって維持する理由が見当たらない。いずれにせよ、MVNO間の公正競争に与える影響が余りにも大きく合理性があるとは言い難いものであることから受け入れがたい。

(6) 当事者間の合意成立

あっせん打切り後、あっせん案をふまえて両当事者間で協議を重ねた結果、合意に至った。

第Ⅲ部 委員会のその他の活動状況等

第1章 政策担当部局からのヒアリング等

委員会は、急速に変化しながら発展を続ける電気通信分野の市場環境や政策動向等を平素から十分に把握し、具体的紛争事案の提起に備える必要がある。

このため、令和4年度には、委員会において次のとおり、政策担当部局から関係分野に関する情報収集等を行った。

政策担当部局からのヒアリング

1 令和4年5月12日 第221回委員会

総合通信基盤局から「5Gの現状とBeyond 5G」について説明を受け、意見交換を行った。

説明の概要

1 5Gの現状

5Gの現状について、以下の項目について説明がなされた。

- ・移動通信システムの進化（第1世代～第5世代）
- ・第5世代移動通信システム（5G）とは
- ・5G展開に向けた取組
- ・携帯電話事業者への周波数割当て
- ・絶対審査基準の審査結果及び比較審査基準の審査結果
- ・5Gの広範な全国展開確保のイメージ
- ・2.3GHzの割当て（ダイナミック周波数共用の実用化）
- ・2.3GHz帯5G周波数の開設指針のポイント
- ・既存4G周波数帯の5G利用の可能化
- ・5Gの新しい機能
- ・4Gから5Gへの移行
- ・5G等の新たな整備計画の策定
- ・デジタル田園都市国家インフラ整備計画 ロードマップ 等

2 ローカル5G

ローカル5Gとは、地域や産業の個別のニーズに応じて地域の企業や自治体等の様々な主体が自らの建物内や敷地内でスポット的に柔軟に構築できる5Gシステムであり、以下の項目について説明がなされた。

- ・拡張周波数帯におけるローカル5Gの共用条件
- ・ローカル5Gの申請者及び免許人一覧

- ・「令和3年度 課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証」実証事業概要一覧
- ・多数の機器が存在する環境下におけるローカル5G技術実証
- ・新世代モバイル通信システム委員会の審議再開 等

3 Beyond 5Gに向けた取組

現在、グローバル的には2030年頃を目指してBeyond 5G、6Gの検討が始まっています。超低消費電力、自律性、超安全・信頼性及び拡張性等が必要になってくると言われています。

また、知財・標準化戦略、研究開発戦略、展開戦略という3つの戦略に沿ったマイルストーンを策定したBeyond 5G推進戦略ロードマップを取りまとめており、2025年に開催予定の大坂・関西万博までの5年が勝負という危機感を持って取り組んでおり、その時にはそれまでの取組の成果を「Beyond 5G ready ショーケース」として世界に示して、グローバル展開を加速するといったようなスケジュール感を持って、現在種々取り組んでいるところである。さらに、Beyond 5G研究開発促進事業、Beyond 5G推進コンソーシアム、Beyond 5Gホワイトペーパー公表など取組を進めている。

委員会等の主なコメント等

<委員会>

- ・5Gの新しい機能であるネットワークスライシング及びモバイル・エッジ・コンピューティングは、大手キャリアに有利に働く可能性があり、MVNOがどのような形でサービスを提供できるのかという観点でルール整備が必要になると思うが、現状、どのような議論がなされているのか。
- ・日本の5G技術について、特許は取れても国際展開できていないため、是非、6Gでは頑張っていただきたい。
- ・既存事業者以外のMVNOに卸などを提供することが比較審査基準の一つとして掲げられているが、計画終了までに達成の見込みがあるのか。

<担当部局>

- ・大手キャリアの方が資金力、人材面、技術力について、有利に働くのはご指摘のとおり。また、MVNOが卸や接続でどのような形で関与していくのか議論がなされている情報は入ってきてないが（担当は電気通信事業部）、これから大きな議論の一つとなる可能性はあると思う。
- ・ご指摘のとおりであり、それを踏まえてBeyond 5G推進戦略を策定しており、しっかり取り組んでいきたい。
- ・計画は総務大臣が認定しており、当然、守っていただくことが前提である。順次報告を受けており、現時点では達成できないといった事業者はなく、最終的にはきちんとできると期待している。

2 令和4年6月7日 第222回委員会

総合通信基盤局から「ブロードバンドサービスのユニバーサルサービス化について」説明を受け、意見交換を行った。

説明の概要

近年、補助金等を活用した積極的な整備により、光ファイバの未整備地域の解消が進展したが、依然として未整備地域が一部存在している。FTTHカバー率は2022年3月末の見込みで99.7%、未整備が17万世帯残っている状況である。

また、都道府県別に見ると、離島や山間地を多く有する地域においては整備率が低く、整備率の格差が発生している現状である。

このような状況の中、我が国が目指す未来社会であるSociety 5.0において、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方や暮らし方が実現されることが期待されており、テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等のサービスが不可欠な役割を果たすと想定されている。

有線ブロードバンドを実際に維持・整備するに当たっての課題は、①特に地方における有線ブロードバンドサービスの重要な担い手であるローカル事業者、CATV事業者は人口減少の中で採算性が悪化しつつあるのが現状であり、今後、人口減少が一層進展した場合には、地方における有線ブロードバンドサービスの維持が困難となる可能性がある。②未整備の主要な理由の一つが、整備後の維持可能性への懸念であり、補助金等を活用し整備したもの、実際に運営していくランニングコストが負えない。

岸田内閣において非常に重要な課題として取り組んでいる「デジタル田園都市国家構想」について、令和4年3月29日、総務省として「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」を報道発表し、2027年度末までに世帯カバー率99.9%を目指すと目標を掲げた。当該目標を達成した場合、未整備世帯は約5万世帯となり、ニーズがあれば残りの未整備世帯も、引き続き整備を目指すことを考えている。

令和2年4月から「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会」を立ち上げ検討を開始、令和4年2月2日に最終取りまとめを行った。概要は以下のとおり。

- ① テレワーク等安定的な利用を可能とするブロードサービスを電気通信事業法上の基礎的電気通信役務の新たな類型として位置付ける。
- ② 不採算地域におけるサービスの安定的な提供の確保等を目的としており、新たな交付金制度を創設し、整備後のサービスの維持可能性への懸念が理由となって整備が行われていない地域においても、整備が進むことが期待される。
- ③ 事業者に対する規律の在り方として、基礎的電気通信役務となる有線ブロードバンドサービスの適切、公平かつ安定的な提供を確保するため、有線ブロードバンドサービスを提供する事業者に対し、原則として、基礎的電気通信役務となる電話と同様の規律を課すことが適当である。

令和4年3月4日に電気通信事業法の一部を改正する法律案を国会に提出しているところ、その1つの柱として、ブロードバンドサービスのユニバーサルサービス化についても盛り込んでおり、法案が成立した暁には、様々な詳細設計について、検討を進めていく予定である。

委員会等の主なコメント等

<委員会>

自ら回線を設置しない事業者が他事業者から卸電気通信役務の提供を受け提供するサービスについては、ユニバーサルサービス制度が卸電気通信役務契約を念頭に置いていないものと理解しているがどうか。

<担当部局>

基本的には自前で設備を設置し、サービスを提供している事業者を念頭に置いているが、サービス提供の形態として、一部自前、一部卸をうまく組み合わせて提供している事業者もいるので、一部でも自前で回線設備を持っている場合には、今回の交付金の支援の対象になり得るような詳細な制度設計を考えているところである。

3 令和4年7月26日 第223回委員会

総合通信基盤局から「接続料の算定等に関する研究会第六次報告書(案)の概要」について説明を受け、意見交換を行った。

説明の概要

本研究会では、電気通信ネットワークのIP化が進展する中、接続料の算定方法や指定電気通信設備を用いた卸電気通信役務に関するルールの在り方等を検討している。令和3年9月に第五次報告書を取りまとめて以降、計13回の会合を開催し、7つの項目の課題について検討・フォローアップ等を実施し、今般、検討結果等について第六次報告書(案)を取りまとめたところ。

- ① 卸協議の適正性の確保に係る制度整備
- ② 「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証
- ③ 接続料等と利用者料金の関係の検証
- ④ 5G(SA方式)時代におけるネットワーク機能開放 等

7つの項目の課題のうち、電気通信紛争処理委員会に特に関係が深いものについては次のとおり。

①「卸協議の適正性の確保に係る制度整備」について、令和4年6月、電気通信事業法の一部を改正する法律が成立した。今後、電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少なくないものとして規制の対象とする特定卸役務の範囲や、卸先事業者の求めに応じて提示する情報の範囲等について引き続き検討を進めるとともに、固定通信分野における卸先事業者の参入後の協議の在り方、モバイル音声卸の標準的な料金の公表等についても引き続き検討することが適当としている。

②「『指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン』に基づく検証」について、当該ガイドラインに基づく検証では、NTT東日本・西日本の光サービス卸及びMNO3社のモバイル音声卸を対象に、まず「代替性の有無の検証」として、指定設備卸役務と同様の設備利用形態・利用条件等により接続が利用可能かの検証を行い、代替性なしの場合は「重点的な検証」として、適正原価と適正利潤を加えたものが卸料金を超えているかについて検証を、代替性不十分な場合は「その他の検証」として、卸料金と接続料相当額の差分の妥当性について事業者自身が検証し報告することとしている。また、いずれの場合でも「時系列検証」として、直近3年間における卸料金、利用者料金、接続料相当額等を比較し、それぞれの額の変動要因やコスト変動の反映状況等について事業者自身が検証し報告する。

光サービス卸に係る今年度における「その他の検証」に関しては、加入光ファイバに係る接続料は引き続き減少傾向であり、卸料金が今後も継続的に引き下げられない場合は、卸料金と接続料相当額の乖離は大きくなっていくものと考えられるため、引き続き検証結果を総務省に報告するとともに、本研究会においても、制度整備の効果・影響も含めて検証結果を確認して、必要に応じて追加的な対応を検討し

ていくことが適当としている。

③「接続料等と利用者料金の関係の検証」について、MNOの携帯料金の引下げにより、MNOの料金とMVNOの料金が従来よりも近接しており、MVNOの料金の価格優位性が低下したことから、イコールフッティングの確保がより重要になってきている中、接続料等のコストと小売料金を比較して、コストが小売料金を十分に下回っているか検証する「モバイル・スタックテスト」を実施する予定である。本研究会では、MNO 3社が新たな大容量料金プランを発表したことに伴い、MNO 3社各社による試算の結果等に基づく携帯電話料金と接続料等の関係に係る検証を実施したところ、接続料等は直ちに原価割れの状況となっているとは言い切れないものの、MVNOがMNO 3社の新料金プランに対抗するサービスを提供するに当たって、イコールフッティングの観点から、データ接続料の水準が適切なものになっているかという点については疑義が生じる結果であった。今回、モバイル・スタックテストの指針化に向けて、第六次報告書（案）において、対象事業者（第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者）、検証時期、対象サービス及び検証方法について考え方を示している。

また、固定通信分野のスタックテストについては平成11年から実施しているが、今回、本研究会において加入電話・ISDNの扱いについて検討したところ、今なお、メタルアクセス回線を用いた競争事業者のサービスが存在するため、直ちに検証対象から除外することは不適当としている。加えて、営業費相当額の基準値についても議論し、最新のデータに基づいて見直すことが適当としている。

④「5G（SA方式）時代におけるネットワーク機能開放」については、(i)L3接続相当、(ii)ライトVMNO、(iii)L2接続相当、(iv)フルVMNOの4つの機能開放形態がある中、これまでの本研究会における議論では、MVNOが実現したいサービスの明確化を行い、MNOとMVNOの相互理解を深めていくなど、MNOとMVNOが同時期にサービス提供を開始できるようにすることが適当とされていた。

以上の4つの機能開放形態のうち、(i)L3接続相当（サービス卸）については、MNOが既にMVNOに対し情報提供を実施しているが、MVNOからは具体的な検討をするには情報が不足、検討期間が短いといった意見が寄せられている。

(ii)ライトVMNOについては、国際標準化の動向を勘案しつつ、MVNO側の検討期間を考慮した情報提供が行われることが望ましい。

(iii)L2接続相当については、国際ローミングに関する国際標準化や設備ベンダーの動向等を勘案しつつ、MVNOからの具体的な要望を踏まえて機能開放に向けた準備を行うことが望ましい。

最後に(iv)フルVMNOについては、過去にない類似事例のない役務提供形態であるため、MVNOの具体的な要望を踏まえた上で技術的条件等の実現可能性の検討が必要であり、事業者間で基本的な認識合せを進めていくことが望ましい。

いずれにしても、5G（SA方式）の協議は始まったばかりであり、いずれの機能

開放形態においても、MVNOが実現したいサービス提供イメージを具体化し、MNOとMVNOの相互理解を深めていくことが必要であり、このような事業者間の相互理解を通じた今後の協議の活発化を期待しつつ、MNOとMVNO間のイコールフッティングを確保するため、この協議の状況を引き続き注視していくことが適当としている。

委員会等の主なコメント等

<委員会>

- ・ 5Gの網機能開放とその具体的活用が生み出されるよう協議状況を定期的に把握し、さらに課題を洗い出し、検討を進めていくことが大切と思うが、今後の見通しや方針があれば教えていただきたい。
- ・ 今後、モバイル・スタックテストの具体的な実施方法の検討が進められていくと思うが、その際、接続料はもちろんのこと、特に卸料金と利用者料金の関係、特に営業費相当額の範囲は相当幅があると考えられる。それをどのように設定するかということが一つ大きな争点になると考へており、こうした議論の中で、特にポイントとなる事項があれば教えていただきたい。

<担当部局>

- ・ 事業者間協議の状況を注視し、協議状況により必要に応じて適切な対応をとっていきたいと考えている。
- ・ ポイントはまさに営業費相当額であり、どれぐらいの乖離があるかということが一つであろうと考えているが、いずれにしても、今回、第六次報告書に示される考え方沿った形でモバイル・スタックテストのガイドラインの案を作成し、パブリックコメントをしっかり実施した上で、適正なものを策定していきたいと考えている。

4 令和4年9月16日 第224回委員会

総合通信基盤局から「電気通信事業分野における市場検証（令和3年度）年次レポートについて」説明を受け、意見交換を行った。

説明の概要

本年8月31日公表の令和3年度電気通信事業分野における市場検証の年次レポートについて、概要等4つの項目について説明。昨年度に引き続き、大きく分けて2つの観点で分析を行った。

1つ目は、電気通信事業分野における市場動向の分析。事業者や利用者へのアンケートの結果等に基づき、定量的・定性的な観点から分析を行い、移動系通信、固定系通信の各市場において分析・検証するとともに、令和3年度市場検証では法人向けサービスの実態把握を行った。併せて、研究開発競争の状況把握も行っている。

2つ目は電気通信事業者の業務の状況等の確認。市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認など、3点について検証を実施。また、令和3年度からは重点的検証項目を定め、特定の項目について集中的に検証を行っている。

1. 電気通信事業分野における市場動向の分析

【移動系通信市場】

移動系通信市場における小売市場の分析については、市場動向の分析に当たって市場構造に関する指標など4つの指標を定めている。各種指標を確認した結果、緩やかに市場規模が拡大を続ける中、楽天モバイルのMNOとしての参入により、既存の競争状況が大きく変化していく可能性があると考えている。

卸売市場の分析については、楽天のMVNOサービスやLINEモバイルといった新規受付停止済みのMVNOにおける契約数の減少を主な要因として市場規模が減少に転じるなど、市場全体の動向に変化が生じている。

通信モジュールの市場における小売市場の分析については、移動系通信市場全体や携帯電話向け通信サービス市場とは異なり、各事業者のシェアの変動が大きく、各社間で顧客獲得を巡る競争が活発に行われていることが推察される。

卸売市場の分析については、市場規模は拡大を続けている中、再卸事業者のシェアは5%未満と極めて少なくなっている。

【固定系通信市場】

固定系ブロードバンド市場の分析については、近畿においてNTT東西のシェアが50%を下回るなど、地域ブロックごとに競争状況に差異があるものの、総じてNTT東西のシェアは高い状態が継続している。

固定系超高速ブロードバンド市場の分析については、地域ブロックごとに競争状

況の差異はあるものの、総じてNTT東西のシェアは高い状態が継続している。

FTTH市場の小売市場の分析については、地域ブロックごとに競争状況に差異はあるものの、総じてNTT東西のシェアは高い状態が継続している。

FTTH市場の卸売市場の分析については、NTT東西がシェア2位以下の事業者を大きく引き離し、圧倒的なシェアを有している状況である。

ISP市場の分析については、各事業者のシェアの変動は小さくなっているが、NTT系等、それぞれの系列の事業者が10から30%程度のシェアを有している状況であり、特定の事業者が圧倒的なシェアを有するような市場環境ではない。

固定電話市場の分析については、NTT東西のシェアが依然として60%を超えており、2位以下の事業者のシェアを大きく引き離しているものの、そのシェアは減少傾向にあり、市場全体としても継続的に縮小傾向にある。

050-IP電話市場の分析については、各事業者のシェアは変動してきており、特定の事業者が圧倒的なシェアを有するような市場環境にはなっていない。

【その他】

WANサービスやIoT等の法人向けサービスの実態把握を行い、試行的な市場画定を行うとともに研究開発競争の状況把握を実施した。

2. 電気通信事業者の業務の状況等の確認

今年度、重点的検証項目を2つ設定しており、①客観的・定量的なデータに基づく市場支配的な電気通信事業者による不当に優先的な取扱い等の有無等の検証については、局舎スペースの利用に関する検証やNTT東西における各種手続についてのリードタイム検証等計4つの検証事項が挙げられる。いずれの検証においても、不当に優先的な取扱い等に該当する事実は認められなかったが、引き続き検証を行っていくこととしている。

続いて②MNO各社におけるグループ内の事業者への優先的取扱い等の実態把握については、グループ内事業者への優先的な取扱いや、接続の業務に関し知り得た情報の目的外利用が行われていることは、現時点では確認できなかった。禁止行為規制の対象となっていないMNO、つまりKDDI等において、グループ内事業者への優先的取扱い等の有無などについて確認したが、現時点ではそのような不当に優先的な取扱いに該当するような事実は確認できなかった。また、本年7月にNTTドコモがグループを再編、その一環としてNTTドコモが特定関係法人であるNTTぷららを吸収合併したという動きもあり、そのような動きを契機に市場検証会議において、NTTドコモによる特定関係法人の吸収合併のケースや旧NTTと旧NTTからの分離会社との合併のケースといった組織再編に係る対応について、今後どういった検証を行っていくかということを整理した。

例年実施している固定系・移動系通信における禁止行為規制に関する業務状況の

確認結果とNTTグループにおける公正競争条件の遵守状況の確認結果はいずれも特段問題は認められなかったものの、継続的に注視していくこととしている。

3. 今後取り組むべき課題

この実態把握を踏まえ、今後取り組むべき課題等として、移動系通信市場については、既存の競争の状況が大きく変化していく可能性があることから、継続的に分析が必要である。また、固定系ブロードバンド市場、固定系超高速ブロードバンド市場及びFTTH市場の小売市場については、地域ブロックごとに競争状況に差異はあるものの、総じてNTT東西のシェアは高い状態が継続するなど、サービス提供主体別のシェアの動向も分析していくことが必要。

最後に、電気通信事業者の業務の適正性等の確認についても、電気通信事業法上問題となり得るような行為というものは確認できなかったものの、来年度以降も継続して、禁止行為規制等に反する行為がないか、客観的・定量的なデータに基づく検証を行った上で、分析予定としている。さらに、来年度も、電気通信事業法第30条の禁止行為規制の適用を受けていない電気通信事業者、つまり、ソフトバンク等のグループ内の事業者への優先的な取扱い等についても広く把握・検証していく予定であり、また、今後NTTグループにおきまして組織再編が発生した場合には、今年度明らかにした市場検証の取組における組織再編に係る対応等に基づきまして適切に対処していく予定である。

委員会等の主なコメント等

<委員会>

禁止行為規制の対象外であるKDDI及びソフトバンクに対する行為の注視を継続していくということで、今年も検討を続けていくということだが、禁止行為の対象外の事業者に対し、モニタリングを続ける趣旨について伺いたい。

<担当部局>

両者は現在、電気通信事業法第30条の禁止行為規制の指定ではないが、公正競争上問題があるような行為が行われていないかということについて、確認していく必要があるのではないかと市場検証の委員のほうから声が出ており、継続的にモニタリングという趣旨で、今後も状況について確認していく予定。

5 令和4年11月18日 第226回委員会

総合通信基盤局から「消費者行政の推進について」説明を受け、意見交換を行った。

説明の概要

消費者保護ルールの現状、消費者保護ルールを推進するに当たり、国の体制、仕組みがどのようにになっているのか、消費者保護ルールを推進していくに当たっての重要な仕組みを中心に説明。

苦情相談件数は、2012年度4万件ぐらいだったものが、2015年度にピークとなっており、近年は横ばい傾向。様々なキャリアが参入し、サービスが多様化する中、競争環境が激しくなることによって、消費者に対する行動も不適切なものが多くなり苦情につながっていると考えている。

これまでの消費者保護ルール等、法改正の経緯について、2004年に特別な消費者保護ルールを入れ、複数回法改正を行い、消費者保護ルールを充実させてきた。競争環境の整備という意味では、同じような時期に同じように改正を重ねており、例えばこの電気通信紛争処理委員会の発足が2001年であり、競争環境の整備と消費者保護ルールは両輪で進んできたと考えられる。複数回の法改正において特記すべき事項の一つが令和元年の改正で、販売代理店の届出制度の導入と自己の名前を告げずに勧誘する行為の禁止があり、後者は、事業者や販売代理店が勧誘契約活動する際、該当行為を禁止するものである。

消費者保護ルールの対象となる電気通信サービスの範囲は、一般消費者向けの通信サービスである。具体的な対象範囲としては、第1号無業務として携帯電話サービス等、第2号業務として光ファイバ等、3号業務として固定電話等が対象範囲となっている。

消費者行政の体制については、どのように消費者行政を回していくのかという観点から、まず個別事案を把握した上で、それを政策的にどのように落と込みをしていくのかということと、違法なものについて個別の改善につなげていくことの2点を行っていかなければならない。総務省としては、電気通信消費者相談センター等で苦情を様々把握しているが、個別案件の処理と個別案件を政策に生かすという形で、役割分担をしている。

政策的な対応として大きく2つある。1点目として、消費者保護ルール実施状況のモニタリングで、苦情等の傾向分析、毎年度の定期調査及び個別事案の随時調査を行うことにより、消費者保護ルールの実施状況について、改善すべき点や優良事例も含め関係者間で共有・評価を行い、必要に応じ制度の見直し等を行っている。

2点目として、「消費者保護ルールの在り方に関する検討会」を定期的に開催し、今後の検討課題を議論している。今現在進行形で動いているトピックとしては、①

苦情相談の処理の在り方、②販売代理店の在り方についてとなる。

①については、「苦情相談処理体制の在り方に関するタスクフォース」を立ち上げ議論を進めている。消費者相談センター等では個別の民事的な解決を進めているが、結局、解決できないものは、訴訟になるというのが一般的。しかしながら、電気通信サービスにおける紛争の特徴として、金融や不動産と異なり、トラブルの額が少額で、訴訟に行くというこのフローが必ずしもフィットしにくいという点等が挙げられている。

また、②については、電気通信業界での問題の一つである携帯電話のショップでの販売方法がなかなか問題解決しないという点である。例えばドコモやauの販売代理店は、実はドコモ、auの本体がやっているわけではなく、販売代理店という別の会社に委託をしており、そのような販売代理店において一部行われている不適正な販売方法を、どのように直したたらよいかについて、現在議論しているところである。

ショップ店員にアンケート調査を実施、また、総務省窓口に寄せられている声を見ると、販売代理店も好き好んで不適切な勧誘を行っているわけではなく、自分の委託元であるMNOの営業目標が不適切な勧誘につながっているのではないかといった結果がでている。また、総務省窓口では一定の評価制度があり、MNOが販売代理店を点数で評価しているため、今の評価制度を前提にすると、契約獲得を優先せざるを得ないという話がある。このため、総務省から携帯各社に対して、適合性の原則にのっとった営業が十分に促される仕組とし、販売代理店に課す目標値を過大にすることで、販売時における適合性の原則に反するような行為、それを助長するのは問題ということを、携帯各社に伝達している。今後、携帯各社においてどのような取組をするのか、又は携帯各社の取組を踏まえて、販売の現場が変わってくるのか、現在注視しているところ。

最後に、一番国民に身近なサービスと思われる携帯電話については、総務省の競争政策又は消費者保護政策によって乗換えがしやすい、あるいは顧客の利用スタイルにより適切な料金プランがある、簡単に乗り換えられるなど、状況が変わっているため、サイトを作成して国民の皆様に宣伝しているところである。

委員会等の主なコメント等

<委員会>

- ・ 様々な消費者利益のための取組をしており、これは非常に重要と思うが、このような電気通信固有の消費者保護の制度と一般的な消費者保護法制をどのような関係にしていくのか。
- ・ 苦情処理という意味では、ADRを設置することの意味は大きい。電気通信分野についてもADRを創設する動きになっており、大変良いと思っている。た

だし、電気通信分野の苦情や紛争は結構範囲が広く、しかも金額的にはそれほど高いものでもないものも大分ある。また、件数を含め組織を作った費用対効果がどの程度なのか、このような観点で今後、具体的な方向性を聞きたい。

<担当部局>

- ・ 消費者保護に対する一般法として、消費者契約法が基本は電気通信分野も適用される。そこでカバーされない部分を総務省で個別に拾っていく。電気通信事業法の建て付け立てとして、契約の内容が非常に不適切な場合には業務改善命令を行うことができるという形となっている。
- ・ 指摘のように費用対効果もあるため、ある程度苦情を類型化、判例ではないものの相場感を確立するような方向性で、効率化を図りながらしていくというイメージで、事業者団体にでも検討しながら、解決策を模索していきたい。

6 令和4年12月2日 第227回委員会

総合通信基盤局から「音声伝送携帯電話番号の指定条件の緩和について」説明を受け、意見交換を行った。

説明の概要

現在、電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）においては、音声伝送携帯電話番号の指定を受けることができる電気通信事業者はMNOのみに限定。多様な付加価値サービスの創出・提供を実現するため、令和3年12月8日付け情報通信審議会答申「デジタル社会における多様なサービスの創出に向けた電気通信番号制度の在り方」における方向性を踏まえ、MVNOに音声伝送携帯電話番号の指定ができるよう制度改正を行う予定。

MVNO等に番号を指定することに対するニーズについて、MVNOより、MNOとの間でイコールフッティングの実現、多様な付加価値サービスの提供等の観点から、自ら音声伝送携帯電話番号の指定を受けることについて要望。地域BWAを提供するCATV事業者からも、同様の要望。諸外国の状況としても、我が国及び米国を除き、既に多くの国でMVNOへの直接の番号指定が可能となっている。

情報通信審議会では、緊急通報の実現方法が論点の1つとされた。現行、自ら指定を受けて音声伝送携帯電話番号を使用する者は、利用者が緊急通報を行うことが可能であることが要件であるが、自ら緊急通報受理機関との接続を行うことはMVNO等にとって設備構築等の負担が大きい。また、IP網への移行後、緊急通報受理機関からコールバックにおいて通報者との通話がつながりやすくなる機能について、携帯電話事業者もその実現に向けた対応が求められる。これにもMVNO等が対応する場合に困難を伴うことも想定されるため、MVNO等による緊急通報の確保には、こうした点も踏まえMNOから卸提供を受けることを視野に入れて検討はどうかなど意見が出された。これに対しMNO、MVNO等もそれぞれの立場から意見を示した。

論点整理を行い、MVNO等への番号の指定を認めることが適当という旨の上記答申がなされた。

携帯電話に係る基地局の免許等が必要という条件は、基地局を持たないMVNO等に適用することができないため、当該条件に代わるものとして、携帯電話の音声サービスを提供するための交換設備等を設置するなど、現行の指定条件と同等性を確保することで、認めたとされた。

MVNO等による緊急通報に係る論点については、関係者ヒアリング等を踏まえ、自ら全国緊急通報受理機関に接続することも排除されないものの、提供エリア（ローミングエリアを含む。）の全部または一部のエリアにおいてホストMNOとのネット

ワークを介した緊急通報の実現も認めることが適當とされた。

情報通信審議会答申を踏まえ、情報通信行政・郵政行政審議会に諮詢された電気通信番号計画等の改正案では、MVNOへの電気通信番号の指定条件は、MNOに課せられている条件と原則同等とし、具体的には以下のとおりとされた。

- ・緊急通報については、MNO等のネットワークを介した提供も認める。
- ・「携帯電話の基地局の免許等を受けていること」の条件の代替として、ホストMNOとの連携を求めるとともに、音声呼の制御や加入者情報の管理・認証に必要な設備の設置及びIMSI（国際移動体加入者識別番号）の指定を受けることを新たに求める。
- ・電気通信事業法の技術基準（事業用電気通信設備規則）の適用を受けない場合にあっては、番号指定後に当該技術基準の適用を受けることを前提に、当該技術基準への適合性を確認していることを必要条件として求める。

現状、音声伝送携帯電話番号の指定を受けてサービスを提供する場合、MNOは技術基準が適用されるが、MVNOは基本的には技術基準が適用されない。このため、MVNOへの音声伝送携帯電話番号の指定にあたり、「電気通信事業法施行規則」及び「事業用電気通信設備規則」の改正が進められた。音声伝送携帯電話番号の指定を受けてサービスを提供する場合、MVNOは、加入者情報を管理するためのデータベースなど音声サービスの提供に必要なプラットフォームを自ら設置することになるため、このMVNO設備にも技術基準を課すことが必要。これにより、サービスの提供に必要な設備の全体に損壊・故障対策が施されるため、電気通信役務の着実かつ安定的な提供が図られることになる。

上記の目的から、電気通信事業法施行規則の改正では、音声伝送携帯電話番号の指定を受けるMVNOが設置する設備に技術基準が適用されるように、「内容、利用者の範囲等から見て利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務」という箇所に「音声伝送携帯電話番号の指定を受けて提供される電気通信役務」を追加するという改正案としたところ。

また、2点目の技術基準、事業用電気通信設備規則の改正では、音声伝送携帯電話番号の指定を受けるMVNOが設置する部分の設備を、「特定携帯電話用設備」と新たに定義、現在のMNOが設置するような携帯電話設備と同等の基準を課すという内容の改正案を検討している。

スケジュールについては、11月25日に情報通信行政・郵政行政審議会におきまして、制度改正案の諮詢を行い、この答申が、令和5年1月下旬を予定。この答申を踏まえ、年度内をめどに速やかに必要な改正を行いたいと考えている。

委員会等の主なコメント等

<委員会>

- ・ 今回の改正は、多様な付加価値サービスの創出、提供をMVNOにおいて実現するところから始まっていると思うが、どのようなサービスが今後提供されることを想定しているのか。
- ・ MVNOに番号が直接付与されている場合について、海外では緊急番号のトラブルはないのか。
- ・ MVNOも番号指定には一定の設備負担が発生する。この設備に対する投資というのは、MVNOとして負担できる水準なのか。負担してでもサービスを提供して利益がある、魅力のある制度なのか。
- ・ 諸外国の事例を踏まえ、懸念すべき課題、今後検討しておかなければいけない事項といったものは、何か顕在化しているのか。

<担当部局>

- ・ ローカル5Gとその他全国のMVNOが提供するようなサービスへの相互乗り入れが、1つの番号でできることになること、また、IMSの活用による付加価値サービスの提供なども想定されていると情報通信審議会においてMVNO等から意見があった。現在、MNOがやっていないようなところでの新たなビジネスモデルのアイデアもあるだろうと推測。
- ・ 海外での緊急通報について、MVNOが設備を自ら揃えるのか、あるいはMNOとの合意によるのか、緊急呼の実現方法は、調べ切れていないが、MNOもMVNOも、これは必要要件として定義されているのだろうと推測。
- ・ MVNOからは、自らの設備整備や緊急通報の確保など新たな設備投資が必要という意見は出ているが、そういったことを比較考量してもなお、新しい番号を自ら使用できるということが、ニーズとして大きいのだと理解。
- ・ スペインやドイツ等における、制度のメリット、デメリットを調査で聞いている。こうした諸外国の状況も踏まえ制度設計を行っており、十分に適宜不断の見直しを行って、必要であれば制度の改正もまた検討ていきたい。

7 令和5年2月14日 第229回委員会

総合通信基盤局から「携帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な移行に関するタスクフォース報告書について」説明を受け、意見交換を行った。

説明の概要

- ・先の通常国会で「電波監理審議会の機能強化」や「携帯電話等の周波数の再割当制度」を盛り込んだ電波法及び放送法の一部を改正する法律が成立し、令和4年10月1日に施行された。同改正により、携帯電話等の周波数は次のいずれかの場合に再割当てができることとなった。
 - ① 電波の有効利用の程度が一定の基準を満たさないとき
 - ② 開設指針制定の申出があったとき（競願の申出）
 - ③ 電波の公平かつ能率的な利用を確保するための周波数の再編が必要と認めること

タスクフォースでは、②について、具体的な要望のあったプラチナバンドの再割当てを対象に、開設指針制定の申出が行われ、開設指針を制定することが決定した場合の「移行期間」、「移行費用の負担の在り方」等の検討を行った。
- ・競願の申出によって既存免許人以外の者に再割当てを行う場合、周波数移行に多大な作業の負担が生じることから、これを上回る電波の能率的な利用が確保されることが必要となる。このため、開設指針制定の要否の決定にあたっては、報告書では次の点に留意すべきと示された。
 - 申出人による有効利用の程度の見込みが電波監理審議会による既存免許人の有効利用評価の結果と同等以上であること
 - 再割当ての対象となる周波数幅については、申出人の割当済みの周波数幅、契約者数、トラヒック量等を勘案し、必要十分な周波数幅とすること
 - 改正電波法による開設計画の認定期間が従来よりも延長されたこととの均衡を考慮し、再割当ての対象とする周波数の選定に当たっては、既存免許人の使用期間及び有効利用評価の結果を踏まえること
 - 申出に係る周波数帯において、携帯電話システムに割り当てる可能性のある周波数の有無
- ・また周波数移行については、再割当てに伴う円滑な周波数移行を実現するため、携帯電話事業者同士による周波数移行を行うものであることや、改正電波法に対する附帯決議（既存免許人の利用者に係る不利益への十分な考慮を指摘）等を踏まえ、次の点に留意すべきと示された。
 - 既存免許人と新規認定開設者は、相互に協力して迅速な移行及び基地局展開に努めること

- 既存事業者の利用者に許容しがたい不利益が生じることがないよう、適切な移行期間等を設定すること
- 新規認定開設者の無線局により、既存免許人の提供するサービスに許容しがたい品質劣化が強いられることのないようにすること
- 報告書では、移行期間と移行費用の負担について、どの周波数帯にも適用できる「基本的な考え方」と、再割当要望のあるプラチナバンドにおける考え方の2段階構成でまとめられている。
 1. 移行期間の基本的な考え方
 - ① 標準的な移行期間
 - 電波法の免許の有効期間が5年間であり、再免許が保障されていないことを勘案すれば、再割当ての時点から5年間を標準的な移行期間とすることが適當。
 - ② 標準的な移行期間を超える場合
 - 既存免許人の無線局について、計画的に移行を実施しても5年以内に移行が完了する見込みがなく、かつ、移行完了前に既存無線局の使用を停止することにより既存免許人の利用者の通信環境に悪影響が生ずる場合は、移行完了予定期を勘案して、周波数の使用期限（移行期間）を決定することはやむを得ないものと考える。
 - ただし、この場合、開設計画の審査において優位と判断された新規認定開設者による周波数利用が早期に開始できるよう、既存免許人の周波数の使用を停止するための作業を順次実施し、既存免許人の無線局を漸減させることが必要。
 2. プラチナバンドにおける移行期間の考え方
 - ① プラチナバンドにおける移行期間
 - レピータ交換は、新規認定開設者による基地局の開設に必須の作業であることから、レピータ交換に要する作業期間を勘案して、移行期間を設定することが適當
 - 既存免許人に対してレピータの移行計画の概要等の報告を求め、移行計画が標準的な作業工程に基づいて算定されており、上記1. ②に整合する場合には、5年を超える移行期間の設定を可能とするのが適當。なお、移行計画の妥当性については、専門的な知見を有する者等の第三者による確認も併せて行うことが適當
 - ② 既存免許人による周波数移行を確実に実施するため、以下の措置を講ずることが適當
 - 周波数の移行計画の策定・進捗管理（開設計画認定後）

総務省は、既存免許人に対して周波数の使用期限、新規認定開設者の開設計画等を踏まえた移行計画の報告を求める。移行計画の妥当性については、第三者による確認を行い、総務省は、この利用状況調査の一環として既存免許人に対して移行計画の進捗状況の報告を求め、電波監理審議会による評価を行う。

➤ 移行期間中の既存免許人の無線局の再免許

- (ア) 認定日以降の既存免許人の無線局の再免許の有効期間を1年とする。
- (イ) 再免許の審査の際に、移行計画の進捗状況及び電波監理審議会の評価結果を勘案する。

3. 移行費用の負担の考え方

① 費用負担の基本的な考え方

再割当制度においては、免許の有効期間内に使用期限が設定された場合、国が「通常生ずべき損失」の補償を行うこととされているが、無線局免許の有効期間の満了日以降の日が周波数の使用期限として設定された場合は、既存免許人の負担で電波の使用を停止することとされている。

このため、既存免許人の周波数の使用を停止するための費用については、既存免許人の負担を原則とすることが適当。

② 終了促進措置（※）の活用

競願の申出による周波数移行は、開設計画の審査の結果、申出人の開設計画が認定された場合に実施されるものであり、また、終了促進措置は、本来的に当事者間の合意をベースに任意で行われるものであることを踏まえると、競願の申出による周波数移行において、終了促進措置の活用を任意とすることが適当。

※ 開設計画の認定を受けた携帯電話事業者等が、開設指針及び開設計画に従って、国が定めた周波数の使用期限より早い時期に既存の無線局の周波数移行を完了させるため、既存の無線局の利用者との合意に基づき、移行費用等を負担する等の措置

4. プラチナバンドにおける移行費用の負担の考え方

① レピータ交換

既存免許人の負担を原則とする。新規認定開設者の希望により、既存免許人に対して移行計画外の工事を求める場合は、終了促進措置を活用し、新規認定開設者がレピータ交換費用を負担することが適当。

② 基地局の増強

既存免許人の負担を原則とする。本来的には事業者の自助努力により対応すべきものであることから、終了促進措置の対象外とすることが適当。

③ 基地局の受信フィルタの挿入等

既存免許人の負担を原則とする。新規認定開設者の基地局開設に必須の作業とは言えないことから、終了促進措置の対象外とすることが適當。

- ・ 再割当制度の運用にあたってその他に留意すべき事項として、次の3点が示されている。

① 周波数移行の円滑な実施に対応できる無線設備の普及促進（ソフトウェア等で周波数を変更可能な無線設備の導入促進）

- ◆ プラチナバンドで使用されている小電力レピータは、対応周波数が物理的に固定されている。将来の周波数移行の円滑な実施ができるようソフトウェアで周波数変更が可能となるような無線設備の導入を促進すべき

② 国家戦略の推進と確実な周波数移行の確保の両立

- ◆ 再割当てによってプラチナバンドの周波数移行が行われる場合、既存免許人はデジタル田園都市国家インフラ整備計画などの5G展開に係る国家戦略実現に向けた取組の推進を前提としつつ、再割当てに係る移行をできるだけ早期・確実に進めることが可能な計画を策定することが必要

③ 新たな携帯電話用周波数の確保に向けた更なる取組が上げられている。

- ◆ 周波数再編アクションプランでは、4.9GHz帯、26GHz帯、40GHz帯など新たに6GHz幅を携帯電話用に割り当てる目標として掲げている。携帯電話システムが多くの国民が利用している周波数利用効率の高いものであることを踏まえ、周波数再編アクションプランに掲げられた周波数に限らず携帯電話用周波数の更なる確保に向けた検討を進めが必要

委員会等の主なコメント等

<委員会>

レピータ交換に当たり、将来的にソフトウェアで切替えができるようになれば負担が軽減される場合もあるのではないかとのことだが、既存事業者が設置したハードウェアをソフトウェアで切替えを行う場合、その設備の所有権はどうなるのか。

<担当部局>

本件は、現在、特定の周波数に固定されているレピータを、将来的にソフトウェアで変更できるレピータの導入を進めるべきとの内容である。800MHz帯の例では、既存事業者が使用する15MHz幅に対して5MHz幅ずつ再割当てがあった場合、既存事業者のレピータは、15MHz幅から、ソフトウェアの変更により10MHzに縮退することになる。縮退したレピータについては、引き続き既存事業者が10MHz幅で使用することになるため、所有権等の移転は行われず、新しい事業者がそのレピータを使用することはないと想定している。

委員会における施設視察

1 令和5年3月17日 第230回委員会

東京メトロポリタンテレビジョン株式会社の放送施設の視察の放送施設の視察を行い、意見交換を行った。

第2章 周知広報、利便性向上等のための取組

委員会の認知度及び利便性の向上等のため、次の取組を行った。

1 講演会等における委員会業務説明

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会と連携し、令和4年4月21日～22日に開催された「JAIPA の集い in 松山」において、電気通信事業者等に対し、委員会の機能、あっせん・仲裁手続の概要、紛争処理の実績・事例研究、事業者等相談窓口等について、事務局職員による説明を行った。

令和4年5月20日には、一般社団法人日本テレコムサービス協会中国支部総会において、また、令和4年6月22日には、沖縄総合通信事務所主催「2022情報通信月間講演会」（オンライン開催）においても、関係事業者等に対し、同様の説明を行った。

2 総合通信局等を通じた周知

総合通信局等において、管区内の通信・放送事業者を対象に、講演会やイベント等における委員会パンフレットの配布等を行うとともに、庁舎内での委員会パンフレットの配置やホームページへの委員会バナーの掲載等の取組を通じて委員会の周知が行われている。

3 電気通信事業者への資料の送付

所管部局に依頼し、全国の届出電気通信事業者に対し、委員会が取り扱う事案及び事業者等相談窓口等を記載した資料を送付した。

4 電気通信紛争処理マニュアルの改定

委員会が関係する紛争解決のための制度の手続の解説と実際に処理した事例の紹介をまとめた「電気通信紛争処理マニュアル－紛争処理の制度と実務－」について、令和4年度の電波法改正に関する内容を盛り込むとともに、関係資料の現行化等を行い、同年10月に委員会ホームページに掲載した。

5 発足20周年記念シンポジウムの配信

電気通信紛争処理委員会事務局の発足20周年を記念して令和3年に開催されたシンポジウムの模様について、令和4年末までの間、YouTubeの総務省動画チャンネルにて配信を行った。

第3章 委員会に関する制度改正等

○ 終了促進措置に係る協議不調の場合における委員会へのあっせん・仲裁制度の新設

令和4年6月10日に公布され、一部の規定を除き同年10月1日に施行された「電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和4年法律第63号。以下「改正法」という。）により、携帯電話等の周波数の再割当てを行う場合において、既存免許人の移行費用を負担する終了促進措置の活用が可能となるとともに、事業者間の終了促進措置に係る協議が整わない場合、委員会に対するあっせん・仲裁の申請が可能となったものである。改正法を受け、次のとおり、所要の規定整備を行った。

（1）電気通信紛争処理委員会運営規程の一部改正（令和4年10月7日電気通信紛争処理委員会決定第一号）

- 改正法を受け、終了促進措置に係る協議不調の場合における委員会へのあっせん・申請の条文を追加するため、電気通信紛争処理委員会運営規程（平成13年11月30日電気通信紛争処理委員会決定第一号。以下「運営規程」という。）の一部を改定した。

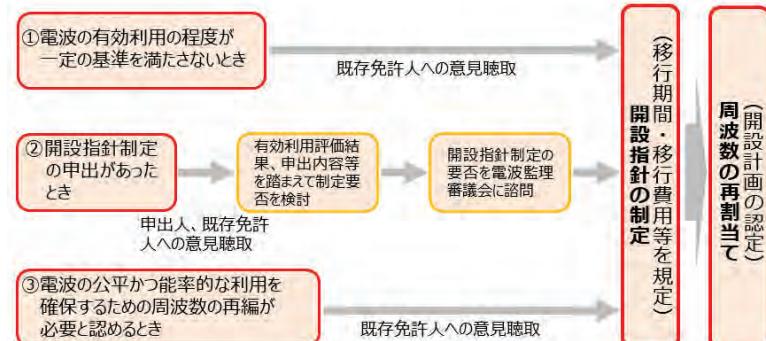
（2）電気通信紛争処理マニュアル等の改定

- 改正法を受け、終了促進措置に係る協議不調の場合における委員会へのあっせん・仲裁の申請様式を追加するため、電気通信紛争処理委員会手続規則（平成13年総務省令第155号。以下「委員会規則」という。）の一部を改定した。あわせて、電気通信紛争処理マニュアル中、「第1部 手続解説」における電波法関係のあっせん・仲裁の申請書様式の一部を改定した。
- このほか、改正法を受け、電気通信紛争処理委員会令（平成13年政令第362号）及び委員会規則等を更新した。

携帯電話等の周波数の再割当制度の創設

- 携帯電話等の電気通信業務用基地局が使用している周波数について、次の場合に再割当ができるようとする。
 - 電波監理審議会による有効利用評価の結果が一定の基準を満たさないとき
 - 開設指針の制定の申出を受け、有効利用評価の結果等を勘案して、再割当審査の実施が必要と総務大臣が決定したとき
 - 電波の公平かつ能率的な利用を確保するために周波数の再編が必要と総務大臣が認めるとき

※ 競願の申出ができる制度を新設



※ 排他的に免許申請できる期間を「5年」から「10年」に延長する。

(参考) 携帯電話等の周波数の割当状況 (令和5年3月時点) 単位 : MHz

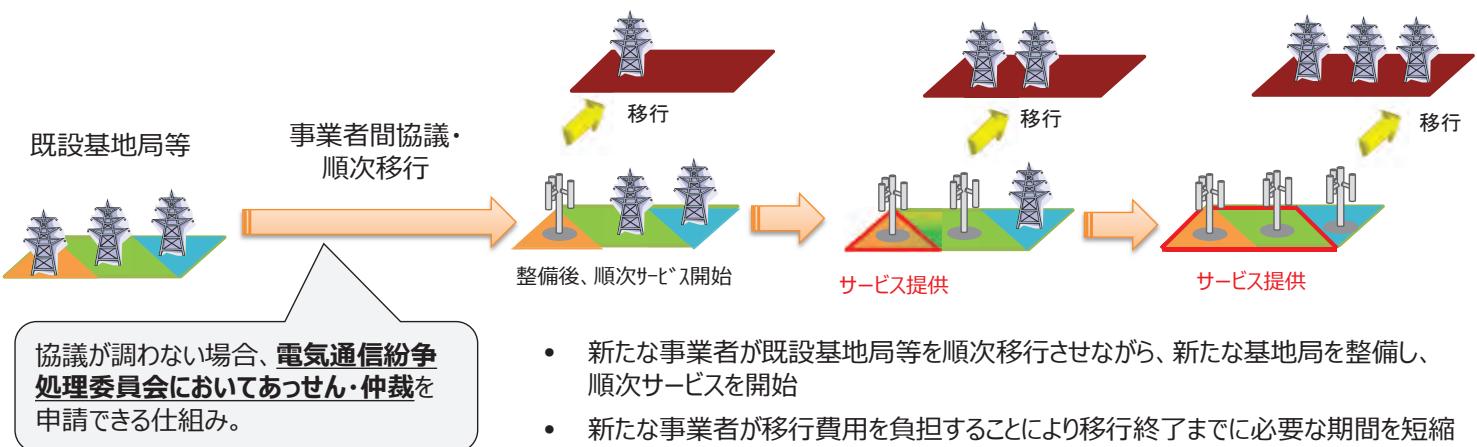
	700 MHz帯	800 MHz帯	900 MHz帯	1.5 GHz帯	1.7 GHz帯	2GHz帯	2.3 GHz帯	2.5 GHz帯	3.4 GHz帯	3.5 GHz帯	3.7 GHz帯	4.5 GHz帯	28 GHz帯	合計
docomo	20	30	—	30	40 ※既割引あり	40	—	—	40	40	200	400	840	
au	20	30	—	20	40	40	40	—	—	40	200	400	830	
UQ	—	—	—	—	—	—	—	50	—	—	—	—	—	50
SoftBank	20	—	30	20	30	40	—	—	40	40	100	400	720	
WILLCOM CITY PLANNING	—	—	—	—	—	—	—	30	—	—	—	—	—	30
Rakuten Mobile	—	—	—	—	—	80 ※40MHz分 ※主にRAN	—	—	—	—	—	100	400	580
合計	60	60	30	70	190	120	40	80	80	120	600	1,600	3,050	

■ 開設計画の認定に基づいて割り当てられた周波数
(認定期間満了)

■ 開設計画の認定に基づいて割り当てられた周波数
(認定期間中)

携帯電話システム間の終了促進措置及びあっせん・仲裁の申請

- 周波数の再割当を行なう場合において、周波数の円滑な移行を促進するため、新たに周波数の再割当を受けた事業者が、既存免許人の移行費用を負担する終了促進措置の活用を可能とする。
- 事業者間の終了促進措置の協議が調わない場合、電気通信紛争処理委員会にあっせん・仲裁の申請を可能とする。



- 新たな事業者が既設基地局等を順次移行させながら、新たな基地局を整備し、順次サービスを開始
- 新たな事業者が移行費用を負担することにより移行終了までに必要な期間を短縮

資料編

ページ

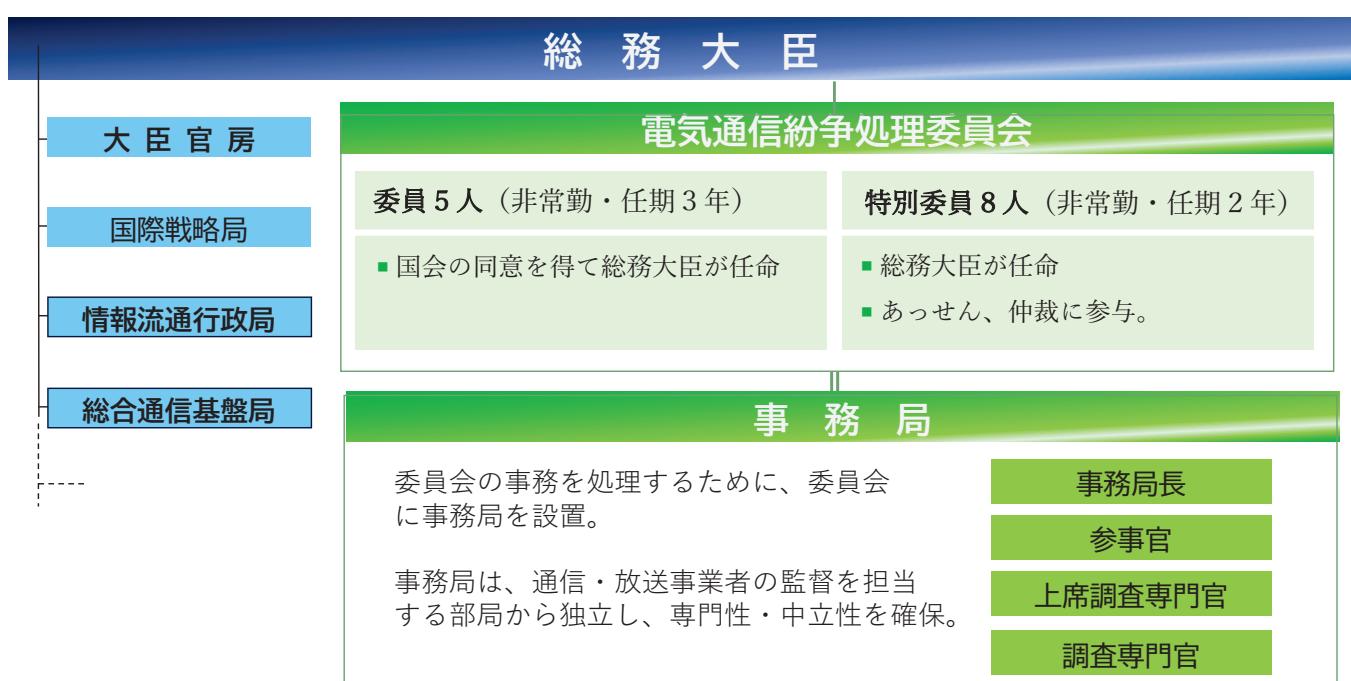
【資料1】電気通信紛争処理委員会の概要 ······	資一 1
【資料2】これまでの紛争処理の概況 ······	資一 4
【資料3】これまでの紛争処理終了案件の一覧 ······	資一 5
【資料4】紛争処理対象分野の動向 ······	資一 14

電気通信紛争処理委員会の概要

1. 電気通信紛争処理委員会の設置・組織

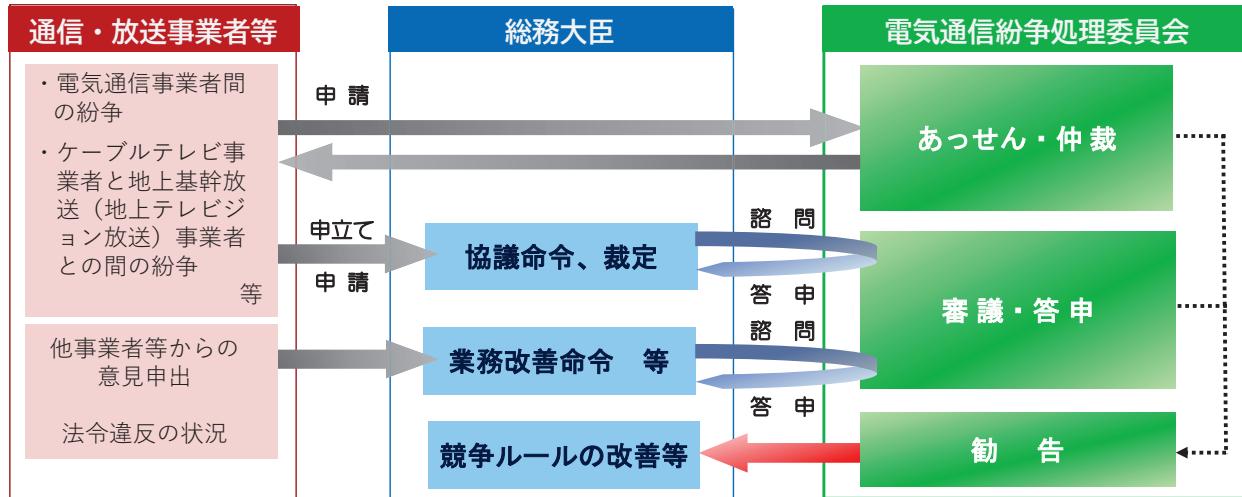
電気通信事業者間、放送事業者間等の紛争を迅速・公正に処理するため、電気通信事業法に基づき、総務省に設置された機関。

- 平成13年11月、「電気通信事業紛争処理委員会」として発足。
- 平成23年6月、放送分野の紛争が追加され、「電気通信紛争処理委員会」に名称変更。



2. 委員会の機能

あっせん・仲裁	電気通信事業者間の接続に関する紛争、ケーブルテレビ事業者と地上基幹放送（地上テレビジョン放送）事業者との間の再放送の同意に関する紛争等に対し、「あっせん」又は「仲裁」を実施。
諮詢に対する審議・答申	総務大臣が、接続協定に関する協議命令や裁定、再放送の同意に関する裁定、業務改善命令などの行政処分を行う際、諮詢を受け、審議・答申。
勧告	あっせん・仲裁や諮詢に対する審議・答申に関し、競争ルールの改善等について意見があれば、総務大臣に対し勧告。



相談	事務局に相談窓口を設け、事業者等間の紛争等に関する相談に対応。
----	---------------------------------

3. 紛争の種類と紛争処理手続

当事者	協議の内容	協議が不調のときの紛争処理手続	
		委員会	総務大臣
電気通信事業者間	<input type="checkbox"/> 電気通信設備の接続に関する協定 (電気通信事業法第154条第1項・第155条第1項) <input type="checkbox"/> 電気通信設備の共用に関する協定 (電気通信事業法第156条第1項) <input type="checkbox"/> 電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定 (電気通信事業法第156条第1項) <input type="checkbox"/> 卸電気通信役務の提供に関する契約 (電気通信事業法第156条第2項)	あっせん 仲裁	協議命令 又は 裁定(注)
	<input type="checkbox"/> 電気通信役務の円滑な提供の確保のために締結が必要な協定・契約 (電気通信事業法第157条第1項及び第3項)		
コンテンツ配信事業者等 と電気通信事業者の間	<input type="checkbox"/> コンテンツ配信事業者等（※）を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約 (電気通信事業法第157条の2第1項及び第3項) (※) 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業 (電気通信事業法第164条第1項第3号)	あっせん 仲裁	—
ケーブルテレビ事業者 と基幹放送事業者との間	<input type="checkbox"/> 地上基幹放送（地上テレビジョン放送）の再放送に係る同意 (放送法第142条第1項及び第3項)	あっせん 仲裁	裁定(注)
無線局（※）を開設・変更 しようとする者と他の無 線局（※）の免許人等との間	<input type="checkbox"/> 混信等の妨害防止のために必要な措置に関する契約 (電波法第27条の38第1項及び第4項) (※) 電気通信業務、放送の業務その他の総務省令で定める業務を行うことを目的とする無線局に限る（電波法第27条の38第1項）	あっせん 仲裁	—
認定開設者又は認定計画 に係る周波数を現に使用 している無線局の免許人	<input type="checkbox"/> 終了促進措置に関する契約 (電波法第27条の38第2項及び第4項)	あっせん 仲裁	—

注：「協議命令」又は「裁定」の場合は、総務大臣から電気通信紛争処理委員会へ諮詢が行われる。

4. 事業者等相談窓口の設置

電気通信紛争処理委員会の事務局では、事業者等向けの相談窓口として、専用の電話、メールアドレスを設け、事業者間での協定・契約に関する協議が難航した場合等の相談に応じ、アドバイスや参考情報の提供等を幅広く行っている。

相談窓口 事業者等相談窓口とは？

- 相談は、委員会のあっせんや仲裁手続の利用を前提とするものではないため、協議中のものや今後の対応を決めていない案件についても受け付け。
- 「あっせん申請が可能な事案かどうか判断がつかない」といった相談や、「あっせんの手続（制度の概要や申請の方法等）を知りたい」等の問い合わせについても幅広く受け付け。
- 相談は、無料・非公開。
- 相談者の了解なしに、相談内容を相手方事業者に伝えることはない。

【相談専用電話】

TEL. 03-5253-5500

[電話受付時間] 平日9:30～12:00/13:00～17:00

【相談専用メールアドレス】

soudan@ml.soumu.go.jp



これまでの紛争処理の概況（令和5年3月31日現在）

資料2

1 あっせん 72件

- 「接続に係る費用負担」に関する件（39件）
- 「接続の諾否」に関する件（5件）
- 「接続協定の細目」に関する件（2件）
- 「卸電気通信役務の提供のための契約の細目」に関する件（8件）
- 「電気通信役務の提供に係る契約の取次ぎ」に関する件（2件）
- 「地上基幹放送（地上テレビジョン放送）の再放送に関する同意」に関する件（8件）
- 「接続に必要な工作物の利用」に関する件（5件）
- 「設備の利用・運用」に関する件（2件）
- 「接続に必要な工事」に関する件（1件）

2 仲裁 3件

（※いずれも、他方事業者が申請を行わず、仲裁は不実行。その後、あっせんや大臣命令に移行。）

- 「接続に係る費用負担」に関する件（2件）
- 「接続に必要な工事」に関する件（1件）

3 質問・答申 11件

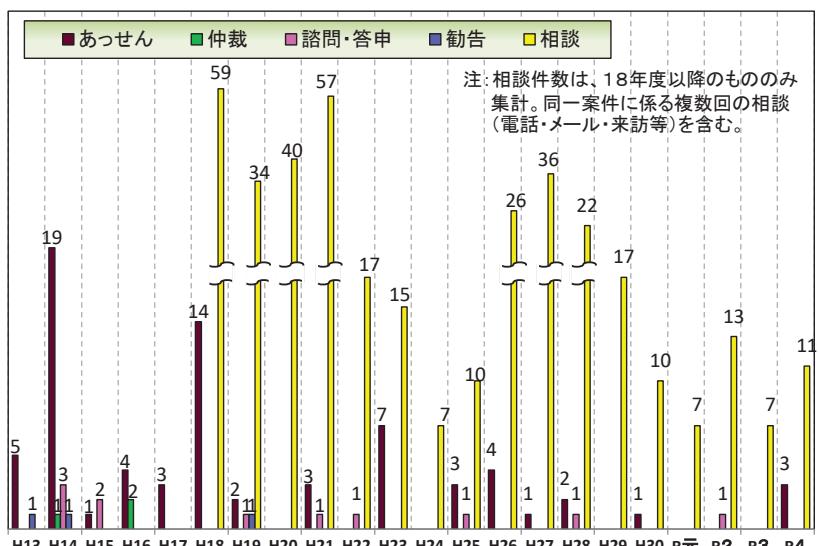
- 業務改善命令（3件）
- 接続協定等の細目に関する裁定（3件）
- 地上基幹放送（地上テレビジョン放送）の再放送の同意に関する裁定（1件）
- 接続に関する協議再開命令（3件）
- 土地等の使用に関する認可（1件）

4 勧告 3件

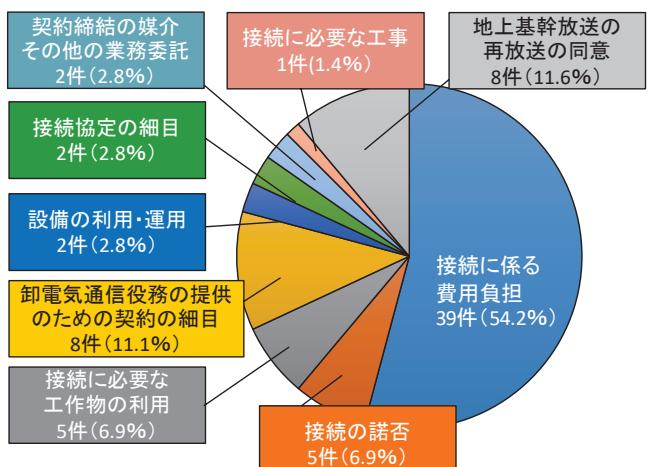
- 他事業者によるNTT局舎の利用に関するルールの整備（1件）
- 通信事業者間の接続において適正な料金設定を行い得る仕組みの整備（1件）
- MVNOとMNOとの間の円滑な協議に資する措置の検討（1件）

（参考）紛争処理件数の内訳

1 紛争処理等の年度別件数



2 あっせんの紛争内容



3 あっせんの処理結果

合意が成立し解決（注1）
47件(65.3%)

合意に至らず（注2）
(申請取下げ・打切り)
19件(26.4%)

不実行（注3）
6件(8.3%)

注1:「合意が成立し解決」は、当事者間の協議により解決した事件19件及びあっせん案の受諾により解決した事件28件の合計。

注2:申請取下げ・打切り後に当事者間の協議により解決した事案を除く。

注3:「不実行」とは、一定の場合（他方当事者があっせんを拒否した場合、相手の社会的信用の低下を目的としていると認められる場合等）に委員会があっせんしないこと。

これまでの紛争処理終了案件の一覧

I あっせん・仲裁

1 あっせん

【電気通信事業法関係】

(1) 接続の諾否に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成14年(争) 第5号 H14.2.13 申請 H14.3.6 終了	彩ネット(株)	彩ネット(株)によるNTT東日本の中継光ファイバとの接続	合意により解決
	NTT東日本		
平成16年(争) 第3号～第4号 H16.8.31 申請 H16.11.1 終了	ソフトバンクBB(株)	ソフトバンクBB(株)によるNTT東日本及びNTT西日本の中継光ファイバとの接続	合意により解決 ※あっせん案受諾
	NTT東日本 NTT西日本		
平成21年(争) 第1号 H21.9.15 申請 H22.1.21 終了	関西ブロードバンド(株)	関西ブロードバンド(株)によるNTT西日本の中継光ファイバとの接続	合意により解決 ※あっせん案受諾
	NTT西日本		
平成21年(争) 第3号 H21.12.28 申請 H22.1.15 終了	生活文化センター(株)	生活文化センター(株)によるNTTドコモとのレイヤ2等での接続	あっせん不実行 (参考)本件終了後の経過 総務大臣の接続協議 再開命令申立て
	NTTドコモ		

(2) 接続に係る費用負担(接続料及び網改造料等)に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成14年(争) 第6号 H14.2.25 申請 H14.3.12 終了	彩ネット(株)	彩ネット(株)によるNTT東日本に対する網改造料の支払義務の有無	合意により解決 ※あっせん案受諾
	NTT東日本		
平成14年(争) 第9号～第23号 H14.7.4 申請 H14.7.23 終了	A社	A社によるVoIPサービスに係るB社等各社との接続に関する事業者間精算の方法	合意により解決 ※あっせん案受諾
	B社等各社		
平成16年(争) 第5号～第6号 H16.12.17 申請 H17.2.22 終了	NTT東日本 NTT西日本	NTT東日本及びNTT西日本による法人向けIP電話網と平成電電(株)電話網との接続条件(接続料等)	合意により解決 (参考)本件申請前の経緯 仲裁申請(仲裁不実行)
	平成電電(株)		

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成17年(争) 第2号～第3号 H17.7.8 申請 H17.10.4 終了	A社	A社によるB社及びC社との接続に関する網改造の費用負担(ソフトウェア開発費用全額の預託金)	合意に至らず申請取下げ
	B社		
	C社		
平成18年(争) 第1号～第14号 H18.8.9 申請 H19.3.27 終了	A社等各社	A社等各社によるB社との接続に関する網使用料の費用負担	合意に至らず申請取下げ
	B社		
平成21年(争) 第2号 H21.10.27 申請 H22.1.14 終了	(有)ナインレイヤーズ	(有)ナインレイヤーズによるNTT西日本との接続に係る債権保全措置の要否	合意により解決
	NTT西日本		
平成23年(争) 第1号 H23.5.18 申請 H24.1.23 終了	NTTドコモ	NTTドコモによるソフトバンクモバイル(株)の接続料の算定根拠の開示	あせん打切り
	ソフトバンクモバイル(株)		
平成23年(争) 第2号 H23.6.9 申請 H24.1.23 終了	ソフトバンクモバイル(株)	ソフトバンクモバイル(株)によるNTTドコモの接続料の再精算等	あせん打切り
	NTTドコモ		
平成23年(争) 第3号～第4号 H23.6.9 申請 H24.2.21 終了	ソフトバンクテレコム(株)	ソフトバンクテレコム(株)によるNTT東日本及びNTT西日本の接続に係るジャンパ工事費の見直し	合意により解決
	NTT東日本 NTT西日本		

(3) 接続のための工事・網改造等に関する紛争

ア 接続に必要な工事

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成14年(争) 第2号 H14.2.12 申請 H14.4.9 終了	ビー・ビー・テクノロジー(株)	ビー・ビー・テクノロジー(株)によるNTT西日本の端末回線との接続に必要なMDFジャンパ工事の方法	あせん打切り <small>(参考)本件終了後の経過 仲裁申請(仲裁不実行) 総務大臣の接続協議 再開命令申立て</small>
	NTT西日本		

イ 設備の利用・運用

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成14年(争) 第7号～第8号 H14.4.30 申請 H14.5.10 終了	A社	A社によるB社及びC社の設備に対する工事(A社の上位プロバイダ変更に伴うIPアドレス設定変更)の早期実施	合意により解決
	B社 C社		

ウ 接続協定の細目

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成19年(争) 第1号～第2号 H19.3.23 申請 H19.4.5 終了	A社	A社によるB社及びC社とのジャンパ線切替工事等に関する接続協定の細目等	あっせん不実行
	B社 C社		

(4) 接続に必要な工作物の利用（コロケーション等）に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成13年(争) 第1号 H13.12.27 申請 H14.1.25 終了	A社	A社による自社伝送路と他事業者が設置する伝送装置との間の接続(横つなぎ)に必要なB社のコロケーションスペースの利用	合意により解決
	B社		
平成14年(争) 第1号 H14.2.1 申請 H14.2.14 終了	イー・アクセス(株)	イー・アクセス(株)によるNTT東日本のコロケーションスペース、電源及びMDFの利用	合意により解決 <u>(参考)</u> 本件に関連した措置 総務大臣に対する勧告
	NTT東日本		
平成14年(争) 第3号 H14.2.12 申請 H14.2.26 終了	イー・アクセス(株)	イー・アクセス(株)によるNTT西日本のコロケーションスペース、電源及びMDFの利用等	合意により解決
	NTT西日本		
平成14年(争) 第4号 H14.2.13 申請 H14.4.2 終了	イー・アクセス(株)	イー・アクセス(株)によるNTT西日本のコロケーションスペース、電源及びMDFの利用	合意により解決 ※あっせん案受諾
	NTT西日本		
平成15年(争) 第2号 H15.6.11 申請 H15.6.25 終了	平成電電(株)	平成電電(株)によるNTT東日本の設備(MDF)の利用	合意により解決
	NTT東日本		

(5) 卸電気通信役務の提供のための契約の細目に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成25年(争) 第1号 H25.10.30 申請 H26.2.13 終了	A社	A社によるB社との卸電気通信役務の提供に係る料金等の見直し	合意により解決 ※あっせん案受諾
	B社		
平成27年(争) 第1号 H27.3.10 申請 H27.3.23 終了	A社	A社によるB社との卸電気通信役務の提供に係る契約の延長	あっせん不実行
	B社		

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成27年(争) 第2号 H27.6.9 申請 H27.11.24 終了	A社	A社によるB社との卸電気通信役務の提供に係る料金等の見直し	合意により解決
	B社		
平成28年(争) 第1号 H28.4.25 申請 H28.12.28 終了	A社	A社によるB社との卸電気通信役務の提供に係る契約の締結等	合意により解決 ※あっせん案受諾及び当事者間による合意
	B社		
平成28年(争) 第2号 H28.12.2 申請 H28.12.15 終了	A社	A社によるNTTコミュニケーションズ(株)との卸電気通信役務の提供に係る料金等の見直し	あっせん不実行
	NTTコミュニケーションズ(株)		
令和4年(争) 第1号～第3号 R4.7.8 申請 R4.11.18 終了	A社等	A社等によるB社との卸電気通信役務の提供に係る料金等の見直し	合意により解決 ※あっせん案を踏まえ、両当事者間で合意が成立
	B社		

(6) 契約締結の媒介その他の業務委託に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成17年(争) 第1号 H17.4.14 申請 H17.5.13 終了	イー・アクセス(株)	イー・アクセス(株)によるNTT西日本とのフレッツサービス受付業務の再開	合意により解決
	NTT西日本		
平成30年(争) 第1号 H30.10.9 申請 H30.11.6 終了	A社	A社によるB社との取次代理店契約等に関する手数料	あっせん不実行
	B社		

【放送法関係】

地上基幹放送の再放送の同意に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成23年(争) 第5号 H23.7.15 申請 H24.2.23 終了	松阪市ケーブルシステム	松阪市ケーブルシステムによるテレビ愛知(株)の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決 ※あっせん案受諾
	テレビ愛知(株)		
平成23年(争) 第6号 H23.7.15 申請 H24.2.23 終了	A社	A社によるB社の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決 ※あっせん案受諾
	B社		
平成23年(争) 第7号 H23.7.15 申請 H24.2.23 終了	A社	A社によるB社の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決 ※あっせん案受諾
	B社		
平成24年(争) 第1号 H24.9.3 申請 H25.10.31 終了	A組合	A組合によるB社の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決
	B社		
平成24年(争) 第2号 H24.9.4 申請 H25.10.31 終了	A組合	A組合によるB社の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決
	B社		
平成26年(争) 第1号 H26.7.23 申請 H26.10.21 終了	大分ケーブルテレコム(株)	大分ケーブルテレコム(株)による九州朝日放送(株)の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決 ※あっせん案受諾
	九州朝日放送(株)		
平成26年(争) 第2号 H26.7.23 申請 H26.10.21 終了	大分ケーブルネットワーク(株)	大分ケーブルネットワーク(株)による九州朝日放送(株)の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決 ※あっせん案受諾
	九州朝日放送(株)		
平成26年(争) 第3号 H26.7.23 申請 H26.10.21 終了	(株)ケーブルテレビ佐伯	(株)ケーブルテレビ佐伯による九州朝日放送(株)の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決 ※あっせん案受諾
	九州朝日放送(株)		

2 仲裁

【電気通信事業法関係】

(1) 接続に係る費用負担（接続料及び網改造料等）に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成16年(争) 第1号～第2号 H16.4.2 申請 H16.4.27 仲裁不実行通知	NTT東日本 NTT西日本	NTT東日本及びNTT西日本による法人向けIP電話網と平成電電(株)電話網との接続条件(接続料等)	仲裁不実行 <u>(参考)本件終了後の経過</u> あっせん申請(合意により解決)
	平成電電(株)		

(2) 接続のための工事・網改造等に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成15年(争) 第1号 H15.2.14 申請 H15.2.21 仲裁不実行通知	ソフトバンクBB(株)	ソフトバンクBB(株)によるNTT西日本の端末回線との接続に必要なMDFジャンパ工事の方法	仲裁不実行 <u>(参考)本件申請前の経緯</u> あっせん申請(あっせん打切り) <u>(参考)本件終了後の経過</u> 総務大臣の接続協議 再開命令申立て
	NTT西日本		

II 総務大臣からの諮問に対する審議・答申

【電気通信事業法関係】

(1) 接続協定等に関する協議命令

答申日等	事案の概要等
平成15年8月20日 電委第57号 H15.7.16 諒問 H15.8.20 答申	ソフトバンクBB(株)からの申立てを受けた、DSLサービス提供のためのNTT西日本との接続に関する接続協議再開命令(平成15年5月16日申立て) <u>参考</u> 本答申前の経緯 あっせん申請(あっせん打切り) 仲裁申請(仲裁不実行)
平成22年7月8日 電委第42号 H22.6.29 諒問 H22.7.8 答申	生活文化センター(株)からの申立てを受けた、直収パケット交換機接続(レイヤ2接続)等についての、NTTドコモとの接続に関する接続協議再開命令(平成22年1月25日申立て) <u>参考</u> 本答申前の経緯 あっせん申請(あっせん不実行)
平成29年1月27日 電委第4号 H28.12.8 諒問 H29.1.27 答申	日本通信(株)からの申立てを受けた、ソフトバンク(株)が販売したSIMロックがなされた端末及びSIMロックがかかっていない端末との間の伝送交換を可能とするための、ソフトバンク(株)との接続に関する接続協議再開命令(平成28年9月29日申立て)

(2) 接続協定等に関する細目の裁定

答申日等	事案の概要等
平成14年11月5日 電委第115号 H14.9.20 諒問 H14.11.5 答申	平成電電(株)からの申請を受けた、NTTドコモ等携帯電話事業者に対する直収発携帶着の利用者料金の設定に関する裁定(平成14年7月18日申請) <u>参考</u> 本答申に関連した措置 総務大臣に対する勧告
平成19年11月22日 電委第69号 H19.9.21 諒問 H19.11.22 答申	日本通信(株)からの申請を受けた、NTTドコモとの相互接続によるMVNO事業に関する裁定(平成19年7月9日申請) <u>参考</u> 本答申に関連した措置 総務大臣に対する勧告
令和2年6月12日 電委第32号 R2.2.4 諒問 R2.6.12 答申	日本通信(株)からの申請を受けた、NTTドコモとの卸電気通信役務の提供に関する裁定(令和元年11月15日申請)

(3) 土地等の使用に関する協議認可

答申日等	事案の概要等
平成14年7月30日 電委第95号 H14.6.17 諒問 H14.7.30 答申	モバイルインターネットサービス(株)からの申請を受けた、無線LANサービスの役務提供のためのJR東日本の土地等の使用に関する協議認可(平成14年3月19日申請)

(4) 電気通信事業者に対する業務改善命令

答申日等	事案の概要等
平成14年4月19日 電委第60号 H14.4.18 諒問 H14.4.19 答申	KDDI(株)に対する、子会社である第二種電気通信事業者を通じた、地方公共団体に対する届出料金を下回る料金での電気通信役務の提供についての業務改善命令(平成14年4月19日命令)
平成16年2月4日 電委第8号 H16.1.29 諒問 H16.2.4 答申	KDDI(株)に対する、子会社であるKCOM(株)を通じた、地方公共団体に対する届出料金を下回る料金での電気通信役務の提供についての業務改善命令(平成16年2月5日命令)
平成22年2月4日 電委第19号 H22.1.28 諒問 H22.2.4 答申	NTT西日本に対する、他の電気通信事業者等に関する情報の取扱いについての業務改善命令(平成22年2月4日命令)

【放送法関係】

地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定

答申日等	事案の概要等
平成25年6月26日 電委第54号 H25.1.30 諒問 H25.6.26 答申	(株)ひのきによる讀賣テレビ放送(株)の地上テレビジョン放送の再放送の同意に関する裁定(平成25年7月23日裁定)*

* 総務大臣裁定後の経過

- ・ H25. 8. 9 : (株)ひのきが、総務大臣に対して一部区域についての不同意裁定の取消しを求める異議申立て。
- ・ H27. 2. 25 : 総務大臣が(株)ひのきからの異議申立てを棄却。
- ・ H27. 6. 2 : (株)ひのきが、東京高等裁判所に棄却決定の取消訴訟を提起。
- ・ H29. 12. 7 : 東京高等裁判所が(株)ひのきからの棄却決定の取消請求を認容する判決。
- ・ H30. 9. 6 : 最高裁判所が国による上告受理申立てを不受理とする旨の決定。
- ・ H30. 9. 21 : 総務大臣が裁定手続きを再開。
- ・ H30. 10. 25 : 讀賣テレビ放送(株)が区域外再放送に任意同意したことを踏まえ、総務大臣が裁定の拒否処分。
- ・ H31. 1. 8 : (株)ひのきが、総務大臣に対して拒否処分について審査請求。
- ・ R 3. 1. 15 : 総務大臣が(株)ひのきの審査請求を棄却。

III 総務大臣に対する勧告

【電気通信事業法関係】

発出	概要等
平成14年2月26日 電委第32号	<p>コロケーションのルール改善に向けた勧告</p> <p><u>参考</u>本勧告の関連事案 イー・アクセス(株)によるNTT東日本のコロケーションスペース、電源及びMDFの利用に関するあっせん申請(合意により解決)</p>
平成14年11月5日 電委第115号	<p>接続における適正な料金設定が行い得る仕組みの整備の勧告</p> <p><u>参考</u>本勧告の関連事案 平成電電(株)からの申請を受けた、NTTドコモ等携帯電話事業者に対する直収発携帶着の利用者料金の設定に関する裁定</p>
平成19年11月22日 電委第69号	<p>接続料金の算定の在り方などMVNOとMNOとの間の円滑な協議に資する措置の勧告</p> <p><u>参考</u>本勧告の関連事案 日本通信(株)からの申請を受けた、NTTドコモとの相互接続によるMVNO事業に関する裁定</p>

(注) 実際の紛争は、内容が複雑に絡み合っており、以上の分類は厳密なものではない。



紛争処理対象分野の動向

- 1 電気通信事業の市場動向**
- 2 電気通信事業に関する規律**
- 3 電波利用の動向**
- 4 放送事業の動向**

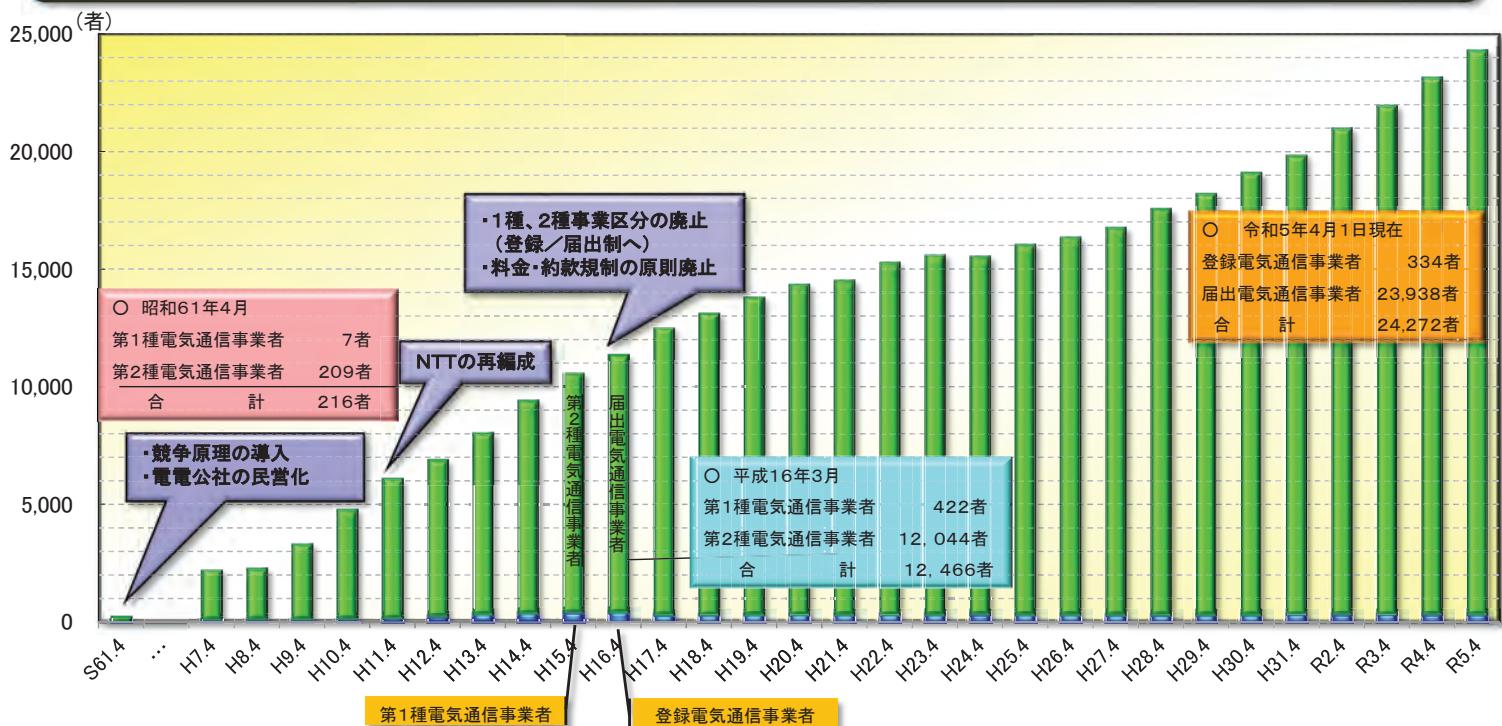
本編で使用している資料は、総務省情報流行政局、総合通信基盤局及び電気通信紛争処理委員会事務局で作成した資料をもとに構成されている。

1 電気通信事業の市場動向

- (1) 電気通信事業者数の推移
- (2) 国内の電気通信業界の主な変遷
- (3) 電気通信事業者等の売上高の状況
- (4) 電気通信市場における環境変化
- (5) ブロードバンドサービスの契約数の推移
- (6) 固定通信トラヒックと移動通信トラヒック
- (7) 移動系通信の契約数における事業者別シェアの推移
- (8) 固定系ブロードバンドサービス契約数における事業者別シェアの推移
- (9) MVNOサービスの契約数の推移
- (10) MVNOサービスの区分別契約数・事業者数
- (11) NTT東西による光回線の卸売サービスの概要
- (12) NTT東西による光回線の卸売サービスの契約数
- (13) NTT東西による光回線の卸売サービスの卸先事業者数
- (14) NTT東西のFTTH契約数及び当該契約数に占める卸売サービスの契約数比率
- (15) インターネット附随サービス業

1-1 電気通信事業者数の推移

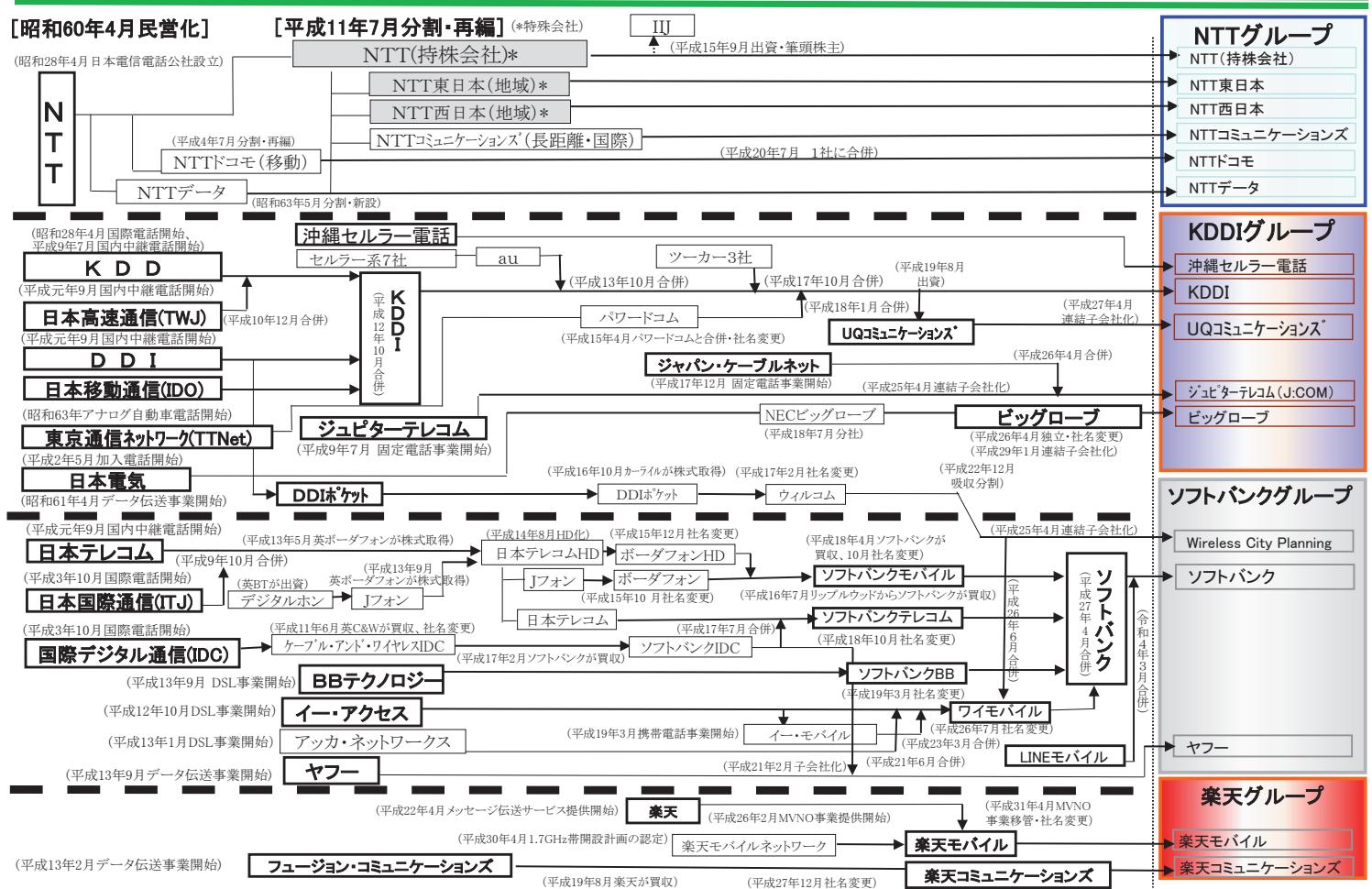
- ・昭和60年以降、電気通信事業者数は大幅に増加し、令和5年4月1日現在、2万4272者が参入。
- ・その大半(約99%)は届出電気通信事業者。



(注)登録電気通信事業者とは、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者のうち総務省令で定める規模(端末系伝送路設備の設置の区域が一の市町村(特別区を含む。)を超えるか、又は中継系伝送路設備の設置区域が一の都道府県を超えるもの)以上の電気通信事業者。

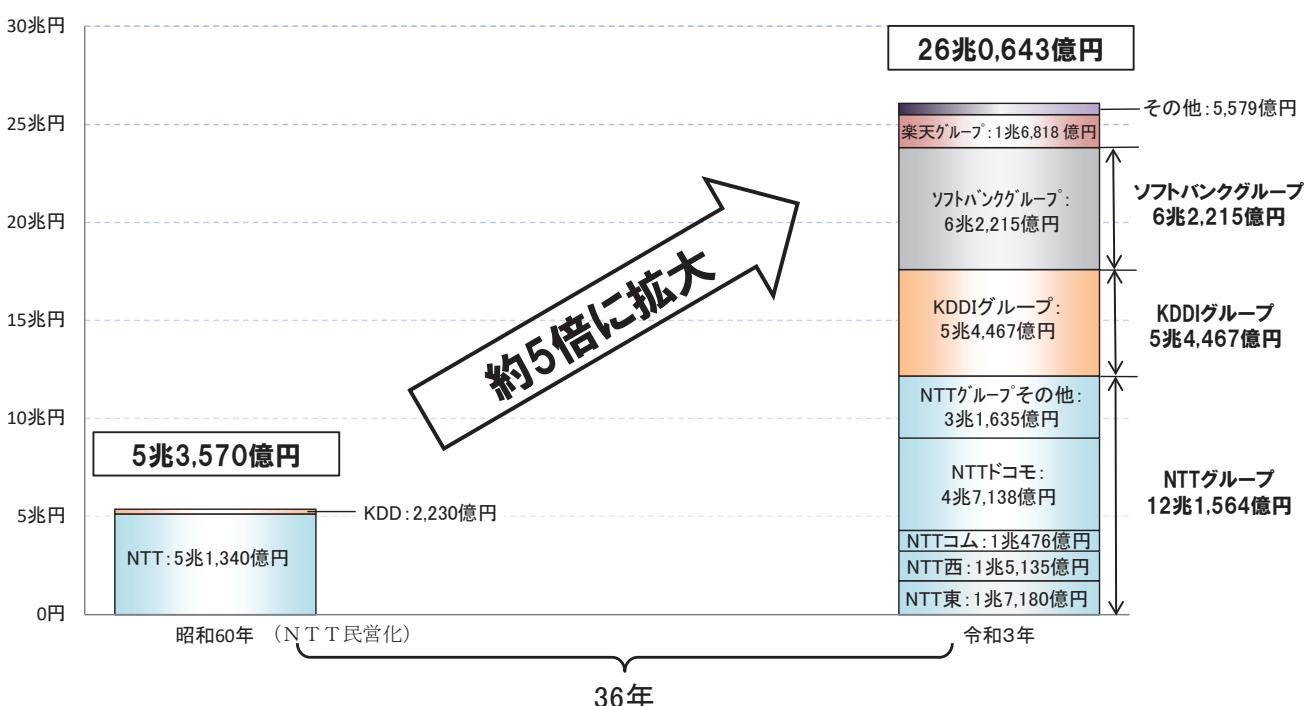
届出電気通信事業者とは、それ以外の電気通信事業者。

1-2 国内の電気通信業界の主な変遷



1-3 電気通信事業者等の売上高の状況(令和3年度)

- 昭和60年から、主要な電気通信事業者の売上高は**約5倍**に拡大。
 - NTTグループのほか、KDDIグループ、ソフトバンクグループ等も売上の拡大に貢献。



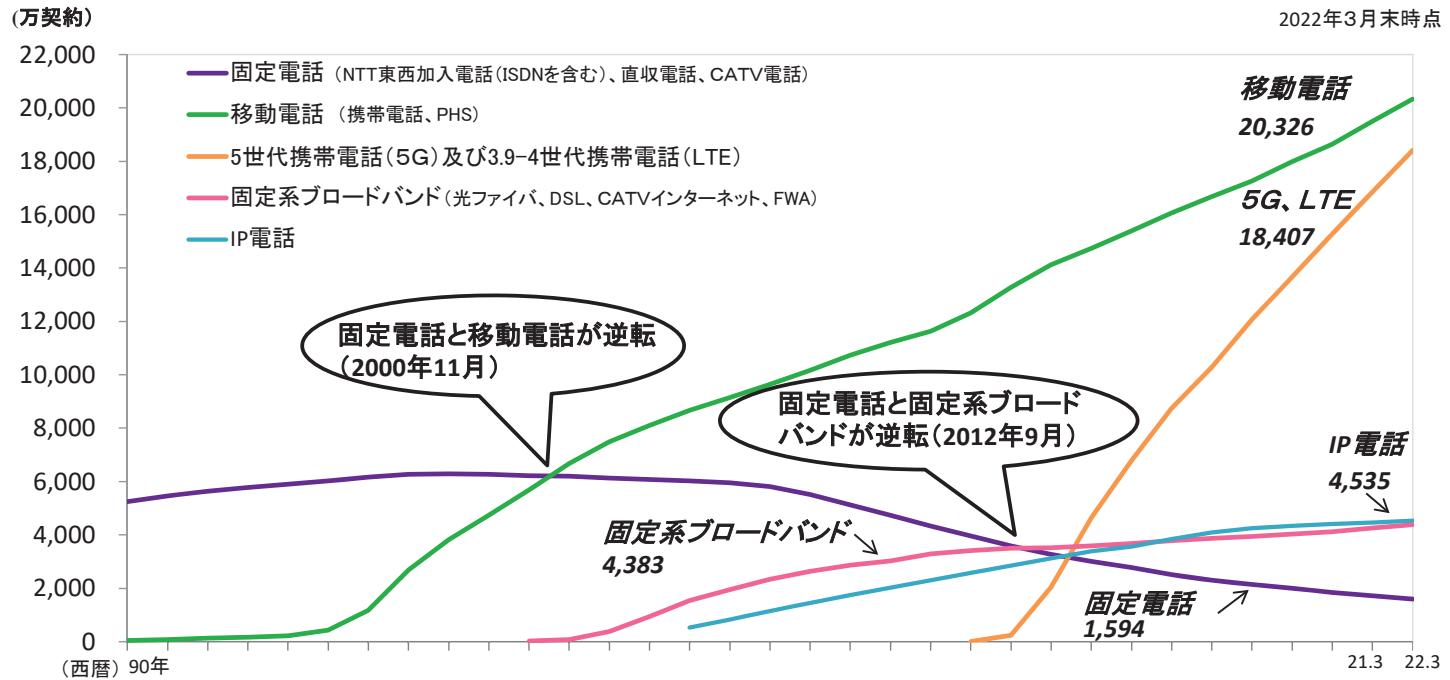
※ 各事業者の決算資料等に基づき総務省にて作成。

※ 国内事業者(国内事業者の海外子会社を含む)が海外で行う事業の売上を含む。

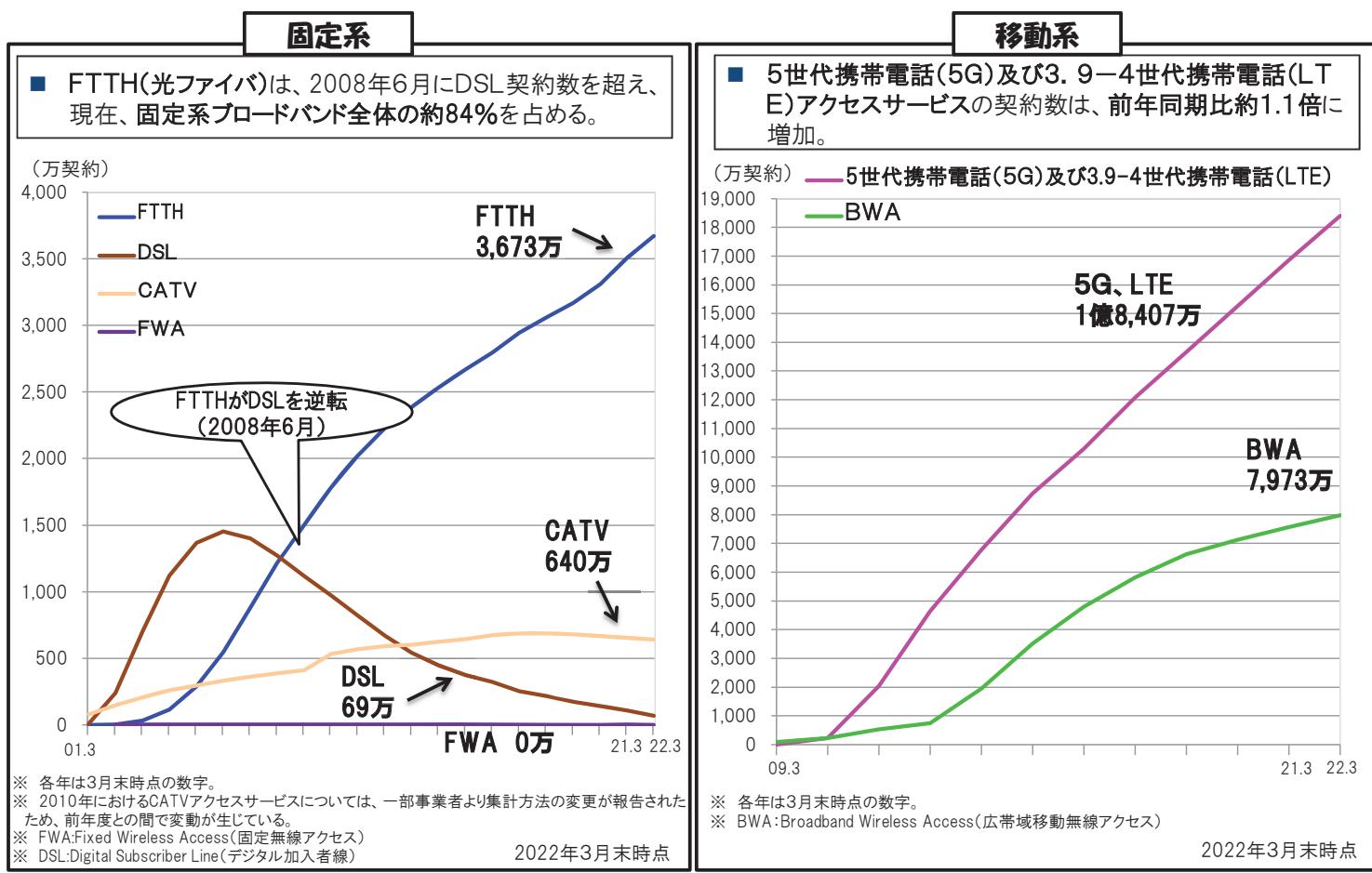
※ その他には、「電力系通信事業者」「スカパーJSAT(株)」を含む。

1-4 電気通信市場における環境変化

- 固定電話契約数は、2012年(平成24年)9月に固定系ブロードバンドに逆転され、1997年(平成9年)11月のピーク時(6,322万件)の約25%に減少(1,594万契約)。
- 移動電話の契約数は、2000年(平成12年)11月に固定電話契約数を抜き、2億300万契約を超える。

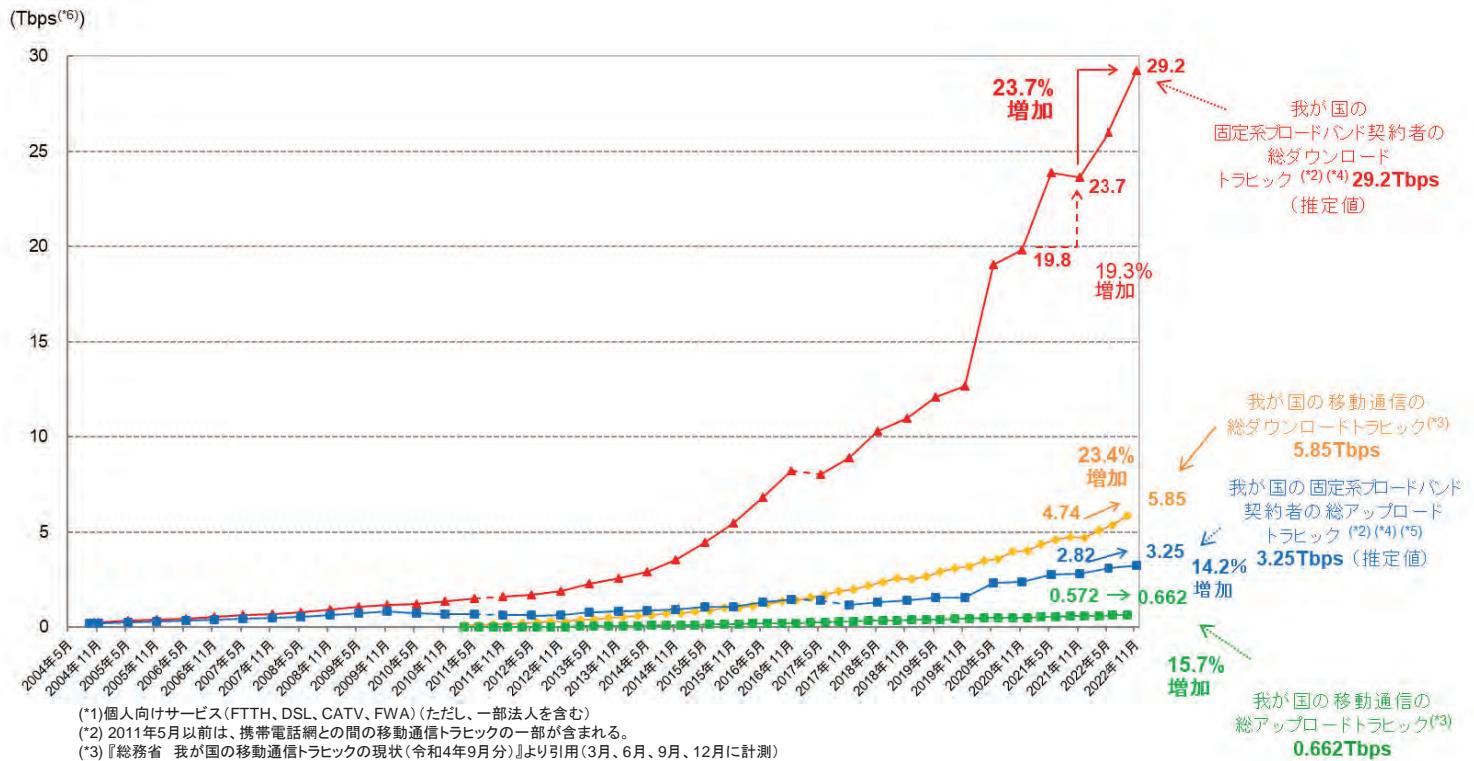


1-5 ブロードバンドサービスの契約数の推移



1-6 固定通信トラヒックと移動通信トラヒック

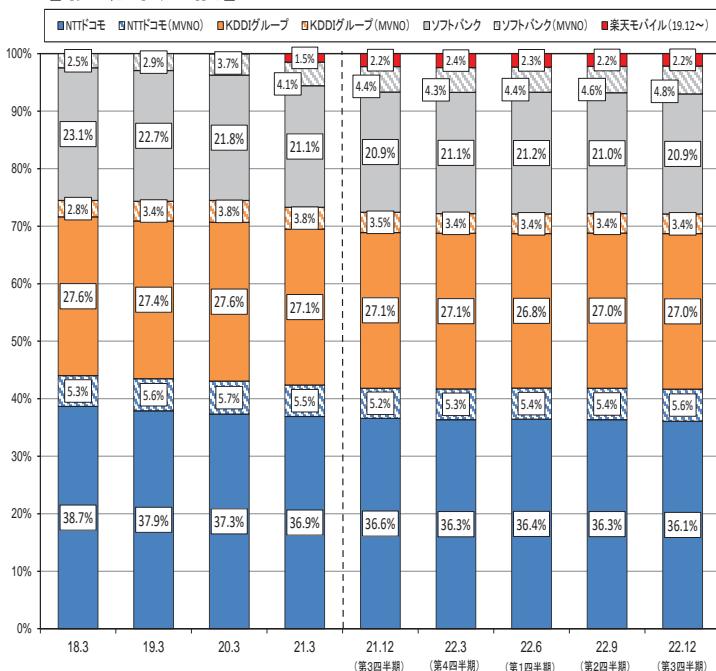
- 我が国の固定系ブロードバンドサービス契約者^(*)1)の総ダウンロードトラヒックは、前年同月比23.7%増。(2022年11月時点)
- 我が国の移動通信の総ダウンロードトラヒックは前年同月比23.4%増。(2022年9月時点)



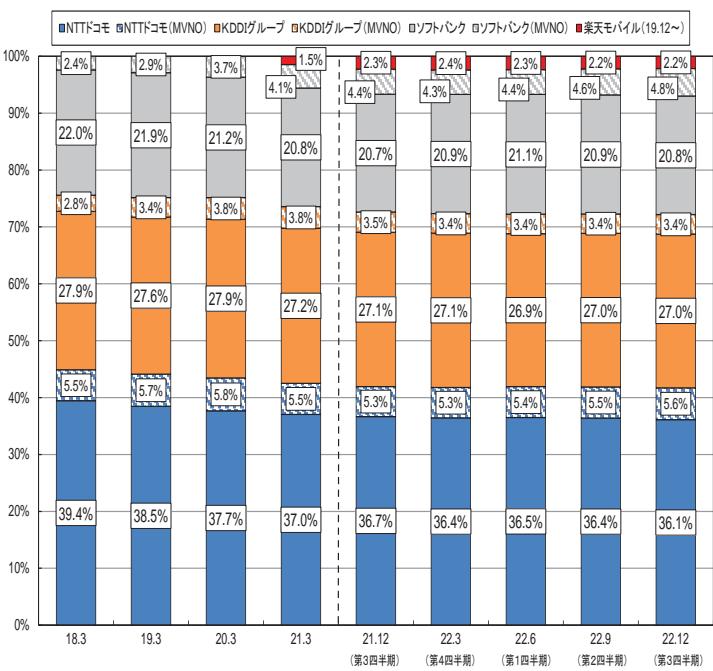
1-7 移動系通信の契約数における事業者別シェアの推移

移動系通信の契約数における事業者別シェアは、NTTドコモ36.1%、KDDIグループ27.0%、ソフトバンク20.9%、楽天モバイル2.2%。

【移動系通信】



（参考）【携帯電話】



注1:MNOが、同じグループに属する他のMNOの提供する移動通信サービスを利用して提供するものを除く。以下このページにおいて同じ。

注2:「KDDIグループ」には、KDDI、沖縄セルラー及びUQコミュニケーションズが含まれる。

注3: MVNOのシェアを提供元のMNOグループごとに合算し、当該MNOグループ名の後に「(MVNO)」と付記して示している。以下このページにおいて同じ。

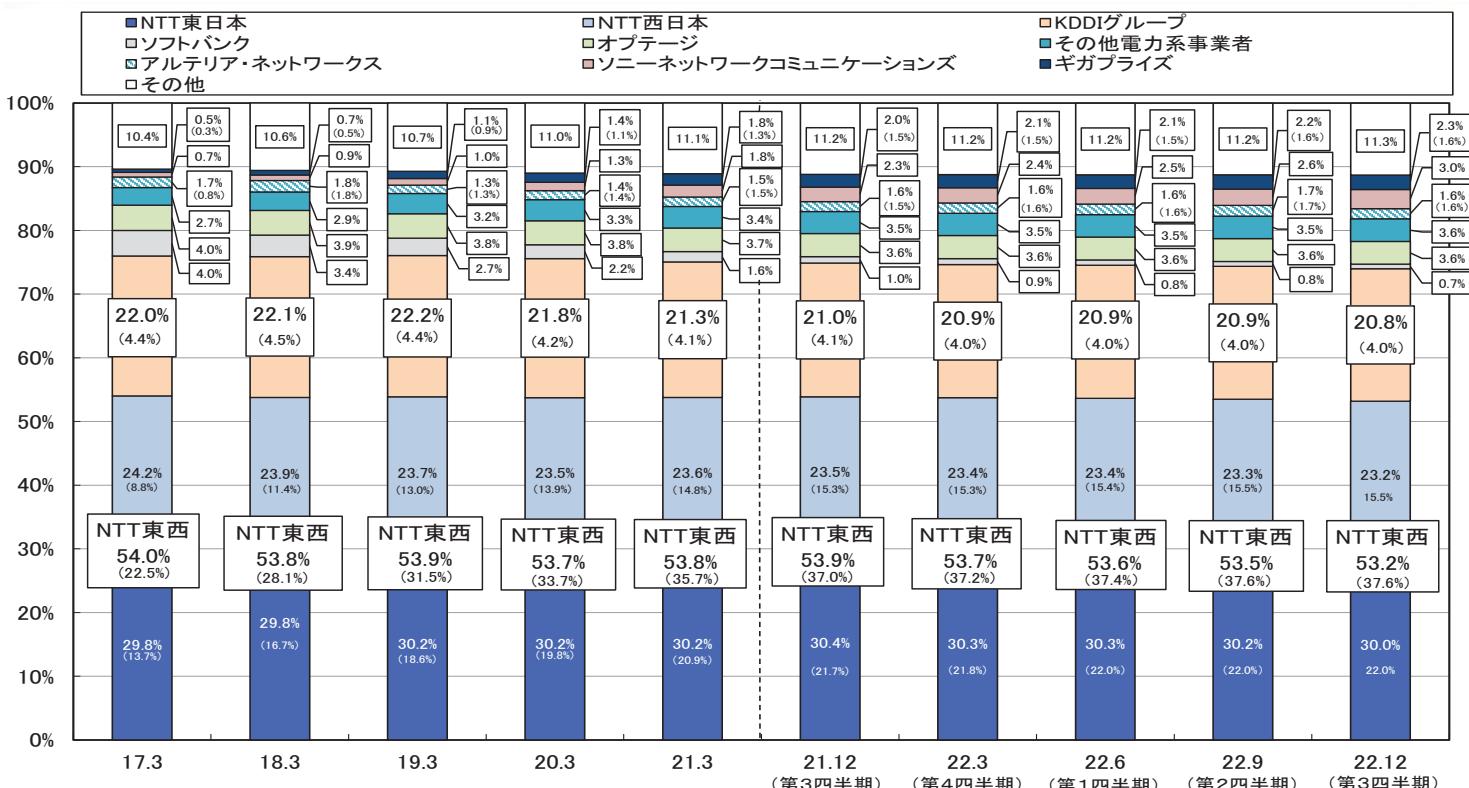
注4: 楽天モバイルが提供するMVNOサービスは、「NTTドコモ(MVNO)」及び「KDDIグループ(MVNO)」に含まれる。以下このページにおいて同じ。

注:「KDDIグループ」には、KDDI、沖縄セルラー及びUQコミュニケーションズ(2020年度第2四半期まで)が含まれる。

(出典) 電気通信事業報告規則に基づく報告

1-8 固定系ブロードバンドサービスの契約数における事業者別シェアの推移

固定系ブロードバンドサービスの契約数におけるNTT東西のシェアは、15.6%。



注1:この事業者別シェアはFTTH、DSL及びCATVインターネット(同軸・HFC)を対象としており、FWAを含んでいない。

注2:「KDDIグループ」には、KDDI、沖縄セルラー、JCN、CTC、OTNNet及びCOMグループが含まれる。

注3:「その他電力系事業者」には、北陸通信ネットワーク(2018年度第3四半期まで)、STNet、QTNet、エネルギー・コミュニケーションズ及びファミリーネット・ジャパンが含まれる。

注4:括弧内は、鉄電気通信役務の提供に係るシェア。

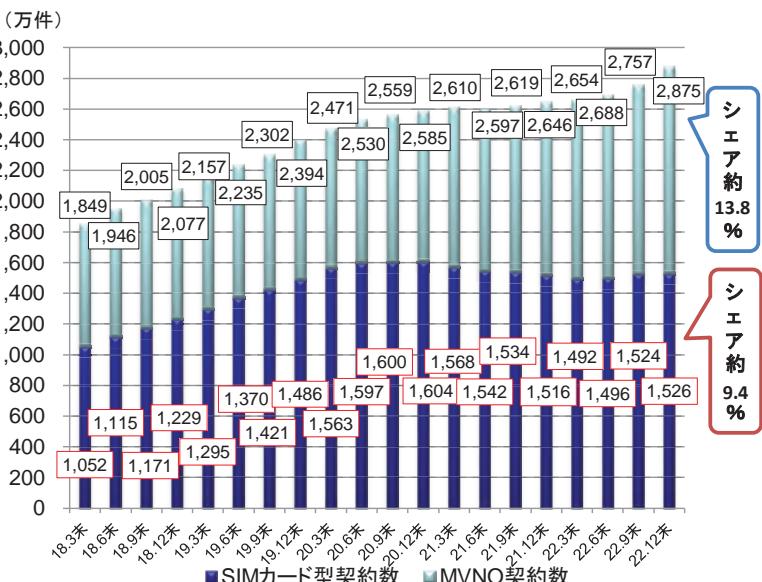
注5:ケイ・オプティコムはオプテージに社名変更(2019年第1四半期)。

(出典) 電気通信事業報告規則に基づく報告

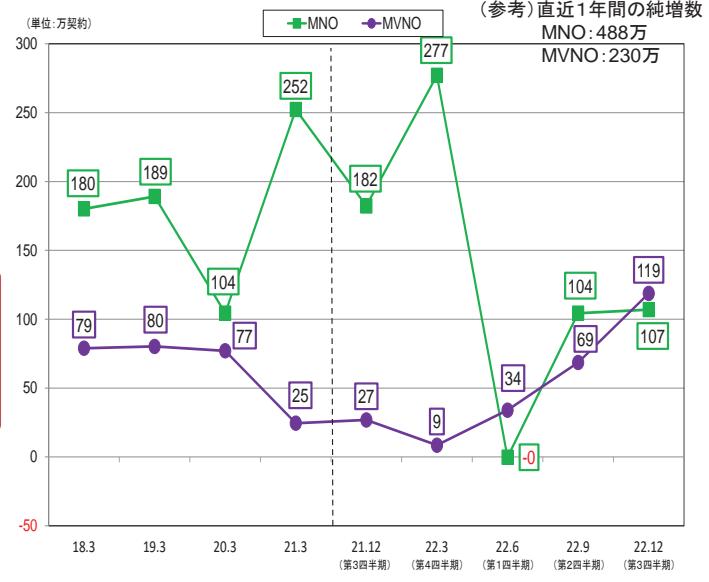
1-9 MVNOサービスの契約数の推移

□ 2022年12月末の契約数は2,875万件(前年同期比+8.7%)であり、増加している。

【MVNOサービスの契約数の推移】



【移動系通信の契約数におけるMNO・MVNO別の純増減数の推移】



※SIMカード型:MNOとは異なる独自の料金プランのデータ・音声サービスをSIMカードを使用して提供する形態

出典:総務省資料

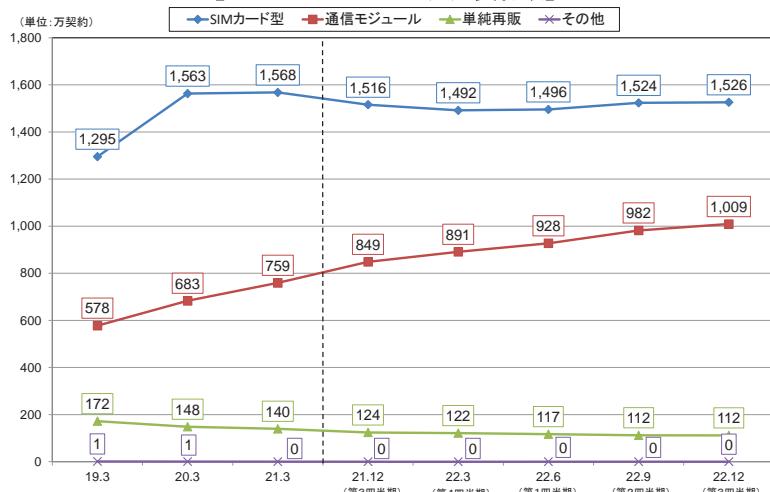
(出典) 電気通信事業報告規則に基づく報告

1-10 MVNOサービスの区別契約数・事業者数

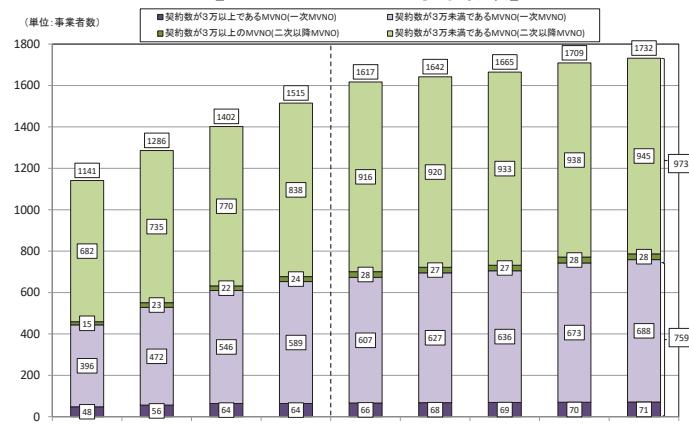
- ・契約数が3万以上のMVNOのサービスの区別契約数はSIMカード型が1,526万(前期比+0.2%、前年同期比+0.7%)、通信モジュールが1,009万(前期比+2.8%、前年同期比+18.9%)となっている。
- ・一次MVNO^{※1}サービスの事業者数は759(前期比+16者、前年同期比+86者)となっている。二次以降のMVNO^{※2}サービスの事業者数は973(前期比+7者、前年同期比+29者)となっている。

※1 MNOから直接回線の提供を受けるMVNO。※2 MVNOから回線の提供を受けるMVNO。

【MVNOサービスの区別契約数】



【MVNOサービスの事業者数】



注1：提供している契約数が3万以上のMVNOからの報告を基に作成。

注2：それぞれの区分については以下のとおり。

- ・SIMカード型：SIMカードを使用してMVNOサービスを提供している場合(SIMカードが製品に組み込まれている場合を含む。)で、自ら最終利用者に提供しているもの。
- ・通信モジュール：特定の業務の用に供する通信に用途が限定されているモジュール向けに提供している場合で、自ら最終利用者に提供しているもの。
- ・単純再販：MNOが提供するサービスと同内容のMVNOサービスを提供している場合で、自ら最終利用者に提供しているもの。
- ・その他：「再販」、「SIMカード型」、「通信モジュール」及び「単純再販」のいずれにも属さないMVNOサービス。

【MVNOサービス区分「再販」の契約数の推移】 (単位:万契約)

期間	19.3	20.3	21.3	21.12	22.3	22.6	22.9	22.12
再販	1970	1083	1003	1002	998	982	1112	1145

注：提供している契約数が3万以上のMVNOからの報告を基に作成。

【MVNOサービスの区別事業者数】

区分	19.3	20.3	21.3	21.12	22.3	22.6	22.9	22.12
SIMカード型	52 (27)	57 (34)	57 (31)	60 (32)	59 (31)	59 (31)	61 (32)	61 (32)
通信モジュール	21 (15)	23 (16)	24 (17)	26 (20)	29 (22)	30 (23)	31 (24)	32 (25)
単純再販	26 (19)	27 (19)	28 (20)	28 (17)	29 (18)	29 (18)	27 (16)	27 (16)
その他	3 (2)	3 (2)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)
再販	41 (29)	48 (32)	46 (32)	52 (35)	51 (35)	51 (35)	51 (36)	51 (36)

注1：提供している契約数が3万以上のMVNOからの報告を基に作成。

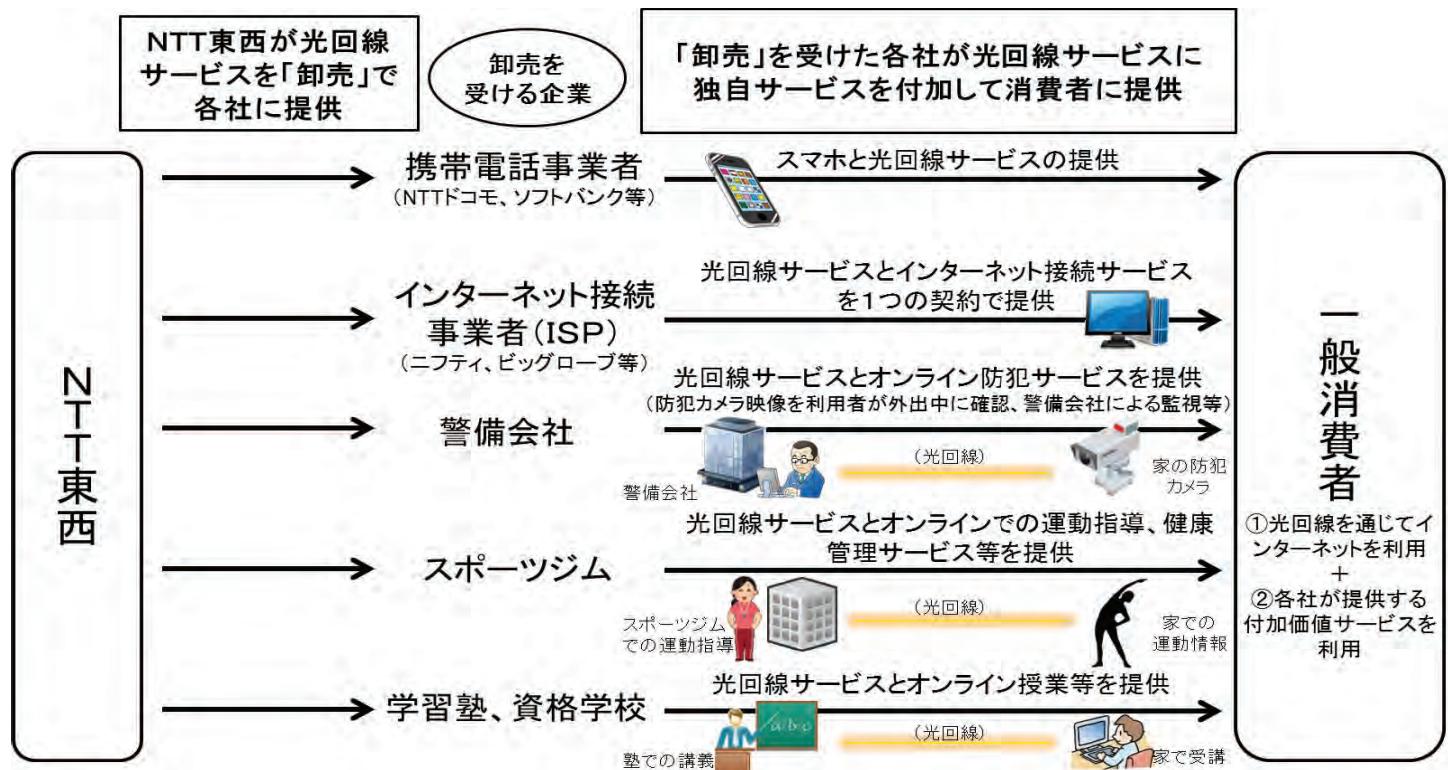
注2：複数のサービスを提供する事業者については、それぞれの区分毎に事業者数を計上している。

注3：括弧内はそれぞれの区分に係るサービスの提供に当たり、MNOから直接回線の提供を受けているMVNOの事業者数。

(出典) 電気通信事業報告規則に基づく報告

1-11 NTT東西による光回線の卸売サービスの概要

NTT東日本・西日本は、平成27年2月より、光回線の卸売サービスの提供を開始。



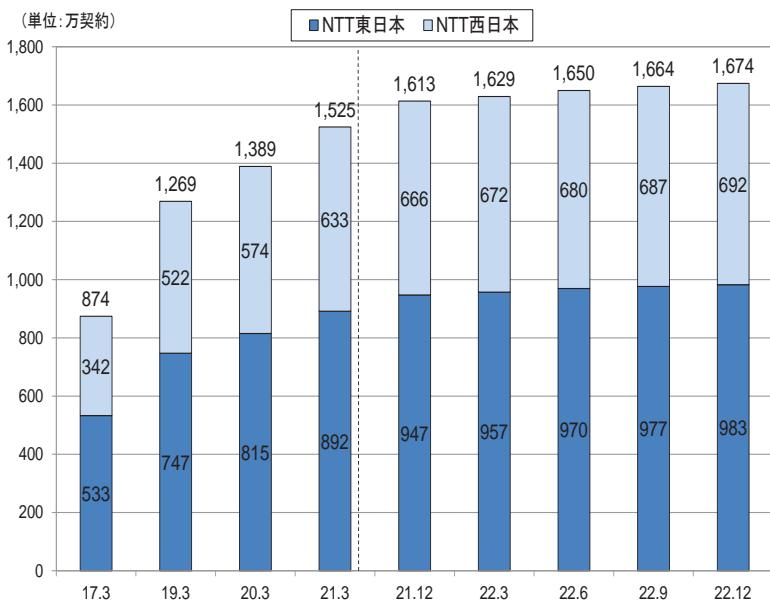
1- 12 NTT東西による光回線の卸売サービスの契約数

- ・NTT東西による光回線の卸売サービスの契約数は、NTT東西合計で1,674万(2022年12月末)。
- ・NTT東西別でみると、NTT西日本に比べ、NTT東日本が提供する契約数の方が大きく、全契約数の約59%。
- ・新規の開通数の割合が徐々に増加しているが、全開通数の約44%が転用※。

※転用：「フレッツ光」を利用中のユーザーが電話番号等を変更することなく卸先事業者の提供するサービスに切り替えること

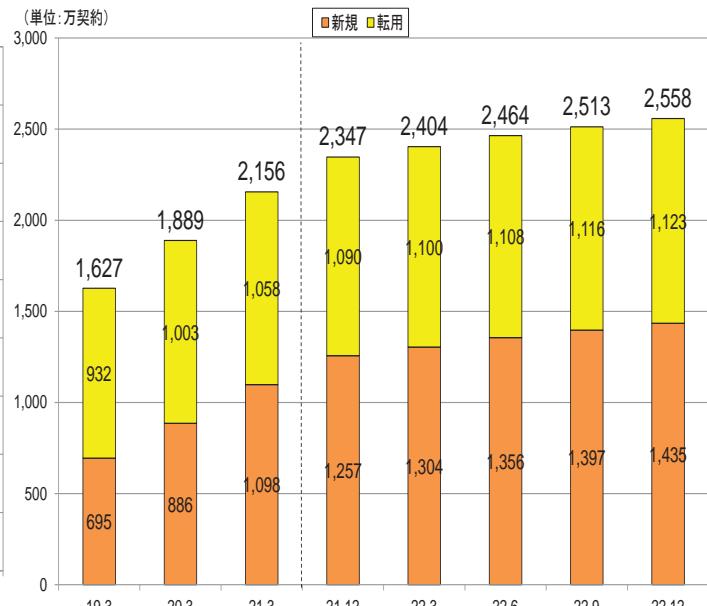
【契約数の推移】

(単位:万契約)



【累計開通数の推移】

(単位:万契約)



注1:数値は表示単位未満を四捨五入しているため、合計の数値等が一致しない場合がある。

注2:NTT東西において卸解約数の新規・転用別の内訳を集計していないため、卸契約数の新規・転用別の内訳は不明。

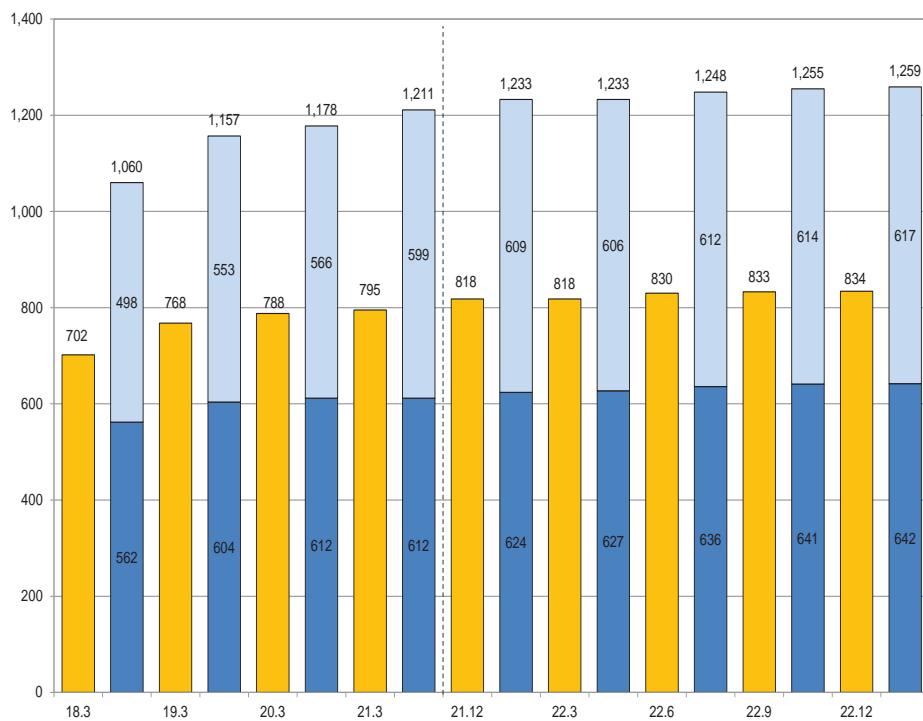
(出典) 電気通信事業報告規則に基づく報告

1- 13 NTT東西による光回線の卸先事業者数

- ・ 卸先事業者数は、NTT東西の両者から卸電気通信役務の提供を受けている事業者の重複を排除した場合では834者。重複を排除しない単純合算の場合では1,259者(2022年12月末)。
- ・ 卸先事業者の約半数(425者)に対し、NTT東西の両者が卸電気通信役務を提供。

(単位:事業者数)

(■NTT東日本 □NTT西日本 ▨重複排除後合計)

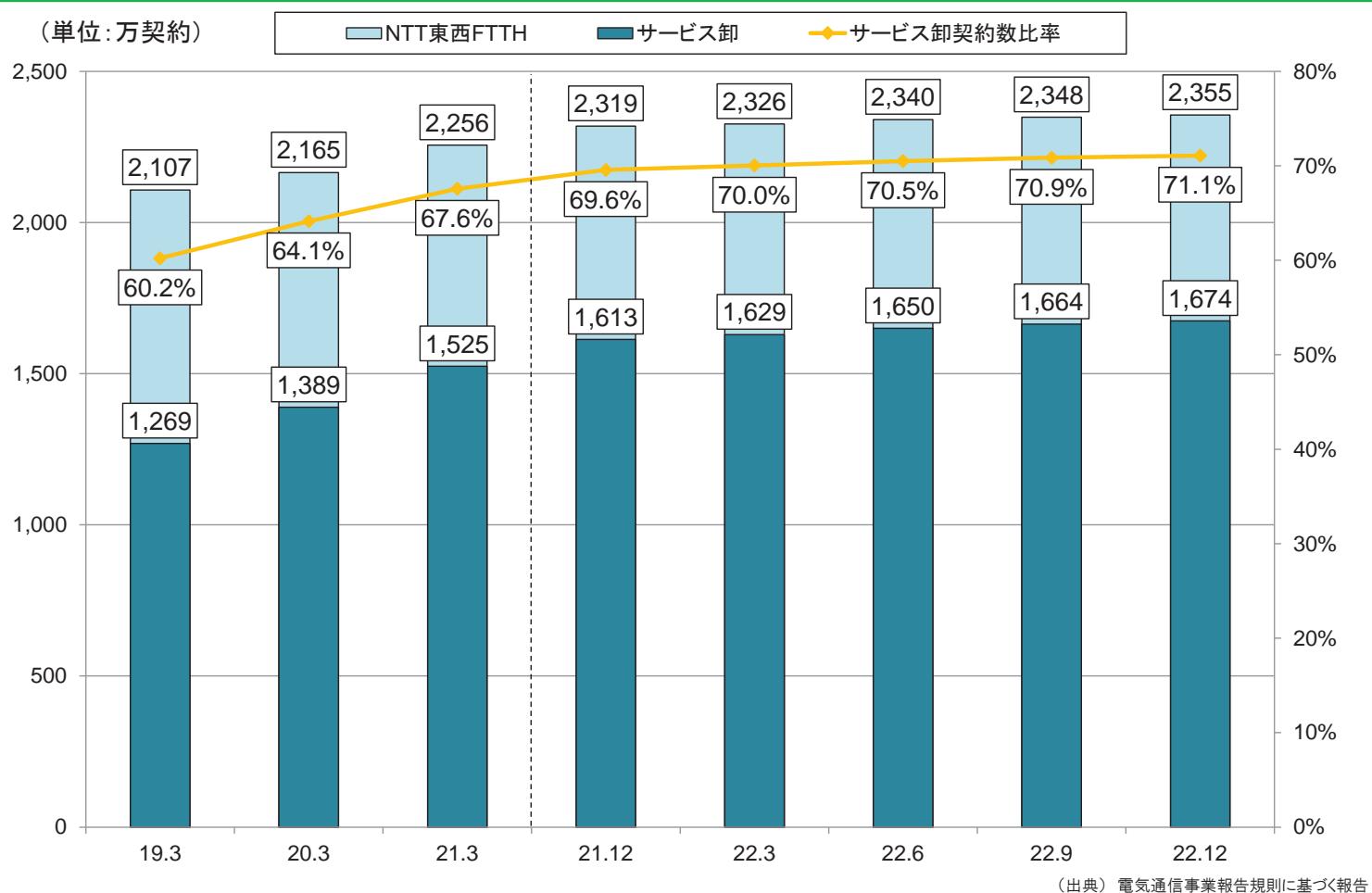


(参考)事業者の分類(主な業種による分類)

- MNO : 3者
- CATV事業者 : 84者
- ISP・MVNO事業者 : 620者
- その他事業者 : 127者

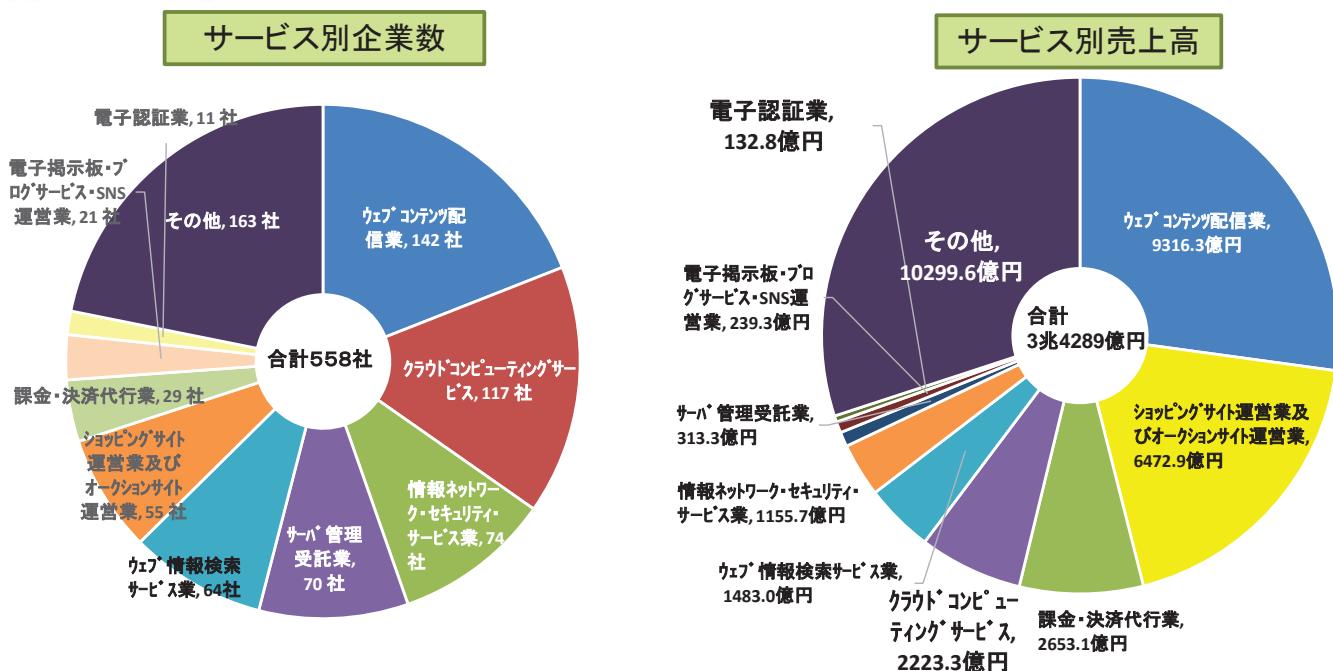
(出典) 電気通信事業報告規則に基づく報告

1-14 NTT東西のFTTH契約数及び当該契約数に占めるサービス卸の契約数比率



1-15 インターネット附随サービス業

- ◆ 2020年度企業数は558社。
- ◆ 2020年度売上高は3兆4289億円（前年度比22.7%増）で、前年の最高値を更新。
- ◆ 1企業当たりの売上高は、61.5億円（同16.5%増）。サービス別では、クラウドコンピューティングサービス（同135.6%増）、ショッピングサイト運営業及びオークションサイト運営業（同53.7%増）が大幅な増加。また、主力のウェブコンテンツ配信業（同10.2%増）も増加。



2 電気通信事業に関する規律

- (1) 現行の電気通信事業法による規律の概要
- (2) 電気通信事業に関する規律
- (3) 現行のNTT法の枠組み
- (4) 市場支配力を有する電気通信事業者に対する禁止行為
- (5) 指定電気通信設備制度の枠組み
- (6) 指定電気通信設備の範囲
- (7) 接続義務・接続拒否事由
- (8) NTT東西の接続料の算定方式
- (9) 長期増分費用方式に基づく接続料の推移
- (10) 加入光ファイバの接続料
- (11) 加入光ファイバ接続料の推移
- (12) モバイル接続料の推移
- (13) 卸電気通信役務と接続の違い
- (14) NTT東西の光回線の卸売サービスに関するガイドラインの概要
- (15) 指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドラインの概要
- (16) MVNOガイドラインの概要
- (17) 事業者間協議の円滑化に関するガイドラインの概要
- (18) 接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針の概要
- (19) コンテンツ配信事業者等に係る紛争

2-1 現行の電気通信事業法による規律の概要

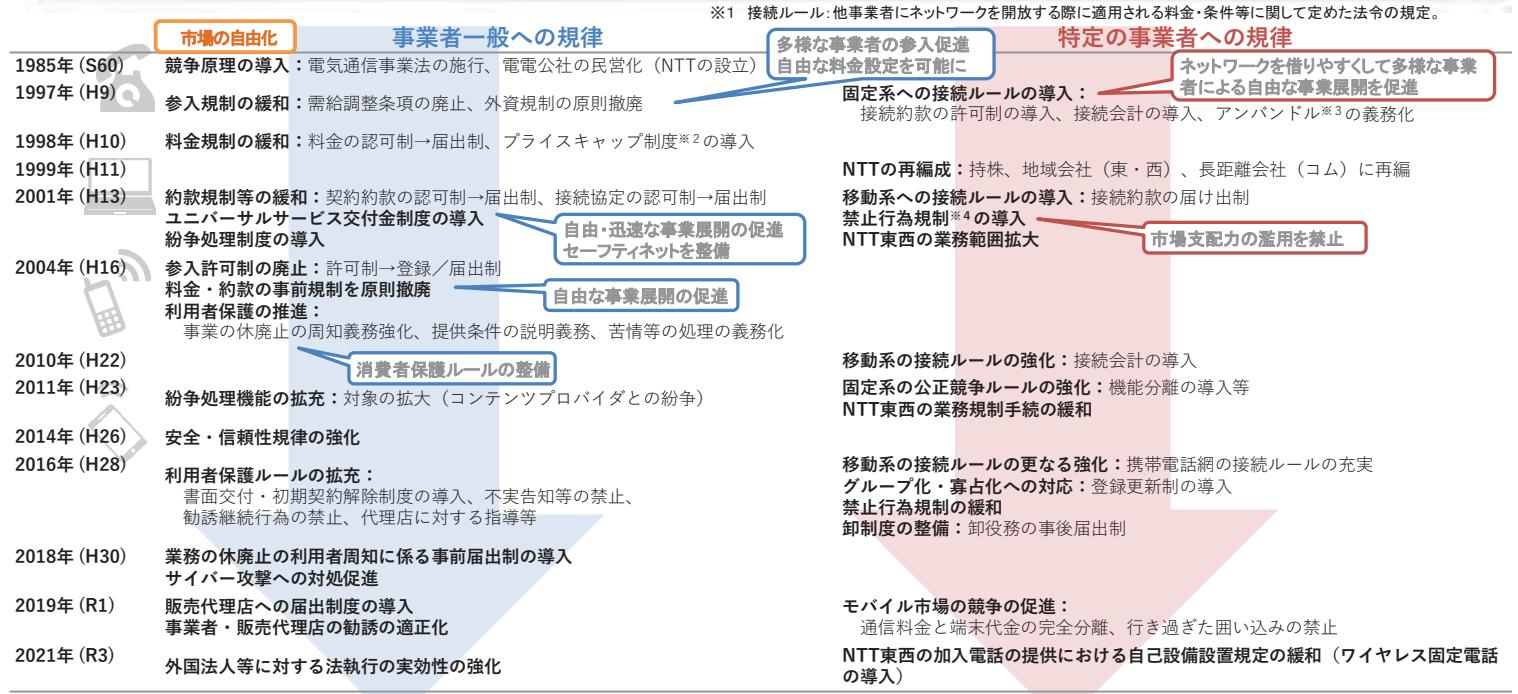
		電気通信事業者	第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(固定系)	第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(移動系)
参入・退出規制 外資規制		<p>【参入】 登録 (①端末系伝送路設備の設置区域が同一市町村の区域を超える場合、または②中継系伝送路設備の設置区間が一の都道府県の区域を超える場合) 上記以外の場合は届出</p> <p>【退出】 事後届出 (利用者に対しては予め相当の期間をおいて周知が必要)</p> <p>【外資規制】 なし (NTT持株に対しては3分の1の外資規制)</p>		
料金・約款規制		<p>原則として自由</p> <p>【基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス: 国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべき役務)】 契約約款の作成、届出</p>	<p>【指定電気通信役務(※1)】 保障契約約款の作成、届出</p> <p>【特定電気通信役務(※2)】 プライスキャップ規制(上限価格規制)</p>	
利用者保護	事業休廃止の際の利用者に対する事前周知義務、電気通信役務の提供条件に関する説明義務、苦情等に関する適切・迅速な処理義務			
非対称規制	接続規制	電気通信回線設備を設置する全ての事業者に対し、接続請求応諾義務	<ul style="list-style-type: none">・接続約款の認可、公表・接続会計の整理 等	<ul style="list-style-type: none">・接続約款の届出、公表・接続会計の整理
	行為規制	なし	<p>【禁止行為】 ・接続情報の目的外利用・提供 等</p> <p>【特定関係事業者(NTTコム)との間の禁止行為】 ・役員兼任 等</p>	<p>※適用事業者については、市場シェア等も勘案して個別に指定(NTTドコモを指定)</p> <p>【禁止行為】 同左</p>
ユニバーサル サービス制度	<p>【ユニバーサルサービスの範囲】 加入電話(加入電話に相当する料金で提供される光IP電話及びワイヤレス固定電話を含む)、第一種公衆電話、事前設置型災害時用公衆電話、緊急通報</p> <p>【制度の仕組み】 適格電気通信事業者に対し、基礎的電気通信役務の提供に要する費用の額が基礎的電気通信役務の提供により生ずる収益の額を上回ると見込まれる場合に、その費用の一部に充てるための交付金を交付</p>			

(※1) 指定電気通信役務=第一種指定設備を用いて提供する役務であって、他の事業者による代替的な役務が十分に提供されない役務: NTT東西の加入電話・ISDN、専用線、フレッツ光、ひかり電話、フレッツISDN等

(※2) 特定電気通信役務=指定電気通信役務であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務: NTT東西の加入電話・ISDN(基本料、施設設置負担金、通話料・通信料、番号案内料)等

2-2 電気通信事業に関する規律

- 一般の事業者に対しては、自由で多様な事業展開を可能とするため、新規参入や料金に関する事前規制を緩和（現在では、利用者向け料金の事前規制は原則撤廃）する一方で、消費者保護ルールを充実。
- 特定の事業者（主要なネットワークを保有するNTT東西や携帯電話事業者）に対しては、そのネットワークを利用する事業者が公平な条件等でサービスを提供できるよう、接続ルール※1等の公正競争ルールを整備。



2-3 現行のNTT法の枠組み

	日本電信電話株式会社 (持株会社)	東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社 (地域会社)
目的 (第1条)	◇東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図る。 ◇電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行う。	◇地域電気通信事業を経営する。
事業 (第2条)	◇地域会社が発行する株式の引受け及び保有並びに当該株式の株主としての権利の行使 ◇地域会社に対する必要な助言、あっせんその他の援助 ◇電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究等	◇地域(=同一の都道府県内)電気通信業務 ◇地域電気通信業務に附帯する業務(「附帯業務」) ◇地域会社の目的を達成するために必要な業務(「目的達成業務」)【事前届出】 ◇業務区域以外の区域における地域電気通信業務【事前届出】 ◇地域電気通信業務を営むために保有する設備・技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務(「活用業務」)【事前届出】
責務 (第3条)	◇国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保 ◇電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及	
株式 (第4条～第7条)	◇3分の1以上の政府保有義務 ◇3分の1までの外資規制 ◇政府保有株式の処分制限	◇全ての株式を日本電信電話株式会社が保有
役員等 (第10条～第12条)	◇役員選任決議認可、外国人役員の禁止 ◇定款変更・合併等の決議認可、剩余金処分決議認可 ◇事業計画認可	◇外国人役員の禁止 ◇定款変更・合併等の決議認可 ◇事業計画認可

2-4 市場支配力を有する電気通信事業者に対する禁止行為

- シェアが高く市場支配力を有する事業者(市場支配的事業者)に対し、市場支配力を濫用して公正な競争を阻害することができないよう、不当な競争を引き起こすおそれがある行為についてあらかじめ禁止する制度。

<対象事業者>

- ① [固定通信市場] アクセス回線シェアが50%を超える電気通信事業者(一種指定事業者): NTT東西
② [移動通信市場] 二種指定事業者(端末シェア10%超)のうち、収益シェア40%超等の者: NTTドコモ

<NTT東西に対する禁止行為の内容>

接続の業務に関し知り得た
情報の目的外利用・提供

特定の事業者に対する
不当に優先的・不利な取扱い

製造業者等への
不当な規律・干渉

<NTTドコモに対する禁止行為の内容>

接続の業務に関し知り得た
情報の目的外利用・提供

総務大臣が指定する
グループ内の事業者
(特定関係法人※)に限定

※ 東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー、株式会社NTTぶらら、株式会社エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ、エヌ・ティ・ティ・メディアサプライ株式会社

2-5 指定電気通信設備制度の枠組み

	第一種指定電気通信設備制度(固定系)	第二種指定電気通信設備制度(移動系)
指定要件	都道府県ごとに 50%超のシェアを占める加入者回線を有すること NTTを指定(97年) (その後、再編に伴いNTT東日本・西日本を改めて指定(01年))	業務区域ごとに10%超(当初は25%超)の端末シェアを占める 伝送路設備を有すること NTTドコモ(02年)、KDDI(05年)、沖縄セルラー(02年)、 ソフトバンク(12年)、WCP(19年)、UQ(19年)を指定
指定対象設備	加入者回線及びこれと一体として設置される電気通信設備であって、他の電気通信事業者との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことができない電気通信設備	基地局や交換機等、移動体通信役務を提供するために設置される電気通信設備であって、他の電気通信事業者との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備
接続関連規制	■接続約款(接続料・接続条件)の認可制 ■接続会計の整理義務 ■網機能提供計画の届出・公表義務	■接続約款(接続料・接続条件)の届出制 ■接続会計の整理義務
卸関連規制	■卸電気通信役務の届出制	■卸電気通信役務の届出制
利用者料金 関連規制	指定電気通信役務 (第一種指定電気通信設備により提供される役務であって、他の事業者による代替的なサービスが十分に提供されないもの) 特定電気通信役務 (指定電気通信役務のうち、利用者の利益に及ぼす影響が大きいもの)	■契約約款の届出制 ■電気通信事業会計の整理義務 ■プライスキャップ規制
行為規制	■特定業務以外への情報流用の禁止 ■各事業者の公平な取扱い ■製造業者等への不当な規律・干渉の禁止 ■特定関係事業者との間のファイアウォール ■設備部門と営業部門との間の機能分離 ■委託先子会社への必要かつ適切な監督	■電気通信事業会計の整理義務 ■特定業務以外への情報流用の禁止 ■グループ内事業者の不当な優遇の禁止 ■電気通信事業会計の整理義務

2-6 指定電気通信設備の範囲

- ・現行制度は、オープン化の対象となる具体的な設備を、実現される機能を念頭に置きつつ指定。
- ・平成20年7月7日、NGN及びひかり電話網を第一種指定電気通信設備の対象化。
- ・平成22年1月8日、戸建て向け光信号用の屋内配線設備を第一種指定電気通信設備の対象化。
- ・令和3年4月1日、PSTNからIP網への移行に伴い新たに利用することになる設備(セッションボーダーコントローラ、ENUMサーバ、IP電話用DNSサーバ)を第一種指定電気通信設備の対象として明確化。

第一種指定電気通信設備の指定内容

IP/ PSTN	指定設備
共通	①固定端末系伝送路設備(終端装置、屋内配線設備等を含む。)
共通	②端末系交換等設備
IP網	③収容ルータ
	④中継ルータ(県内通信を行うものに限る。)
	⑤中継系交換等設備(県内通信を行うものに限る。)
共通	⑥市内伝送路設備
共通	⑦中継系伝送路設備(県内通信を行うものに限る。)
IP網	⑧SIPサーバ
	⑨セッションボーダーコントローラ
	⑩ENUMサーバ
	⑪IP電話用DNSサーバ
共通	⑫付随設備(接続用伝送路設備等を含む。)
PSTN	⑬公衆電話機
PSTN	⑭番号案内関係設備

第二種指定電気通信設備の指定内容

交換設備	1. 特定移動端末設備と接続される伝送路設備を直接収容するもの(第二種指定端末系交換設備)
	2. 第二種指定端末系交換設備以外の交換設備であって業務区域内における特定移動端末設備との通信を行うもの(第二種指定中継系交換設備) ルータにあっては、ルータを設置する電気通信事業者が提供するインターネット接続サービスに用いられるもののうち、当該インターネット接続サービスに用いられる顧客のデータベースへの振り分け機能を有するものは除く。
伝送路設備	3. 第二種指定中継系交換設備の交換設備相互間に設置される伝送路設備
	4. 特定移動端末設備へ電波を送り、又は特定移動端末設備から電波を受ける無線局の無線設備(第二種指定端末系無線基地局)
その他	5. 第二種指定端末系無線基地局と、第二種指定端末系交換設備が設置されている建物(第二種指定端末系交換局)との間に設置される伝送路設備
	6. 第二種指定端末系交換局と、第二種指定中継系交換設備が設置されている建物との間に設置される伝送路設備
7.	信号用伝送路設備及び信号用中継交換機
8.	携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局
9.	他の電気通信事業者の電気通信設備と1~8.に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備 (3~8.に掲げるものを除く。)

2-7 接続義務・接続拒否事由

◎接続義務

電気通信事業では、各事業者のネットワークを様々な形で相互接続することによって、利用者が多様なサービスを享受できることから、ネットワークを保有している全ての事業者に対して、以下のような場合(接続拒否事由)を除き、他事業者からの接続の請求に応諾しなければならない。(電気通信事業法第32条)

電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき (法第32条第1号)

- (例)
 - ✓ 電気通信設備を損傷し、又はその機能に障害を与えるおそれがあるとき(逐条解説)
 - ✓ 請求された接続により、請求を受けた者の提供する電気通信役務について適正な品質の保持が困難となるとき(逐条解説)
 - ✓ MNOがMVNOの接続の申込みに応じることにより、当該MVNOのシステムが当該MNOのHLR等のシステムを損傷するおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合(MVNOガイドライン)
 - ✓ MNOがMVNOへ課金情報を提供する際に、当該MNOの利用者の個人情報等が当該MVNOから外部に流出するおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合(MVNOガイドライン)
 - ✓ MNOがMVNOの接続の申込みに応じる結果、当該MNOにおける周波数の不足等により当該MNOの利用者への電気通信役務の円滑な提供に支障を来すおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合(MVNOガイドライン)

電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき (法第32条第2号)

- (例)
 - ✓ 請求者の役務と需要を共通としているため、請求を受けた者において電気通信回線設備の保持が経営上困難になる等、経営に著しい支障が生じるとき(逐条解説)
 - ✓ 接続を拒否するためには、客観的な事実に基づいて、当該接続により相当程度の利益の損失が発生することを合理的に説明できなければならない(電気通信事業紛争処理委員会答申(平成22年7月8日))

その他、総務省令で定める正当な理由があるとき (法第32条第3号)

接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り又は怠るおそれがあるとき (施行規則第23条第1号)

- (例)
 - ✓ 請求者の運転資本等や、期待される短期的な収益、予定される資金調達を考慮しても、請求者が接続に関し負担すべき金額や、接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれを払拭するための預託金の金額を支払うことができると判断することはできない場合は、接続拒否事由にあたる(電気通信事業紛争処理委員会答申(平成22年7月8日))

接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき (施行規則第23条第2号)

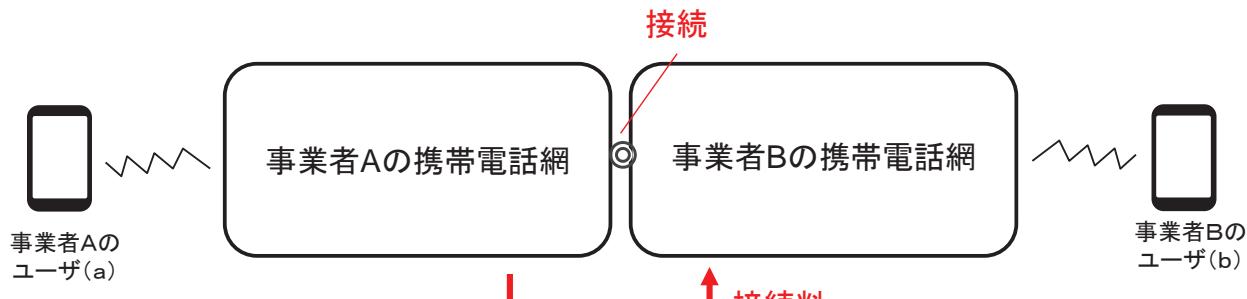
- (例)
 - ✓ MVNOが申し込んだ接続形態を実現するためにMNO側において要するシステム改修等の程度が著しく過大であり、当該システム改修に要する費用の回収が見込めないと認められる合理的な理由が存在する場合(MVNOガイドライン)

【参考】電気通信事業分野における接続

□ 電気通信事業者は、他の電気通信事業者から、電気通信回線設備との接続の請求を受けたときは、原則としてこれに応じる義務を有する。(接続応諾義務、電気通信事業法第32条)

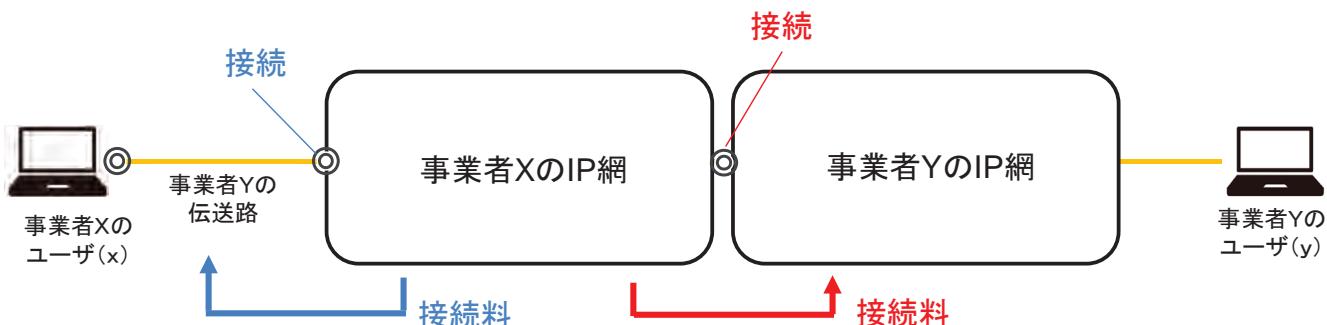
■ 携帯電話の例

下図(a)から(b)の通信の場合、事業者Aは、事業者Bの携帯電話網の接続料を支払う



■ 固定ブロードバンドの例

下図(x)から(y)の通信の場合、事業者Xは、事業者YのIP網の接続料を支払うことがある(赤字部分)
さらに、固定ブロードバンドの場合、事業者Yの加入光ファイバやメタル回線の接続料を支払うケースもある(青字部分)



2-8 NTT東西の接続料の算定方式

接続料算定方法の一覧

算定方式		算定方式の概要	対象となる主な接続機能
実際費用方式	実績原価方式	<ul style="list-style-type: none"> ・前々年度の実績需要・費用に基づき算定 ・当年度の実績値が出た段階で、それにより算定した場合との乖離分を翌々年度の費用に調整額として加算 	<ul style="list-style-type: none"> ・加入者回線(ドライカッパ、ラインシェアリング) ・中継光ファイバ回線 ・専用線 ・公衆電話 等
	将来原価方式	<ul style="list-style-type: none"> ・新規かつ相当の需要増加が見込まれるサービスに係る設備に適用 ・原則5年以内の予測需要・費用に基づき算定 	<ul style="list-style-type: none"> ・加入者回線(光ファイバ) ・NGN
長期増分費用方式(LRIC)		<ul style="list-style-type: none"> ・仮想的に構築された効率的なネットワークのコストに基づき算定 ・前年度下期+当年度上期の通信量を使用 	<ul style="list-style-type: none"> ・電話網(加入者交換機等)
事業者向け割引料金(キャリアズレーント)		<ul style="list-style-type: none"> ・小売料金から営業費相当分を控除したものを接続料とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・ISDN加入者回線(INS1500) ・専用線

2-9 長期増分費用方式に基づく接続料の推移



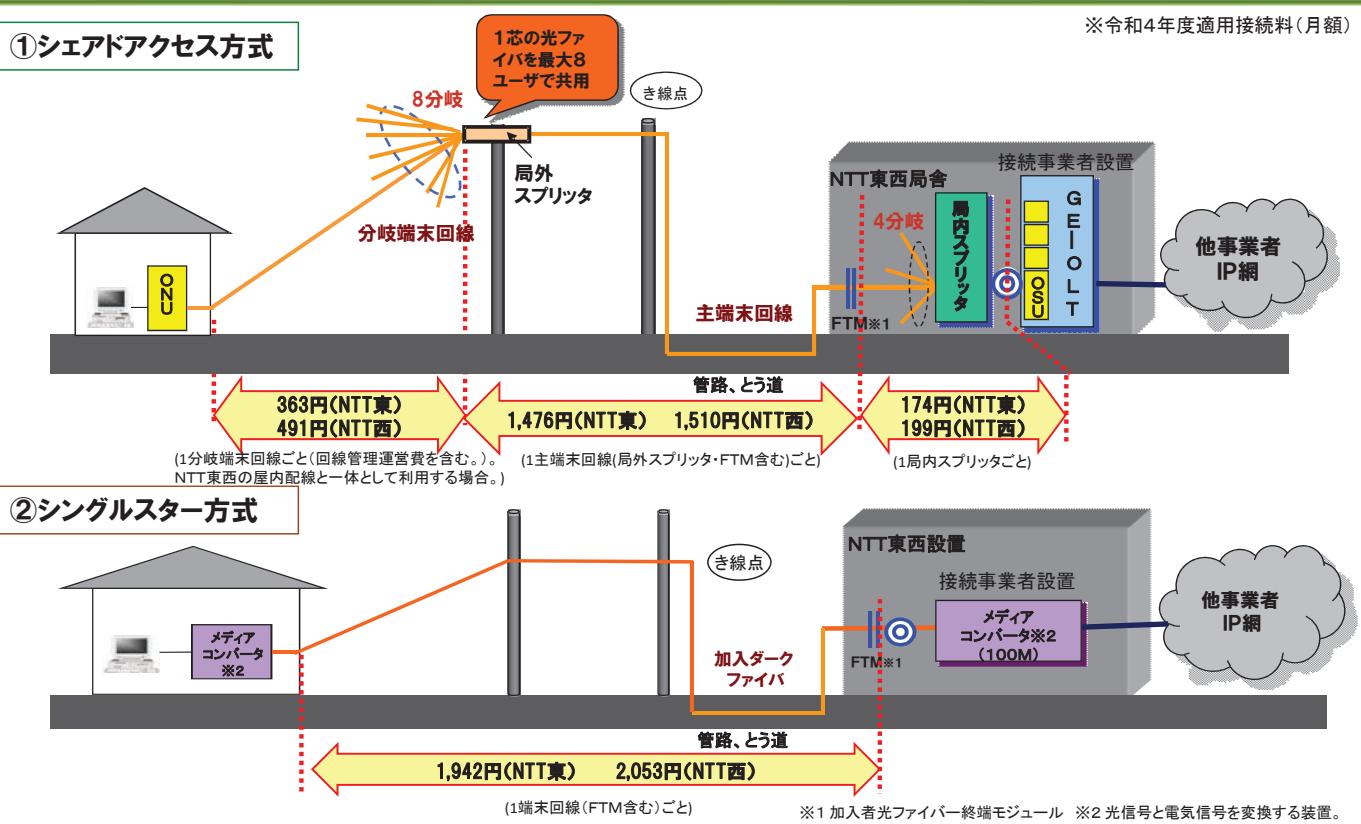
GC(Group unit Center)接続料: NTT東西以外の通信事業者が、NTT東西の固定電話網と加入者交換機で相互接続する際に支払う接続料
IC(Intrazone tandem Center)接続料: NTT東西以外の通信事業者が、NTT東西の固定電話網と中継交換機で接続する際に支払う接続料

加入電話・メタルIP電話接続機能接続料: 電話網のIP網への移行に伴い、接続ルート切替前の加入電話発着信に係る負担額と接続ルート切替後のメタルIP電話発着信に係る負担額を、IP網へのトラヒックの移行割合により加重平均して算定した接続料

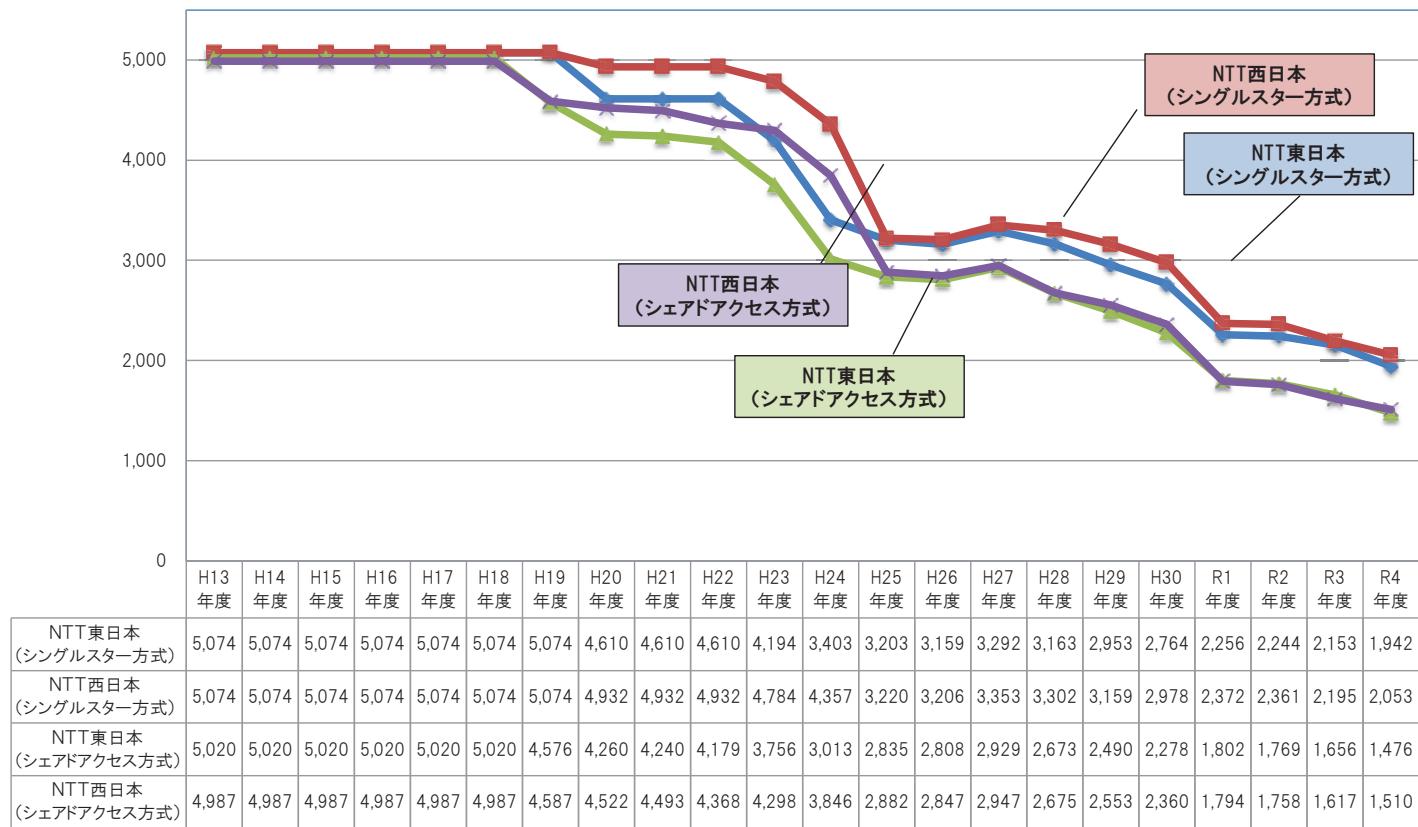
2-10 加入光ファイバの接続料

加入光ファイバは、現在、次の2つの方により提供。

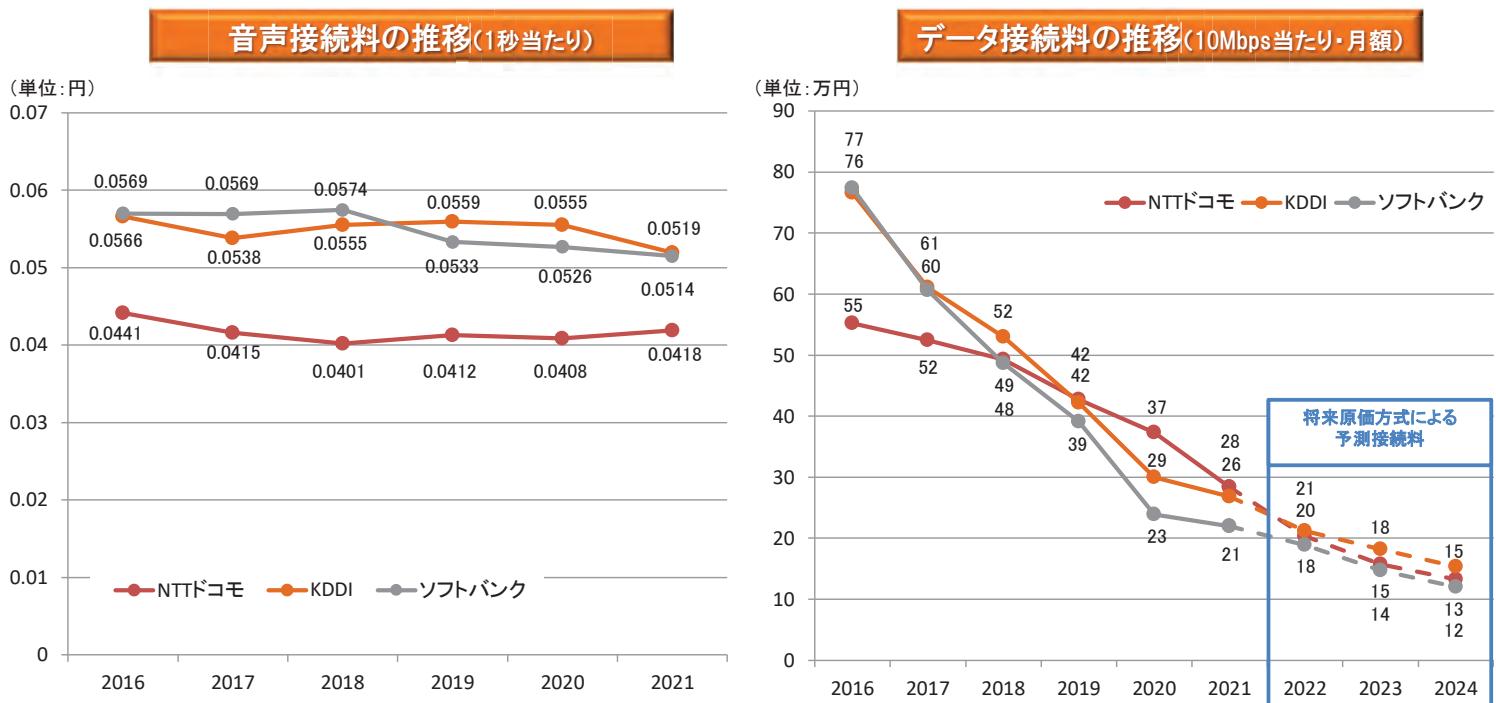
- ①シェアドアクセス方式(加入光ファイバのうち主端末回線部分を最大8利用者で共用する方式)
- ②シングルスター方式(全区間において一芯の加入光ファイバを利用する方式)



2-11 加入光ファイバ接続料の推移

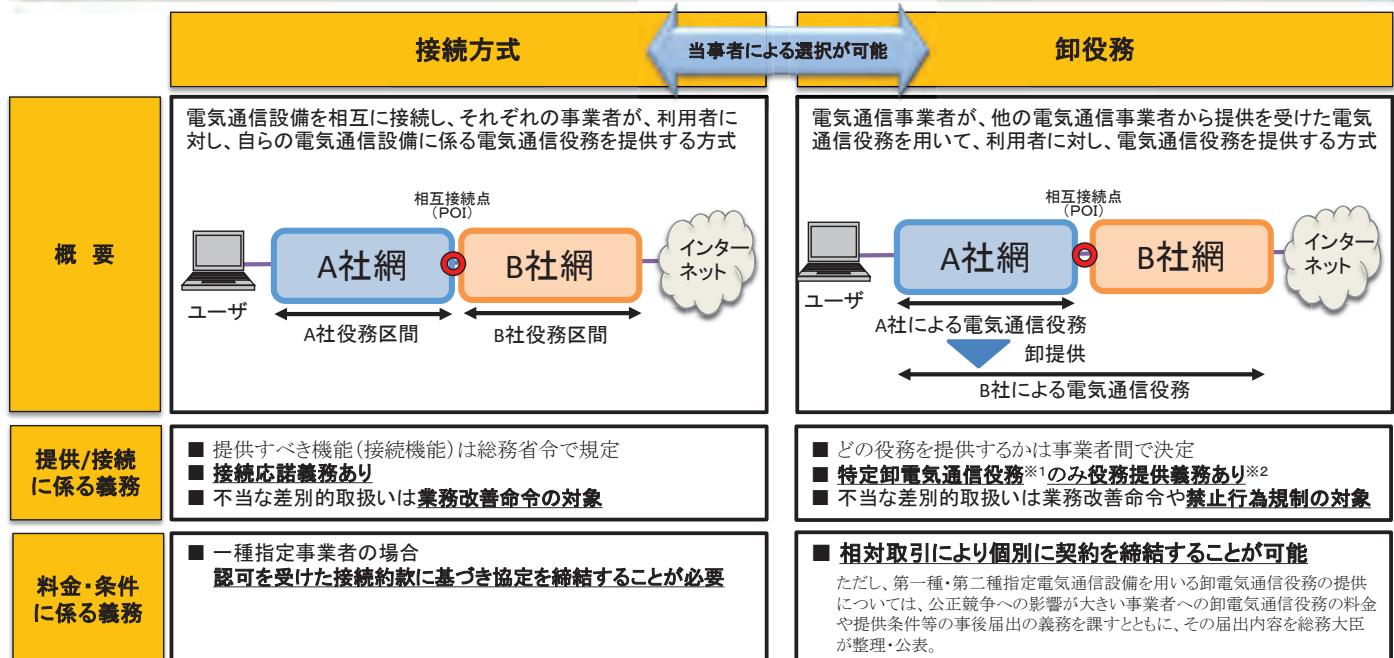


2-12 モバイル接続料の推移



2-13 卸電気通信役務と接続の違い

- 接続とは、電気通信設備相互間を電気的に接続することをいう。(相互間で通信が可能な状態)
- 卸電気通信役務とは、「電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信役務」(法第29条第1項第10号)をいう。
- 電気通信設備が電気的に接続される場合について、接続に関する協定により料金・条件を決定する方法以外に、物理的な接続形態を変えないまま、契約形態上「卸役務」方式とすることにより、当事者間の相対交渉により料金・条件を決定することも可能。



※1 指定設備を用いる卸電気通信役務のうち、別に省令で定める電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないもの以外のもの。
※2 ただし、特定卸電気通信役務以外の卸役務であっても基礎的電気通信役務又は認定電気通信事業に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者は、正当な理由がなければ、当該電気通信役務の提供を拒んではならない(法第25条、第121条)。指定電気通信役務については、正当な理由がなければ、保障契約による提供を拒んではならない。

2-14 NTT東西の光回線の卸売サービスに関するガイドラインの概要

NTT東西の光回線の卸売サービスに関する電気通信事業法の適用関係を明確化することにより、公正な競争環境を確保するとともに、行政運営に関する予見可能性を高めることを目的として、ガイドラインを策定(令和元年9月最終改定)。

電気通信事業法上問題となり得る行為に関するガイドラインの主な記載

卸提供事業者(NTT東西)が行う行為

①競争阻害的な料金の設定等

- ・NTT東西の光回線の卸売サービス(「サービス卸」)の料金等(工事費、手続費等を含む。)について、自己の関係事業者のみを対象とした割引料金の設定など、**特定の卸先事業者のみを合理的な理由なく有利に取り扱うこと**
- ・「サービス卸」の料金等(工事費、手続費等を含む。)について、実質的に**特定の卸先事業者に適用が限定されることが明らかなような大口割引を行うこと**

②提供手続・期間に係る不当な差別的取扱い、③技術的条件に係る不当な差別的取扱い、④サービス仕様に係る不当な差別的取扱い、⑤競争阻害的な情報収集、⑥情報の目的外利用、⑦情報提供に係る不当な差別的取扱い、⑧卸先事業者の業務に関する不当な規律・干渉、⑨業務の受託に係る不当な差別的取扱い

卸先事業者が行う行為

①競争阻害的な料金の設定等

- ・「サービス卸」を活用し固定通信サービスとモバイルサービスをセット提供・セット割引をする場合において、**競争阻害的な料金設定や過度のキャッシュバックなどの行為により、卸役務に係る需要を共通とする電気通信回線設備を設置する競争事業者(CATV事業者等)の設備の保持が経営上困難となるおそれを生じさせること**
- ・(市場支配的事業者である)NTTドコモが、「サービス卸」を活用する際、**合理的な理由なく、(NTT東西の提供する「サービス卸」のみとの)排他的な組み合わせで、自己が提供する他のサービス(モバイルサービスなど)との割引サービスを提供すること**

②契約前の説明義務の履行不十分、③書面交付義務の履行不十分、④業務の休廃止の周知の履行不十分、⑤苦情等の処理の履行不十分、⑥不実告知・事実不告知、⑦自己の名称等又は勧誘である旨を告げずに勧誘する行為の禁止、⑧勧誘を受けた者の意思に反した勧誘継続行為、⑨卸先契約代理業者に対する指導等の履行不十分

販売代理店等が行う行為

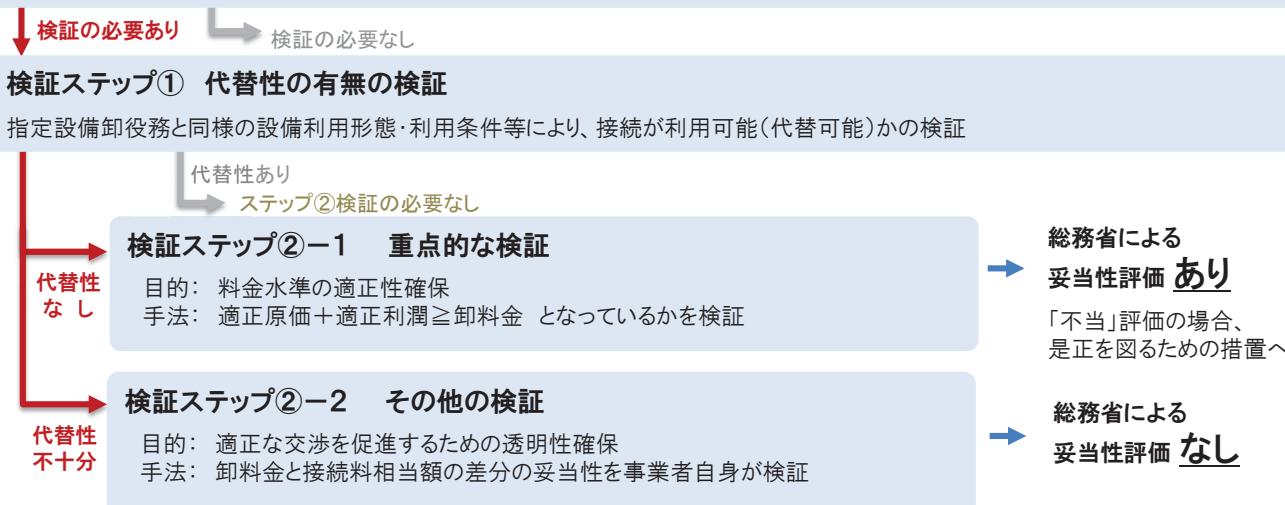
- ①契約前の説明義務の履行不十分、②不実告知・事実不告知、③自己の名称等又は勧誘である旨を告げずに勧誘する行為の禁止、④勧誘を受けた者の意思に反した勧誘継続行為

2-15 指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドラインの概要

- 接続料の算定等に関する研究会第四次報告書の内容を踏まえ、令和2年9月25日に「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」を策定。
- ガイドラインは、指定設備卸役務について、接続による代替性を評価し、それが不十分である場合に指定設備卸役務の提供料金が適正に定められていることを検証することで、電気通信事業者間の公正競争を確保することを目的とする。

検証対象の選定

卸先事業者から、具体的な課題が相当程度寄せられており、公正競争上の弊害が生じるおそれが高いと総務省において判断した指定設備卸役務を検証の対象とする。



※ 「接続料」「卸料金」等に関する時系列検証は、ステップ②に進んだ指定設備卸役務全てを対象に実施

2-16 MVNOガイドラインの概要

- ・ 電波の有限希少性により新規参入に制約のあるモバイル市場においては、既存の携帯電話事業者(MNO)から無線ネットワークを調達してサービスを提供するMVNOの新規参入を促し、モバイル事業者間の競争を進展させることが重要。
- ・ このため、MVNOの参入手続などMVNOの事業展開を図る上で必要となる法令を解説するガイドラインの策定・見直しや、ネットワーク調達に関する規律の見直しなどを通じて、MVNOの新規参入を促進。

MVNOガイドライン※の概要

※MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン
(2002年策定、2021年最終改定。今後も必要に応じて改定を実施。)

■ MVNOの事業開始に必要な手続

- ✓ MVNOは、事業を営もうとする場合、電気通信事業法に基づき、登録又は届出が必要
- ✓ MVNOは、無線局を自ら開設しないことから、電波法に基づく無線局免許の申請等の手続は不要

■ MVNOとMNOとの間の関係

- ✓ MVNOが利用者にサービスを提供する場合、MVNOが利用者料金を設定することが可能
- ✓ MVNOのネットワーク調達の際の設備の使用料(接続料)は、従量制課金のほか、回線容量単位(帯域幅)の課金方式を採用することも可能

■ MNOにおけるコンタクトポイントの明確化

- ✓ MNOは一元的な窓口(コンタクトポイント)を設け、MVNOとの協議を適正・円滑に行う体制を整備することが望ましい

■ MVNOの事業計画等に係る聴取範囲の明確化

- ✓ MVNOの競争上の地位を守るために、MNOネットワーク提供に当たって必要となるMVNOの事業計画等の聴取について、聴取可能な範囲を例示列挙

■ ネットワークの輻輳対策

- ✓ 無線ネットワークの輻輳対策については、MVNOとMNOとの十分な協議や、MVNOに対する必要な情報提供が求められる

■ 協議が調わなかった場合の手続

- ✓ MVNOとMNOとのネットワーク調達の協議が調わなかった場合は、総務大臣による協議命令・裁定制度や、電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁制度の利用が可能

■ MVNOによる端末の調達

- ✓ MVNOは、自ら端末を調達し、MNOのネットワークにおける端末の適切な運用を求めることが可能

■ MVNOと利用者との間の関係

- ✓ MVNOが利用者の個人情報を取り扱う際は、個人情報保護法や通信の秘密の規定の遵守が必要
- ✓ MVNOは、利用者に対する料金等の提供条件の説明や、苦情等に対する適切な処理が必要

■ 契約数等の報告

- ✓ 契約数が3万以上であるMVNO及びMNOであるMVNOは、毎四半期ごとに契約数等の報告が必要

2-17「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」(2012年7月策定)の概要①

1 ガイドラインの目的・対象

- 接続協定は双方の合意のみで効力を生じることが原則であり、合意を円滑に形成するため、接続料及び接続条件に関し当事者間で十分な協議が行われることが望ましい。
- 他方、近年の競争環境の変化やネットワークの複雑化・多様化を背景とし、当事者間で接続料等について十分な協議がなされないまま接続協定が締結又は変更される事例や、事後的な紛争手段に移行するケースも生じている。事業者間協議による合意形成が円滑になされない場合、公正競争の確保が十分になされないおそれや、利用者利便が損なわれる可能性がある。
- 本ガイドラインは、以上の考え方や事業法第32条の趣旨を踏まえ、電気通信事業者間におけるネットワークの接続に関し、事業者間協議における接続料の算定根拠等の情報開示に係る考え方等を明確化するもの。これにより、協議における予見可能性を高め、事業者間協議の円滑化を図り、もって電気通信市場における公正競争を促進するとともに利用者利便の増進を図ることを目的とする。
- 本ガイドラインは、新たな規制の導入を意図するものではない。また、従前より事業者間協議が円滑に行われていた場合についてまで、従前の協議の方法の変更を求めるものではない。
- 本ガイドラインは、全事業者を対象とし、接続に係る事業者間協議を実施する際の指針を示すもの。ただし、携帯電話事業者の接続料に係る協議及び移動通信事業者とMVNOの間の協議については「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」を併せて参照。

2 事業者間協議のプロセス

- 接続に係る協議に対応するための窓口を明確化し、これを対外的に公表するとともに、接続事業者からの問合せや接続に係る協議の申込等に対して遅滞なく対応することが望ましい。
- 接続協定を締結又は変更しようとする場合、十分な協議が可能な期間を確保して事業者間協議を開始することが望ましい。
- 事業者間協議に当たり、接続料の水準が争点となった場合には、算定に当たっての考え方、算定方法や算定根拠について協議を実施すること等が考えられる。

2-17「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」(2012年7月策定)の概要②

3 双務的な接続料の算定根拠に係る情報開示

- 双務的な接続形態に係る接続料についての協議に当たっては、算定根拠に係る情報開示の程度について、両当事者の間で合理的な理由なく差が生じないよう留意することが適当。
- 上記のような接続形態において、一方の事業者が他方の事業者と異なる水準の接続料を設定する場合であって、接続料の水準について十分な合意が成立しない場合には、当該水準の接続料を設定する理由について、算定根拠に係る情報を一定程度開示しつつ説明するとともに、協議を行う事が望ましい。
- 指定事業者についても、接続約款の認可又は届出の手続を経たことをもって、直ちに接続事業者に対する接続料の算定根拠に関する説明が不要となるものではない。

4 接続に必要なシステム開発等

- 接続に必要なシステム開発・更改に当たっては、当事者間の協議を踏まえて機能や仕様、コスト負担の方法を決めることが望ましい。
- 接続に必要なシステムのうち、コストの負担、仕様、業務フローへの影響等の点で接続事業者に対する影響が特に大きいと予想されるものについては、開発・更改に着手する前に当事者間で十分な協議を行い、可能な限り各当事者の意見を聴取すること等が適当。

5 協議が調わなかった場合の手続

- 事業者は、接続協定の安定的な運用に努めることが望ましいものの、協議が調わなかった場合、当事者は法令の定める紛争処理スキーム(総務大臣による協議命令・裁定及び電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁)を利用することが可能。

6 その他

- 総務省は、今後、必要に応じてガイドラインの見直しを行う。

2-18 「接続等に係る取得・負担すべき金額に関する裁定方針」の概要

- 電気通信事業者間の電気通信設備の接続等に係る金額に関する交渉の円滑化のため、平成30年1月、「接続等に係る取得・負担すべき金額に関する裁定方針」を策定。

電気通信事業者の電気通信設備との接続に係り、当事者が取得し、又は負担すべき金額(以下「金額」という。)について当事者間の協議が調わないときは、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「法」という。)第35条第3項又は第4項の規定により、当事者の一方又は双方は、総務大臣の裁定を申請することができることとされている。このような申請を受理したときは、総務省では、次の方針を基本として裁定を行うこととする。

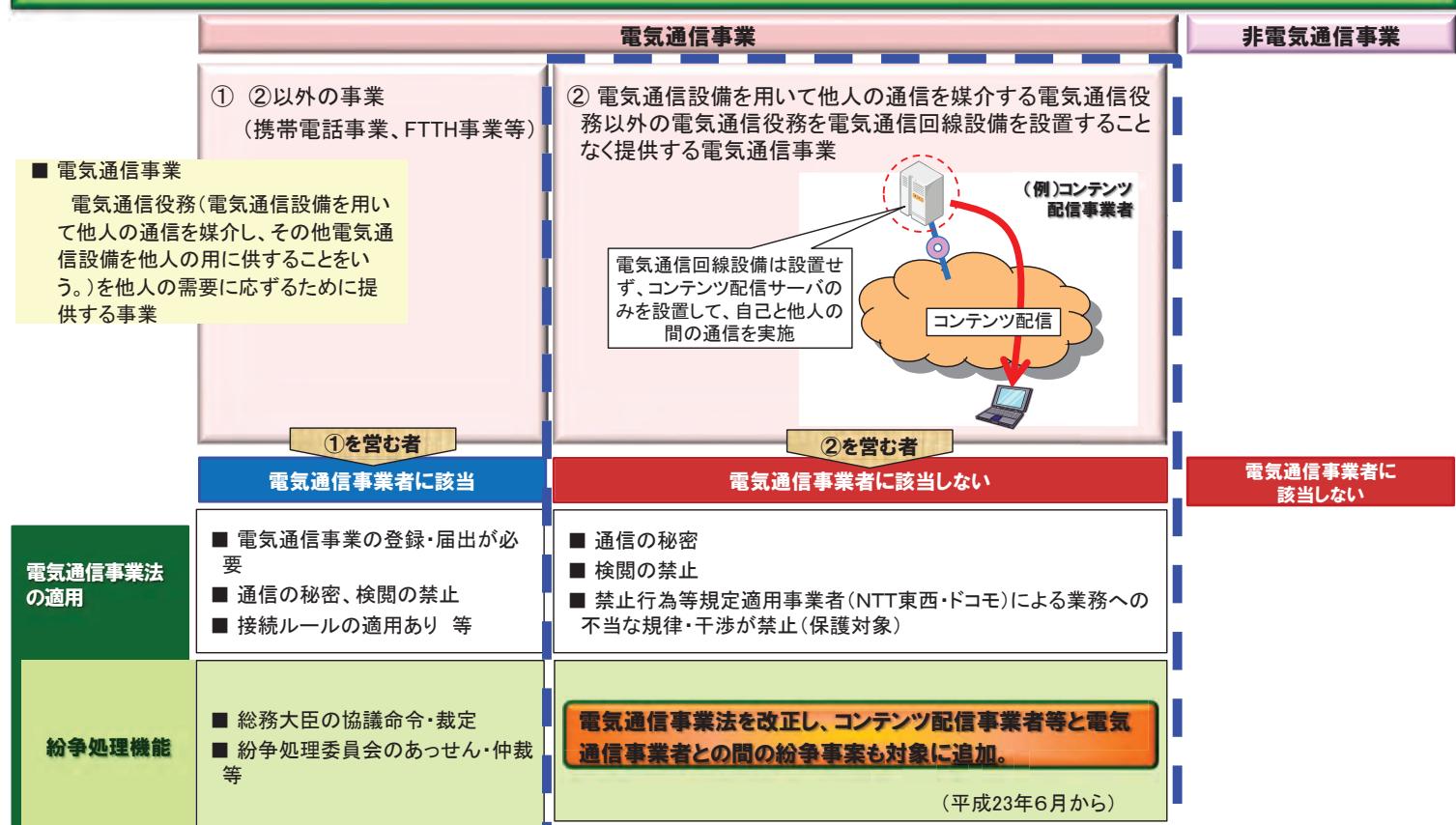
1. 金額※については、当事者間で別段の合意がない場合には、市場における競争状況等を勘案し、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを基本とする。
※ 認可された接続料等を除く。
2. 1. の原価等の算定のため、接続に関して生じる費用等、算定根拠となるようなデータの提供を関係当事者に対して求めることとする。
3. 2.において有効と認められるデータの提供が行われない場合には、1. の原価等の算定のために、近似的に、例えば長期増分費用モデル等により、他の費用等を用いることとする。

(注) 卸電気通信役務の提供又は電気通信設備若しくは電気通信設備設置用工作物の共用に係る金額に関して、当事者間の協議が調わないとして、法第38条第2項又は第39条において準用する法第35条第3項又は第4項の規定に基づき裁定の申請があったときも、1. から3. までに準じて対応することとする。

(※)「接続料の算定に関する研究会」において、NTT東日本・西日本から、同社の固定電話接続料と他社の接続料の格差が年々拡大しており、他社の固定電話接続料の水準についても適正性・透明性が確保されるべきであり、裁定基準を設けるべき旨の意見が示され、第一次報告書において、「接続料の水準の決め方は、事業者間で合意が可能であれば、様々な決め方があり得るところではあるが、事業者間で別段の合意がなければ、かかった費用を回収するコスト主義の考え方方が効率的であり、したがって、第一次的に検討されるものであるから、総務大臣の裁定基準としてこの考え方を示し、裁定手続ではコストに基づく算定根拠の提示が求められることを示すことで、協議の円滑化を期待することができる。」とされた。

2-19 コンテンツ配信事業者等に係る紛争

コンテンツ配信事業、通信プラットフォーム事業等(電気通信事業法第164条第1項第3号)は、電気通信事業法の適用除外(一部規定は適用)となる電気通信事業に該当(≠電気通信事業者)。



【参考】電気通信事業法第164条第1項第3号に該当する電気通信事業の例

- 電気通信回線設備を設置せず、かつ、他人の通信を媒介しない電気通信事業(電気通信事業法第164条第1項第3号に該当する電気通信事業)に該当する主な事例は以下のとおり。
(ただし、事業の内容(サービス提供の形態等)によっては異なる判断となる場合がある。)

電子メールマガジンの配信

- 企業等から提供された製品PRやイベント開催案内等に関する情報を元に電子メールマガジンを作成し、予め登録した購読者等に対して送信するもの。
- 購読者(他人)の需要に応ずるためにインターネット経由での情報送信(電気通信役務の提供)自体を目的として行っていることから電気通信事業に該当するが、企業等から提供された情報を元に電子メールマガジンを作成して購読者に送信していることから、他人の通信を媒介していないと判断される。

各種情報のオンライン提供

- 電気通信設備(サーバ等)を用いて、天気予報やニュースなどの情報を、インターネットを経由して利用者に提供するもの。
- 利用者(他人)の需要に応ずるために電気通信役務の提供(情報の送信)自体を目的として行っていることから、電気通信事業に該当するが、自己と他人(利用者)との間の通信であり、他人の通信を媒介していないと判断される。

Webサイトのオンライン検索

- 広範なWebサイトのデータベースを構築し、検索語を含むWebサイトのURL等を、インターネットを経由して利用者に提供するもの(狭義のポータルサイト)。
- 自己と他人(利用者)との間の通信であり、他人の通信を媒介していないと判断される。

ソフトウェアのオンライン提供(SaaS、ASP)

- クラウド上にアプリケーションソフトウェアを構築し又はアプリケーションソフトウェアをインストールしたサーバ等を設置し、インターネット等を経由して当該ソフトウェアを企業や個人等に利用させるもの(SaaS、狭義のASPサービス)。
- 自己と他人(利用者)との間の通信であり、他人の通信を媒介していないと判断される。

ECモール/ネットオークション/フリマアプリの運営

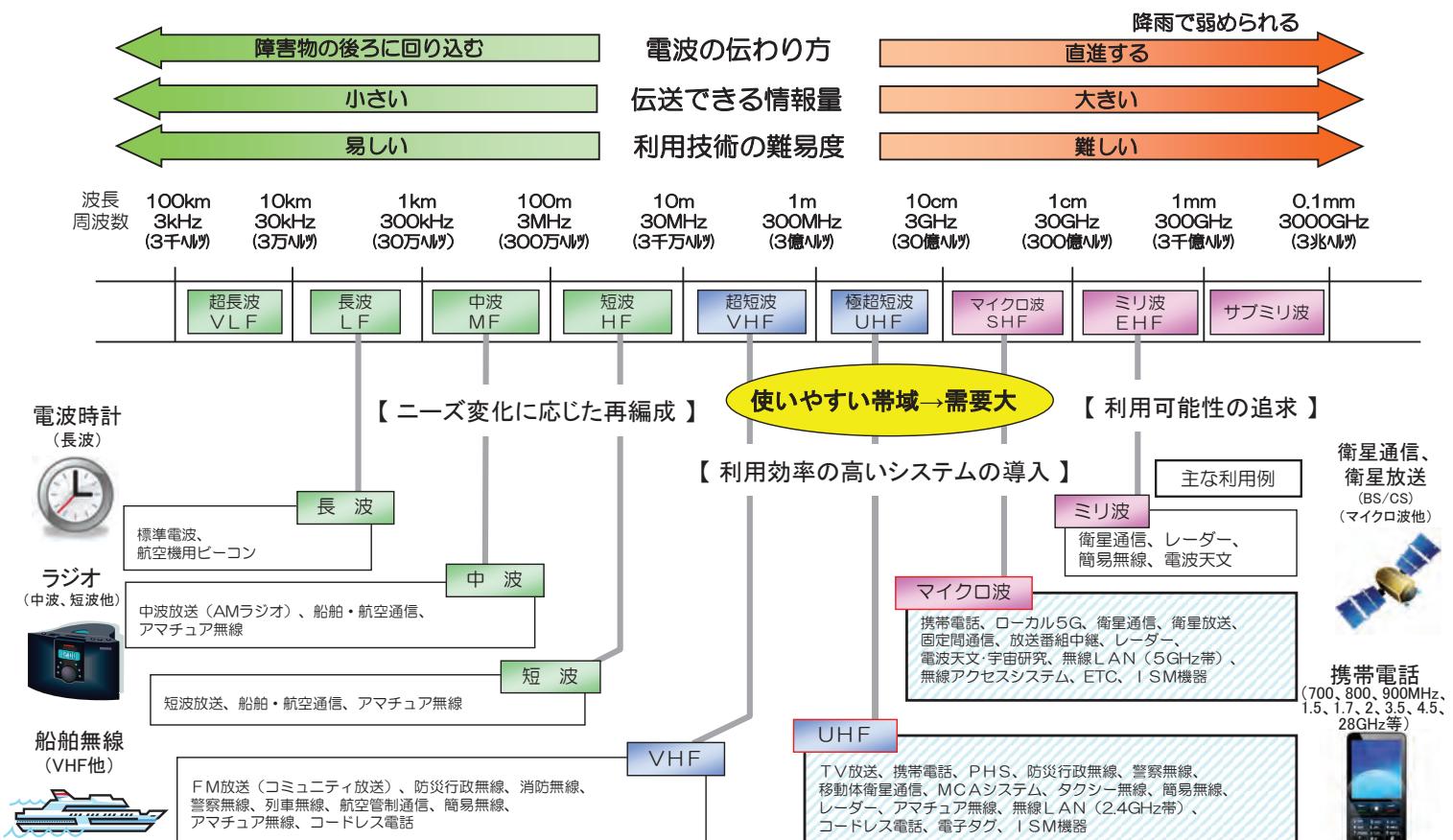
- インターネット経由で複数の店舗でネットショッピングを行うことができる又は複数の出品者の商品等を購入できる「場」を提供するもの。
- 「場」の提供を行う場合であっても、サービスの一部として利用者間のメッセージの媒介を行う機能を提供している場合は、他人の通信を媒介していると判断される。

3 電波利用の動向

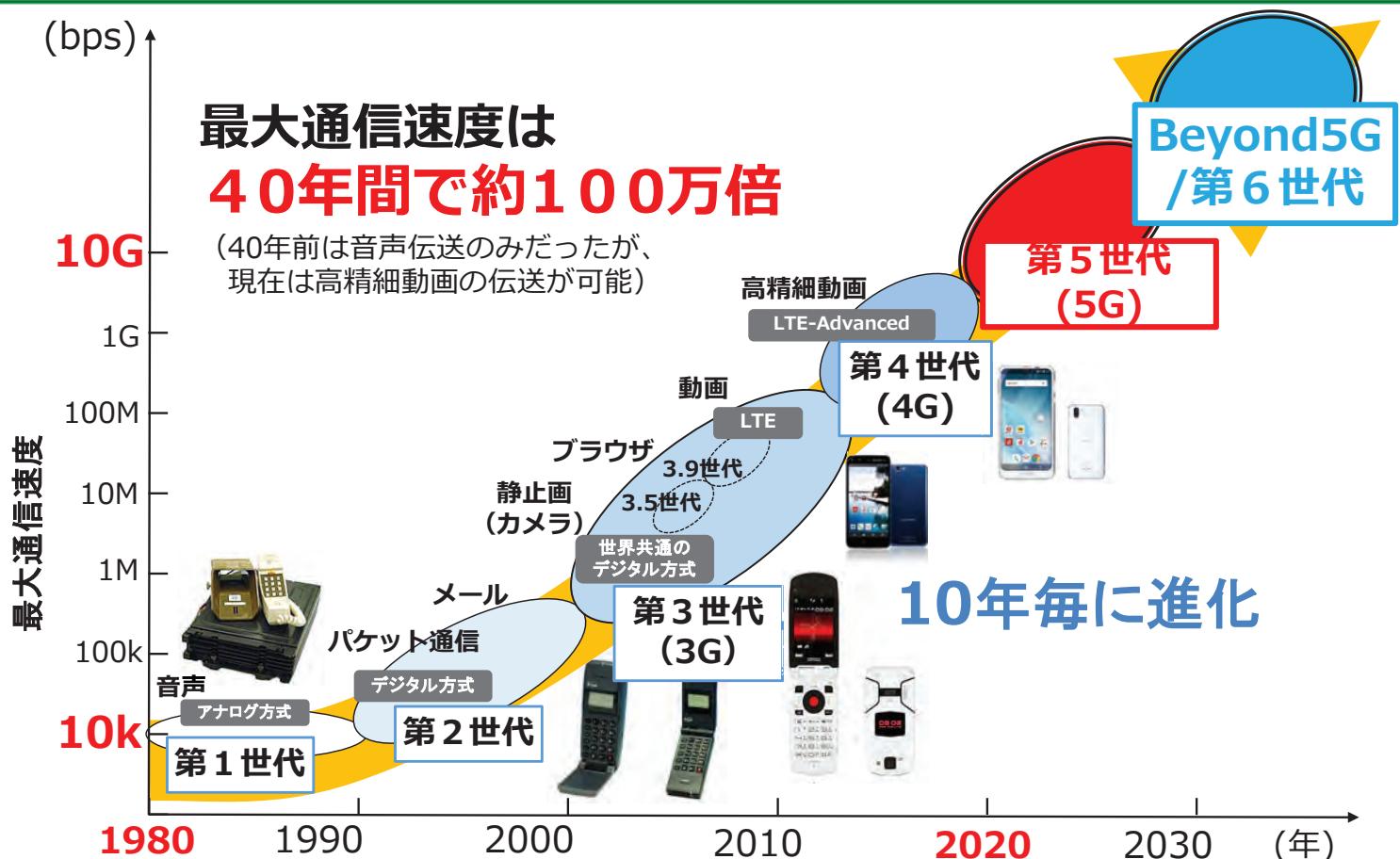
- (1) 我が国の電波の基本・利用形態
- (2) 移動通信システムの進化(第1世代～第5世代)
- (3) 第5世代移動通信システム(5G)
- (4) 第5世代移動通信システムの推進・展開
- (5) 携帯電話等の周波数帯
- (6) ローカル5Gの概要
- (7) 終了促進措置の制度概要
- (8) 無線局開設等に係る紛争

3-1 我が国の電波の基本・利用形態

携帯電話等の普及により、無線局数は大幅に増加（昭和60年：約381万局 ⇒ 令和4年3月：約2億9,198万局）。



3-2 移動通信システムの進化



3-3 第5世代移動通信システム (5G) とは

5G の3つの主要性能

- ・超高速 最高伝送速度 10Gbps
- ・超低遅延 1ミリ秒程度の遅延
- ・多数同時接続 100万台/km²の接続機器数

5Gは、AI/IoT時代のICT基盤

移動体無線技術の
高速・大容量化路線

2G 1993年 3G 2001年 LTE/4G 2010年

低遅延

同時接続

5G
2020年

超高速

現在の移動通信システムより
100倍速いブロードバンドサー
ビスを提供



⇒ 2時間の映画を3秒でダウンロード (LTEは5分)

超低遅延

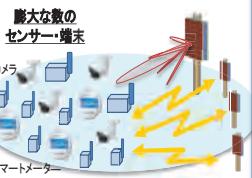
利用者が遅延(タイムラグ)を
意識することなく、リアルタイム
に遠隔地のロボット等を操作・
制御



⇒ ロボット等の精緻な操作 (LTEの10倍の精度) をリアルタイム通信
で実現

多数同時接続

スマホ、PCをはじめ、身の回り
のあらゆる機器がネットに接続



⇒ 自宅部屋内の約100個の端末・センサーがネットに接続
(LTEではスマホ、PCなど数個)

社会的なインパクト大

3-4 5G実現に向けた取組

○ 周波数割り当て・ローカル5Gの制度化

2019年4月に、5G用周波数割り当てを実施。同年12月にローカル5Gを一部周波数で制度化。

2020年12月に、ローカル5G用周波数を拡張。2021年4月、2022年5月、5G用周波数を追加割り当て。

○ 5Gの高度化に向けた研究開発、開発実証の実施

5Gの高度化に向けた研究開発や課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証を実施。

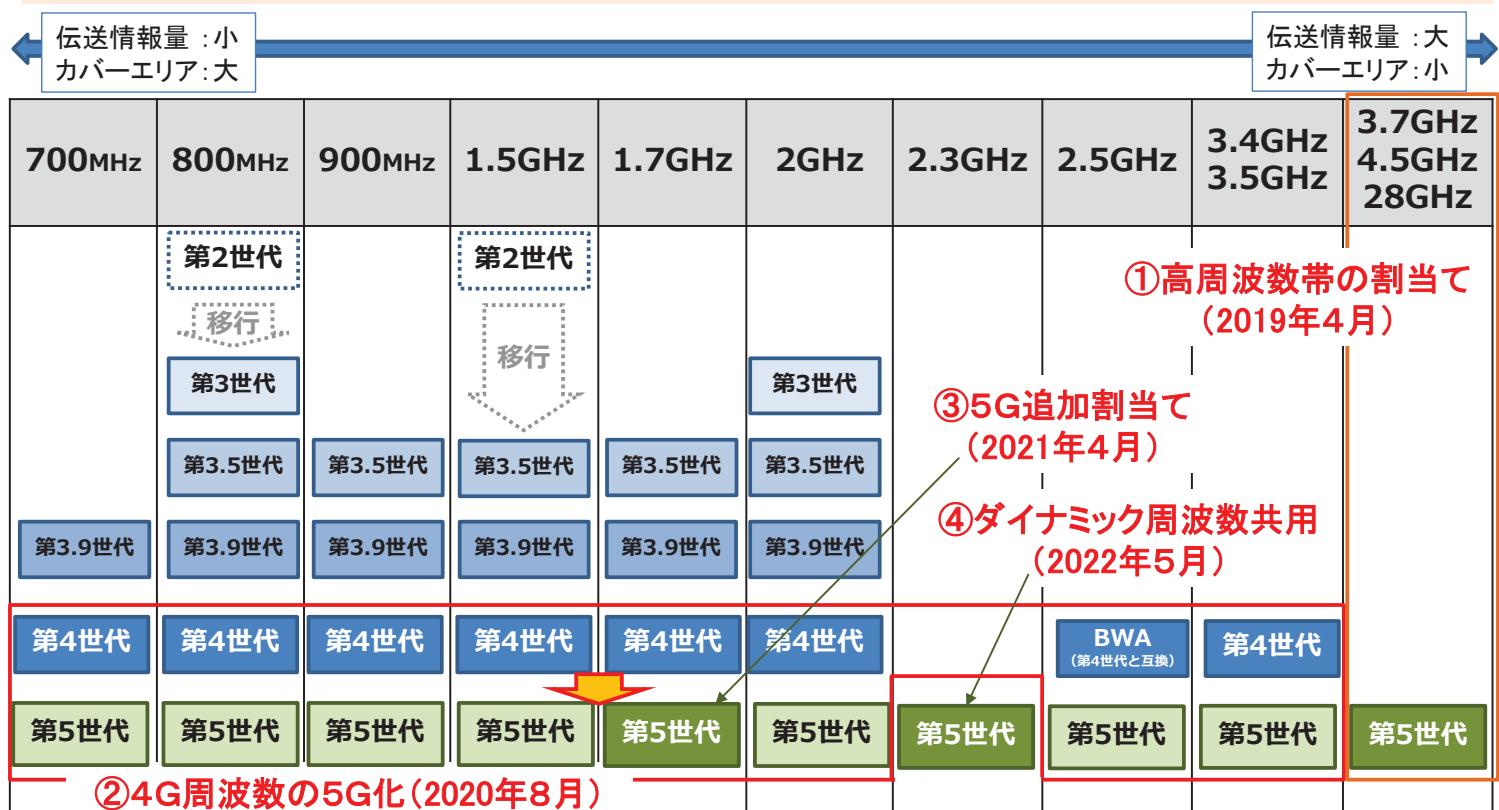
○ 国際連携・国際標準化の推進

主要国と連携しながら、5G技術の国際的な標準化活動や周波数検討を実施。



3-5 5G周波数の確保

5Gの3つの性能(超高速、超低遅延、多数同時接続)をフルに発揮していくためには、低周波数帯から高周波数帯まで幅広い周波数を確保することが不可欠。



3-6 ローカル5Gの概要

■ ローカル5Gは、地域や産業の個別のニーズに応じて**地域の企業や自治体等の様々な主体が自らの建物内や敷地内でスポット的に柔軟に構築**できる5Gシステム。

一部の周波数帯で先行して**2019年12月に制度化。2020年12月に周波数拡大**。

<他のシステムと比較した特徴>

■ 携帯事業者の5Gサービスと異なり、

- 携帯事業者によるエリア展開が遅れる地域において5Gシステムを**先行して構築可能**。
- 使用用途に応じて**必要となる性能を柔軟に設定**することが可能。
- **他の場所の通信障害や災害などの影響を受けにくい**。

■ Wi-Fiと比較して、**無線局免許に基づく安定的な利用が可能**。

ゼネコンが建設現場で導入
建機遠隔制御



建物内や敷地内で自営の5Gネットワークとして活用

建設現場
での活用



建機遠隔制御



インフラ監視

スマート農業

農家が農業を高度化する
自動農場管理



事業主が工場へ導入
スマートファクトリ



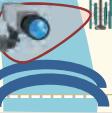
工場での
活用



スマート工場

スマート工場

河川監視



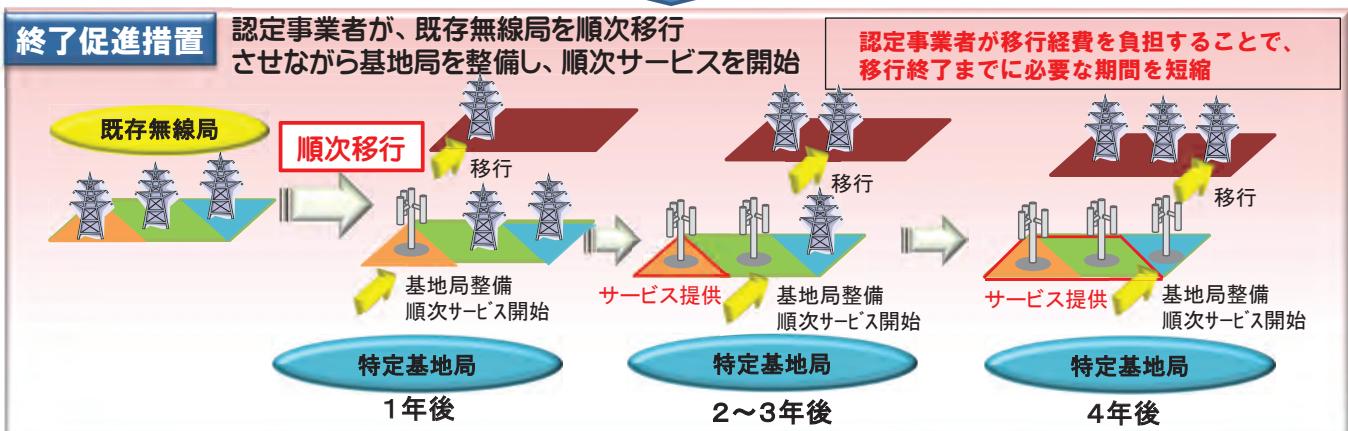
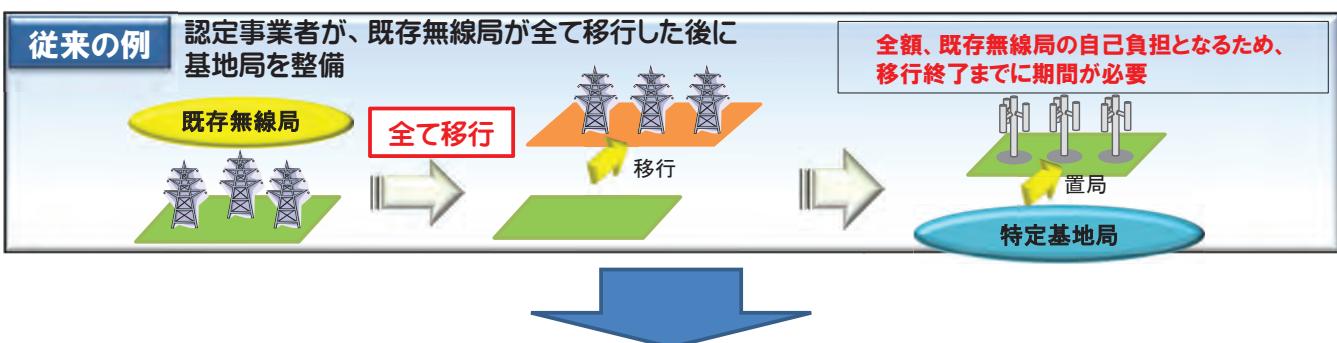
防災現場
での活用

自治体等が導入
河川等の監視



3-7 終了促進措置の制度概要

「終了促進措置」とは、基地局の開設計画の認定を受けた認定事業者（携帯電話事業者等）が、開設指針及び開設計画に従って、国が定めた周波数の使用期限より早い時期に既存の無線局の周波数移行を完了させるため、既存の無線局の利用者との合意に基づき、移行費用等を負担する等の措置



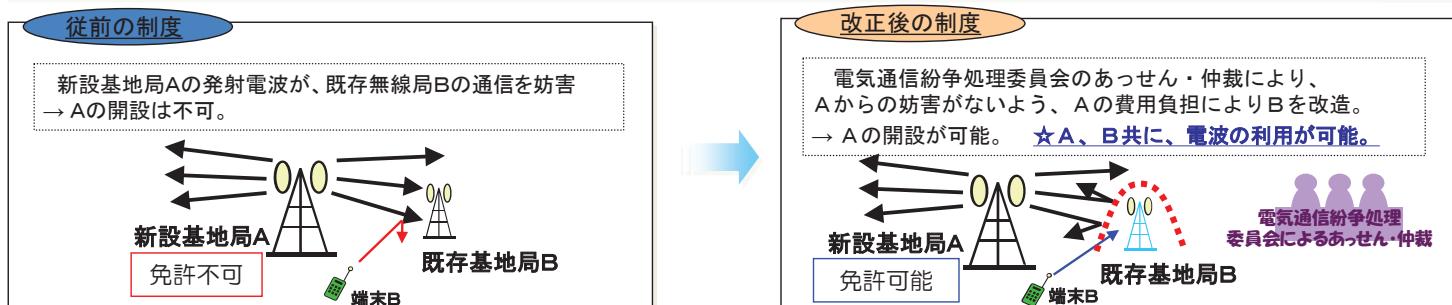
3-8 無線局開設等に係る紛争

周波数が逼迫する中、新システムの導入に際して必要な、電波の混信を防止するための既存の無線局等との調整が1年から2年半に長期化する事例が発生、迅速な新サービスの提供が困難となる可能性。

電波法・電気通信事業法の一部改正(平成20年4月1日施行)

- あっせん・仲裁の制度を創設し、無線局を新設する場合等に行う既存無線局との混信防止に関する協議を促進。
 - あっせん・仲裁の手続を行うことができる無線局は、次のとおり。
 - ・ 電気通信業務の用に供する無線局
 - ・ 放送の業務の用に供する無線局
 - ・ 地方公共団体の防災行政事務の用に供する無線局
 - ・ 電気事業に係る電気の供給の業務の用に供する無線局
 - ・ 鉄道事業に係る列車の運行の業務の用に供する無線局
 - ・ ガス事業に係るガスの供給の業務の用に供する無線局
 - ・ MCA陸上移動通信業務の用に供する無線局
- ※ あっせん・仲裁等による既存無線局との調整の結果、契約を締結したときは、その内容を免許等申請に際して提出。
- ※ 無線局の免許人等は、混信防止に関する協議の申入れがあったときは、電波の公平かつ能率的な利用を確保する見地から、誠実に協議を行うとともに、相当の期間内に当該協議が調うよう努めなければならない。

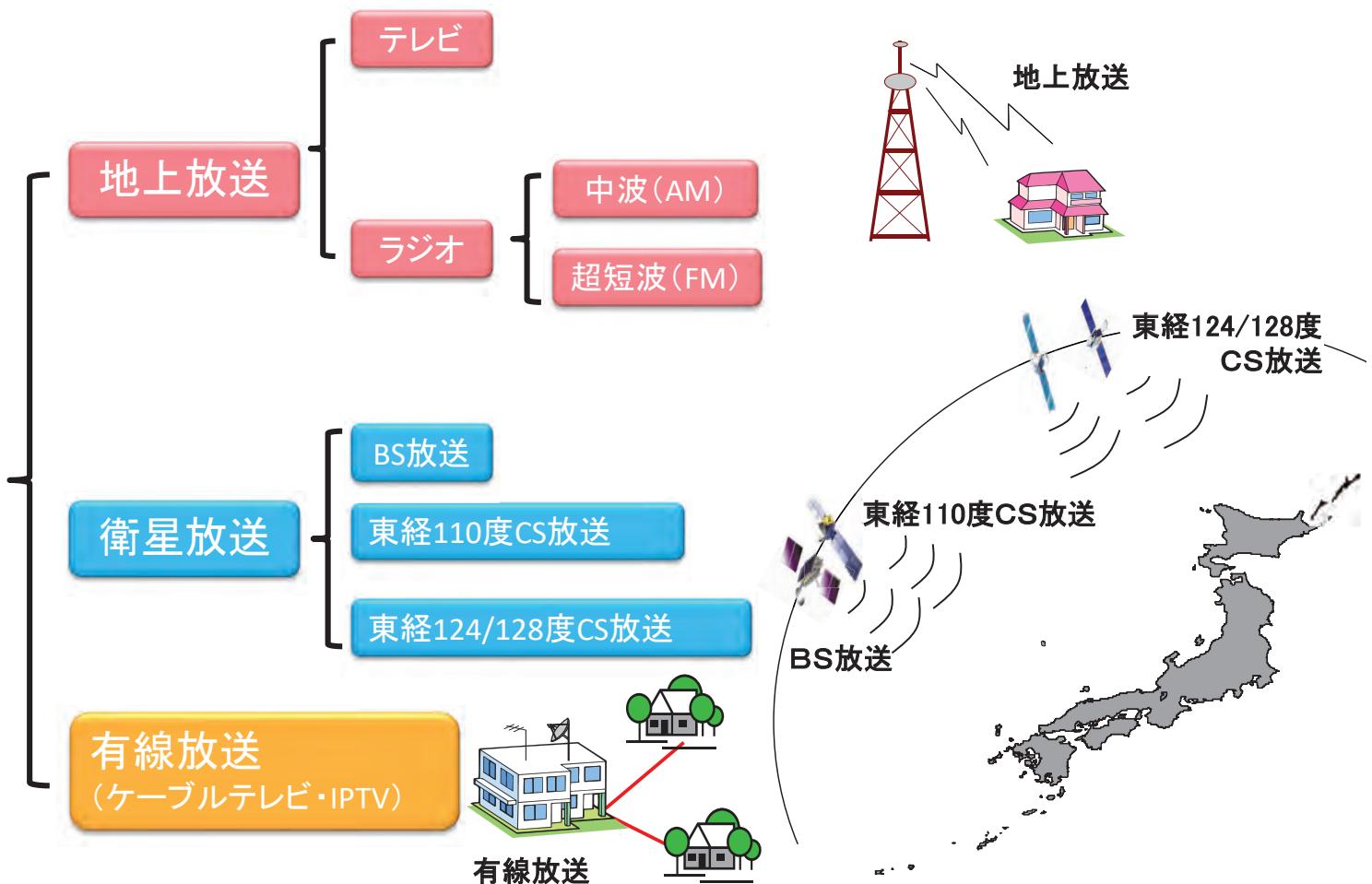
(無線局運用規則の一部改正)



4 放送事業の動向

- (1) 放送の主な分類
- (2) 放送事業の参入に係る制度の概要
- (3) 放送対象地域
- (4) 放送メディアの市場規模
- (5) 民間地上テレビジョン放送事業者の経営状況
- (6) ケーブルテレビ事業者の収支状況
- (7) ケーブルテレビの普及状況
- (8) 各都道府県におけるケーブルテレビ(自主放送あり)の普及率
- (9) 区域外再放送の問題
- (10) 再放送同意と大臣裁定
- (11) 衛星放送事業者の収支状況
- (12) 4K・8Kの概要
- (13) 新4K8K衛星放送視聴可能機器の出荷状況
- (14) 新4K8K衛星放送を行う事業者

4-1 放送の主な分類



4-2 放送事業の参入に係る制度の概要

放送の業務(ソフト)については放送法、設備の設置(ハード)については電波法等により規律。

【放送の業務の種類と参入規律】

基幹放送	一般放送	
放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てられるものとされた周波数の電波を使用する放送		基幹放送に該当しない放送
(具体例) <ul style="list-style-type: none">○ 地上基幹放送 (地上テレビ、AMラジオ、FMラジオ、コミュニティFM放送)○ 移動受信用地上基幹放送(マルチメディア放送)○ 衛星基幹放送(BS放送、110度CS放送)	放送エリア:広い 視聴者への影響:大きい	放送エリア:狭い 視聴者への影響:小さい
(具体例) <ul style="list-style-type: none">○ 124/128度CS放送 (テレビ、ラジオ)○ ケーブルテレビ(大規模)	(具体例) <ul style="list-style-type: none">○ 有線ラジオ○ エリア放送○ ケーブルテレビ(小規模)	



基幹放送事業者	一般放送事業者	
ソフトとハードの事業者が一致している場合 (特定地上基幹放送事業者)	電波法に基づく「免許」 ※5年ごとに再免許	放送法に基づく「登録」
ソフトとハードの事業者が異なる場合	放送法に基づく「認定」 ※5年ごとに更新	放送法に基づく「届出」

4-3 放送対象地域

放送対象地域の概念

同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域(放送法第91条第2項第2号)のことであり、その地域の自然的、経済的、社会的、文化的諸事情や周波数の効率的使用を考慮して、基幹放送普及計画において定める(放送法第91条第3項)。

放送対象地域の効果

(1) 放送対象地域ごとに放送系の数の目標を設定

放送の計画的な普及及び健全な発達を図るために、基幹放送普及計画において、放送対象地域ごとに普及させる放送系の数の目標を設定。

(2) 放送対象地域内では、難視聴解消の義務又は努力義務

放送事業者は、放送対象地域内で、その放送があまねく受信できるように努めることとされている。

(NHKには、テレビジョン放送及びラジオ放送<中波放送・超短波放送のいずれか>が全国において受信できるように措置をすることを義務付け)

放送対象地域の例

(1) 規定の仕方

- ① 放送の主体(NHK、放送大学学園、基幹放送事業者)
- ② 放送の種類(テレビジョン放送、中波放送、超短波放送等)等に基づき設定

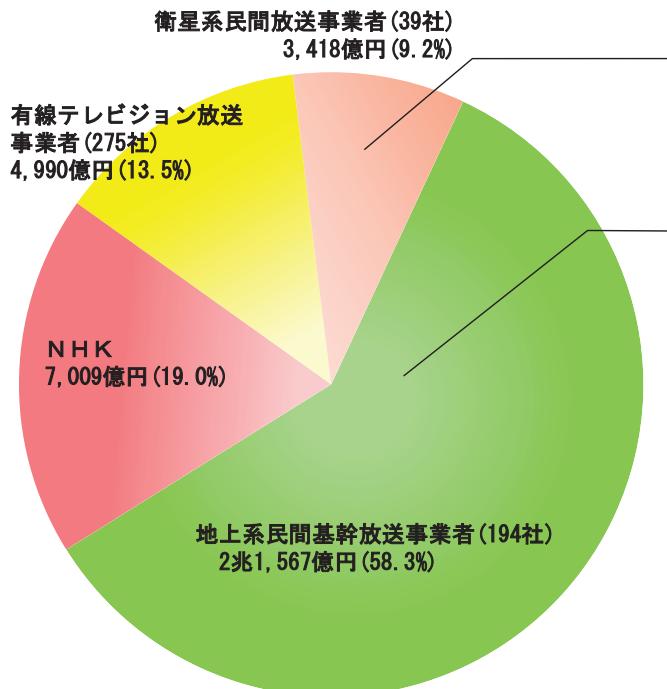
(2) 具体例 (地上基幹放送<テレビジョン放送>)

- ① NHK
関東広域圏(茨城県、栃木県及び群馬県を含まない)、関東広域圏にある県を除く各道府県
- ② 基幹放送事業者
広域圏 : 関東広域圏、近畿広域圏、中京広域圏
複数の県域 : 鳥取県及び島根県、岡山県及び香川県
その他 : 上記以外の各都道府県

4-4 放送メディアの市場規模

- 放送メディアの市場規模は、令和3年度において、3兆6,984億円となっている。
- 各放送事業者のシェアは、地上系民間基幹放送事業者が58.3%、NHKが19.0%、有線テレビジョン放送事業者が13.5%、衛星系民間放送事業者が9.2%を占めている。

放送メディアの収入 令和3年度3兆6,984億円

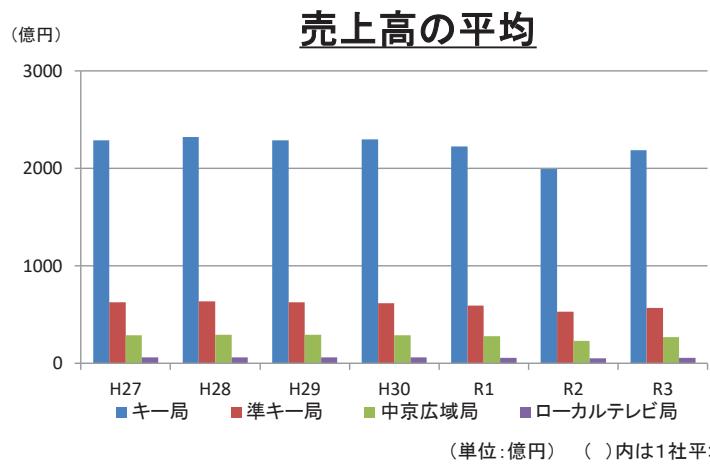
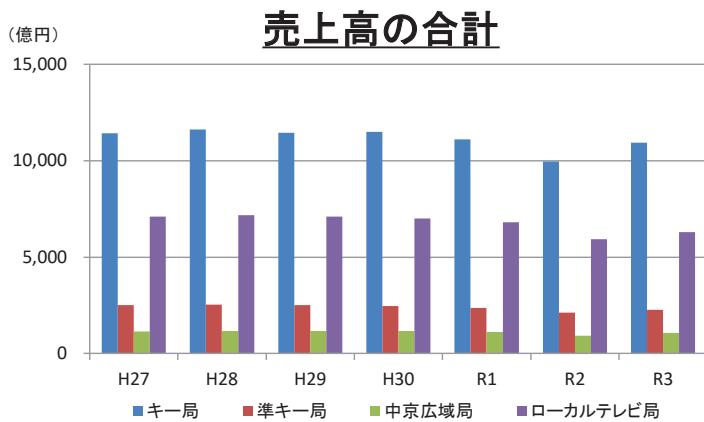


【衛星系民間放送事業者内訳】	
衛星基幹放送 (BS放送) (19社)	2,059億円 (5.6%)
衛星基幹放送 (東経110度CS放送) (20社)	822億円 (2.2%)
衛星一般放送 (4社)	536億円 (1.4%)

【地上系民間基幹放送事業者内訳】	
テレビジョン放送単営 (96社)	1兆8,669億円 (50.5%)
AM放送・テレビジョン放送兼営 (31社)	1,911億円 (5.2%)
その他(※)単営 (67社)	987億円 (2.7%)
※… AM (16社)、短波 (1社) 及び FM (50社)	

- (注1) () 内の%は、放送メディアに占める各媒体のシェア。
 小数点第2位を四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。
- (注2) 億円未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。
- (注3) 「地上系民間基幹放送事業者」には、一般財団法人道路交通情報通信システムセンター及びコミュニティ放送事業者を含めていない。
- (注4) NHKについては損益計算書（一般勘定）の経常事業収入、経常事業外収入及び特別収入の和から未収受信料欠損償却費を差し引いた値。
- (注5) 放送大学学園を除く。
- (注6) 「有線テレビジョン放送事業者」とは、有線電気通信設備を用いて自主放送を行う登録一般放送事業者（営利法人に限る。）のうち、IPマルチキャスト方式による事業者等を除く者。
- (注7) 「衛星系民間放送事業者」の内訳には、BS放送と東経110度CS放送を兼営する事業者が4社存在し、また、衛星基幹放送と衛星一般放送を兼営する事業者が1社存在するため、総数 (39社) とは一致しない。
- (注8) 地上系民間基幹放送事業者については、各社作成の損益計算書上の「売上高」の額を合計したもの。

4-5 民間地上テレビジョン放送事業者の経営状況



年度		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
キー局 (5局)	売上高	11,428(2,286)	11,612(2,322)	11,433(2,287)	11,486(2,297)	11,110(2,222)	9,963(1,993)	10,929(2,186)
	営業損益	730(146)	722(144)	705(141)	733(147)	590(118)	525(105)	926(185)
準キー局 (4局)	売上高	2,511(628)	2,543(636)	2,508(627)	2,466(617)	2,363(591)	2,118(530)	2,275(569)
	営業損益	145(36)	158(40)	146(36)	136(34)	44(11)	53(13)	153(38)
中京広域局 (4局)	売上高	1,157(289)	1,175(294)	1,172(293)	1,160(290)	1,120(280)	934(234)	1,071(268)
	営業損益	113(28)	99(25)	96(24)	88(22)	67(17)	35(9)	113(28)
ローカル テレビ局 (114局)	売上高	7,112(62)	7,170(63)	7,107(62)	7,012(62)	6,806(60)	5,933(52)	6,304(55)
	営業損益	586(5)	566(5)	490(4)	423(4)	306(3)	166(1)	381(3)

4-6 ケーブルテレビ事業者の収支状況(令和3年度)

・令和3年度の有線テレビ放送事業者の収支状況については、通信事業を含む全事業で見ると増収・増益であるが、ケーブルテレビ事業は横ばいとなっている。

区分 事業の別	事業者数	営業収益 〔前年度比増減率〕	営業費用 〔前年度比増減率〕	営業損益 〔前年度比増減率〕	経常損益 〔前年度比増減率〕	当期損益 〔前年度比増減率〕
全事業の総額	275 (274)	1,605,228	1,421,926	183,302	189,528	131,554
		(+1.8%)	(+1.4%)	(+5.1%)	(+10.2%)	(+14.3%)
		499,034	448,619	50,415		
		(-0.3%)	(-0.0%)	(-2.7%)		

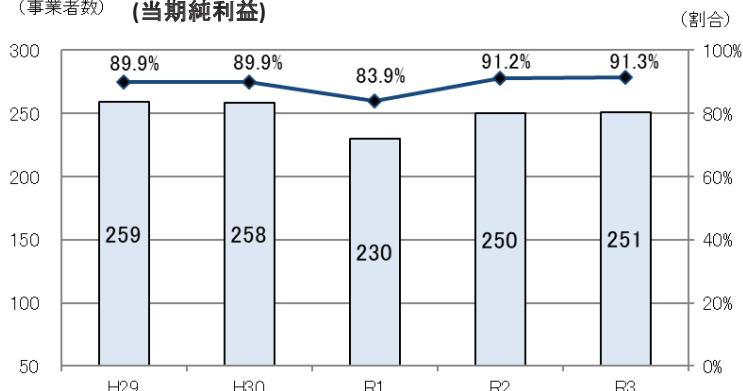
※ 対象は、有線電気通信設備を用いて自主放送を行う登録一般放送事業者（営利法人に限る。）のうち、
I Pマルチキャスト方式による事業者等を除く者（275社）

（金額単位：百万円・前年度比増減率：%）

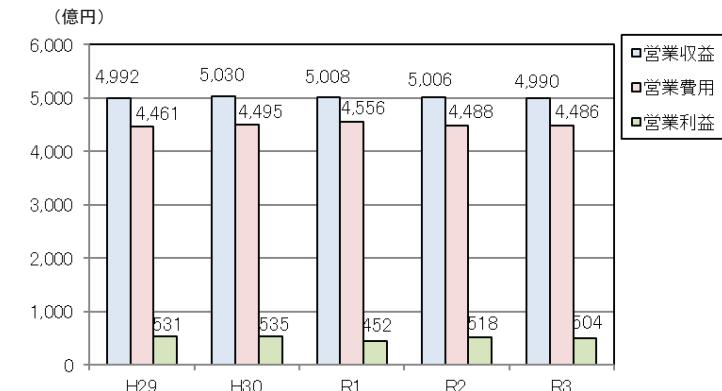
※ 事業者数の（）内の数は前年度の社数。

※ 金額は四捨五入。

【単年度黒字事業者数及び割合の推移】
(事業者数)
(当期純利益)



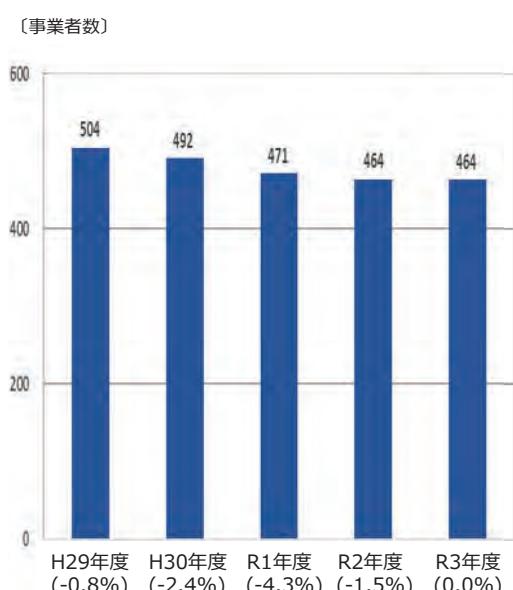
【ケーブルテレビ事業の収支状況の推移】



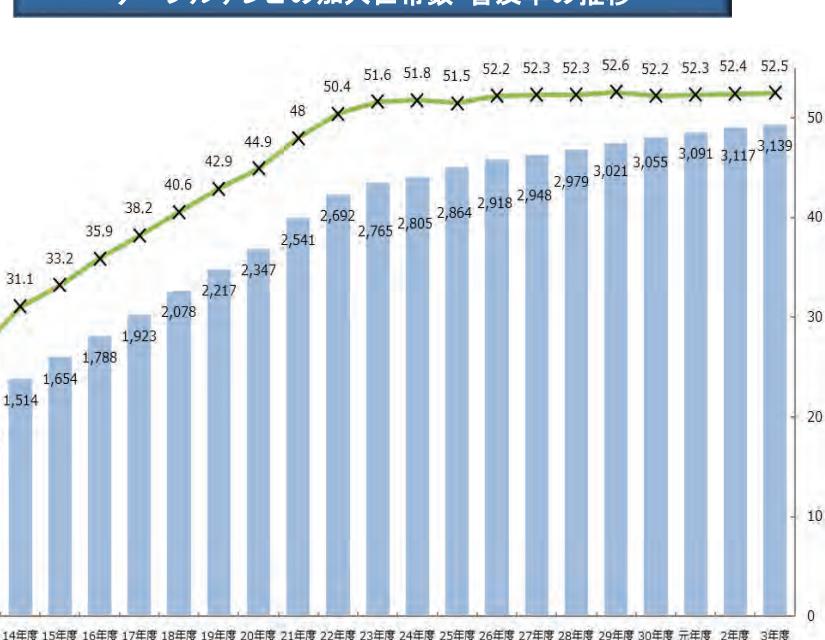
4-7 ケーブルテレビの普及状況(令和3年度)

- 登録に係る自主放送を行うための有線電気通信設備(501端子以上)によりサービスを受ける加入世帯数は、約3,139万世帯、世帯普及率は約52.5%。
- 有線電気通信設備を用いて自主放送を行う登録一般放送事業者数及び登録に係る自主放送を行うための有線電気通信設備数は、それぞれ464事業者、660設備。

有線電気通信設備を用いて自主放送を行う
登録一般放送事業者数の推移



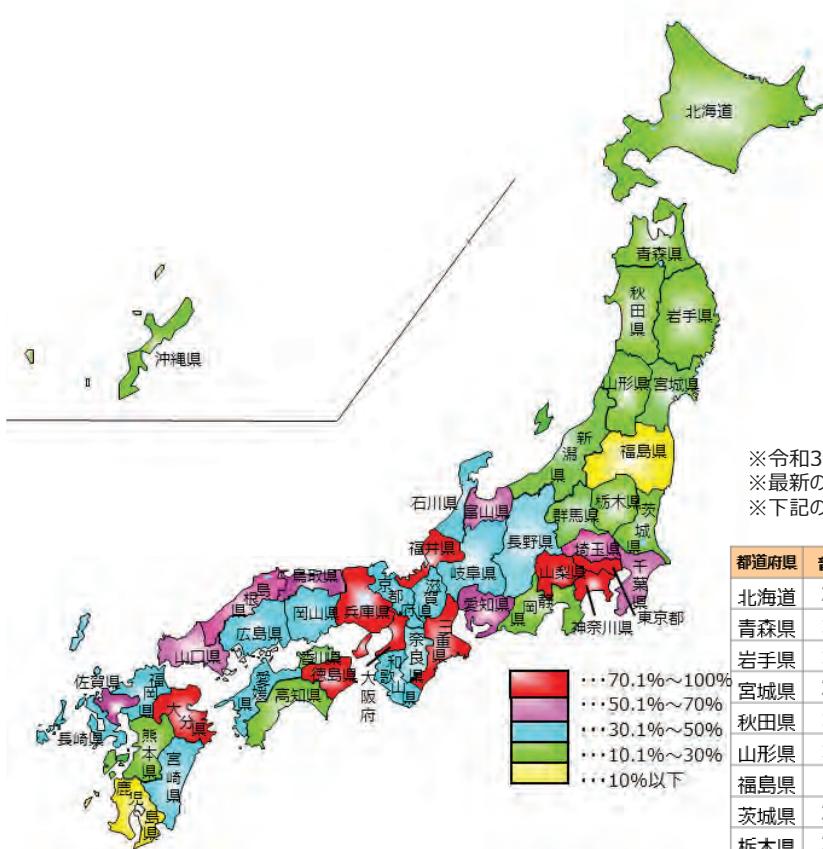
ケーブルテレビの加入世帯数・普及率の推移



※ () 内は事業者数の対前年度末増加率。

※ 最新の普及率は、令和4年1月1日現在の住民基本台帳世帯数から算出。
※ 平成22年度までは自主放送を行う旧有線テレビ放送法の許可施設
(旧電気通信役務利用放送法の登録を受けた設備で当該施設と同等の放送方式のものを含む。)、
平成23年度以降は登録に係る自主放送を行うための有線電気通信設備の加入世帯数、普及率の推移。

4-8 各都道府県におけるケーブルテレビ(自主放送あり)の普及率



※令和3年度末現在。

※最新の普及率は、令和4年1月1日現在の住民基本台帳世帯数から算出。

※下記の統計値については、IPマルチキャスト方式による放送に係るものを含む。

都道府県	普及率								
北海道	26.4%	埼玉県	56.5%	岐阜県	40.7%	鳥取県	63.1%	佐賀県	51.9%
青森県	17.2%	千葉県	57.6%	静岡県	28.6%	島根県	55.6%	長崎県	35.6%
岩手県	18.0%	東京都	78.8%	愛知県	54.1%	岡山県	33.4%	熊本県	29.5%
宮城県	26.9%	神奈川県	72.5%	三重県	72.6%	広島県	30.1%	大分県	70.4%
秋田県	17.2%	新潟県	22.6%	滋賀県	38.4%	山口県	63.8%	宮崎県	42.7%
山形県	17.1%	富山県	68.7%	京都府	48.8%	徳島県	92.0%	鹿児島県	7.8%
福島県	4.0%	石川県	42.6%	大阪府	86.3%	香川県	28.3%	沖縄県	18.9%
茨城県	22.3%	福井県	74.6%	兵庫県	73.5%	愛媛県	37.2%	全国	52.5%
栃木県	24.0%	山梨県	81.3%	奈良県	49.1%	高知県	25.6%		
群馬県	14.1%	長野県	47.1%	和歌山县	38.5%	福岡県	46.8%		

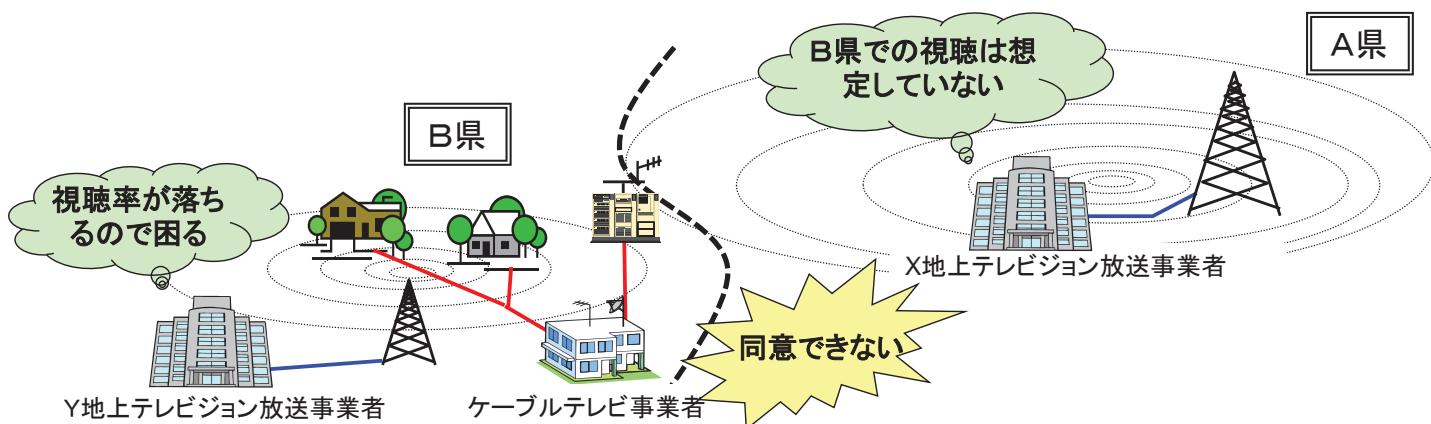
4-9 区域外再放送の問題

「区域外再放送」とは、A県を放送対象地域とする地上基幹放送(地上テレビジョン放送)事業者の放送を、ケーブルテレビ事業者が受信して、放送対象地域が異なるB県内の世帯に再放送すること。

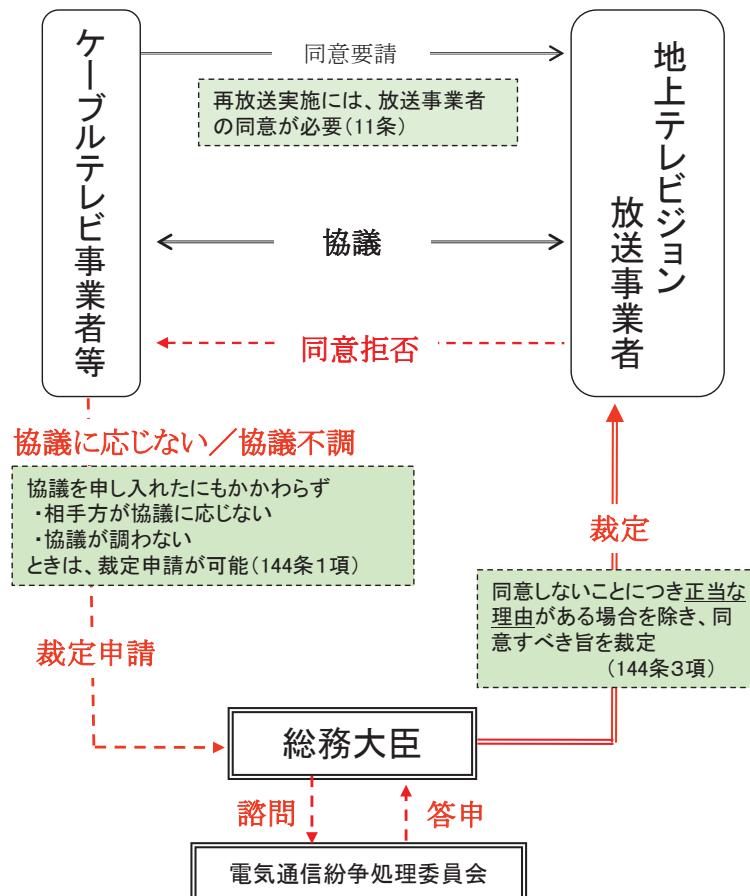
(地上基幹放送事業者の問題意識)

- B県において視聴できるチャンネル数が増加するため、B県の既存地上テレビジョン放送事業者(Y)の視聴率を低下させるおそれがある。
- A県の地上テレビジョン放送事業者(X)はB県での再放送を念頭に置いていないため、番組編集上の配慮ができない。

→ A県の地上テレビジョン放送事業者が区域外再放送に否定的で紛争に発展することがある



4-10 再放送同意と大臣裁定



再放送ガイドライン(※)による「正当な理由」の解釈

- 放送番組の同一性やチャンネルイメージの確保に関する次のいずれかの場合
 - 意に反して、放送番組が一部カットして有線放送される場合
 - 意に反して、異時再放送される場合
 - 当該チャンネルで別の番組の有線放送を行い、基幹放送事業者の放送番組か他の番組が混乱が生じる場合
 - 有線テレビジョン放送事業者としての適格性に問題がある場合
 - 良質な再放送が期待できない場合

2 放送対象地域以外の地域での再放送である場合には、基幹放送事業者の「番組編集上の意図」である「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度が「受信者の利益」の程度との比較衡量において許容範囲内(受忍限度内)にあるとは言えない場合

- 「地域間の関連性」については、通勤等の人の移動状況等地域間における交流状況等に基づき個別判断。
- 少なくとも、放送対象地域の隣接市町村での再放送は、再放送の同意をしない「正当な理由」には該当しないこと等を例示。

(その他)

- 地元放送事業者の経営に与える影響等は、地元同意の有無を含め、「正当な理由」の判断に関して考慮されないこと。

※ 有線テレビジョン放送事業者による基幹放送事業者の地上基幹放送(テレビジョン放送に限る。)の再放送の同意に係る協議手続及び裁定における「正当な理由」の解釈に関するガイドライン

4-11 衛星放送事業者の収支状況(令和3年度)

	事業者数	営業収益	営業費用	営業損益
衛星基幹放送	39者	2,882億円 (+3.1%)	2,608億円 (+3.1%)	274億円 (+3.6%)
BS放送	19者	2,059億円 (+1.8%)	1,826億円 (+1.4%)	234億円 (+5.0%)
東経110度CS放送	20者	822億円 (+6.6%)	782億円 (+7.2%)	40億円 (-3.8%)
衛星一般放送	4者	536億円 (-9.3%)	499億円 (-9.4%)	38億円 (-8.3%)
合計	39者	3,418億円 (+0.9%)	3,107億円 (+0.8%)	311億円 (+2.0%)

注1：この収支状況は、令和4年3月末時点を開局している衛星系放送事業者の事業収支結果の報告を踏まえ、直近の決算期の収支状況を取りまとめたものである（ただし、令和4年3月に開局した3事業者については、開局日が直近の決算期中ではない等の理由により、今回の取りまとめには含まれていない）。また、決算期が3月末までの事業者についても、直近の決算期における収支状況を取りまとめている。）。

2：事業者数は、令和4年3月末現在のものである。

3：BS放送と東経110度CS放送を兼営する事業者が3社、衛星基幹放送と衛星一般放送を兼営する事業者が1社存在しているが、統計上は分計されているため、衛星基幹放送の事業者数と衛星一般放送の事業者数を合計した事業者数と全体の合計事業者数は一致していない。

4：金額は四捨五入しているため、合計が一致しないことがある。



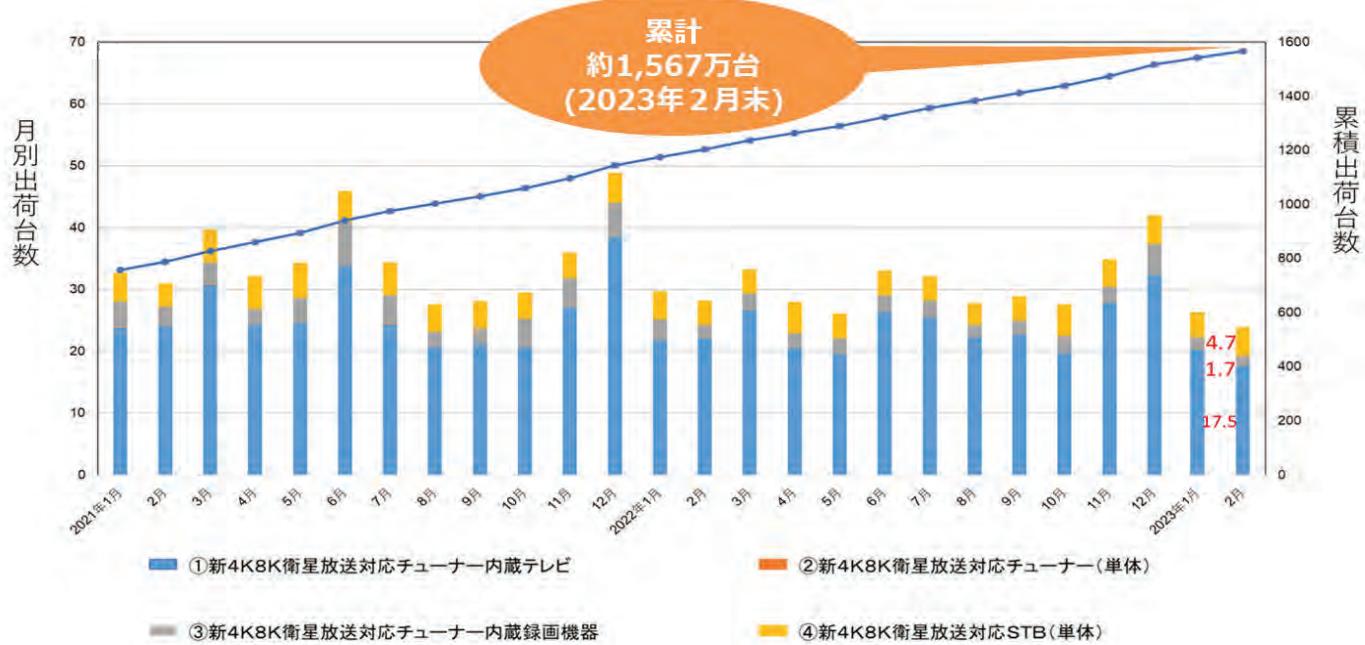
4-12 4K・8Kの概要

- 地上放送のデジタル移行が完了(2012年3月末)し、放送が完全デジタル化。ハイビジョンの放送インフラが整備。
- 現行ハイビジョンを超える画質(いわゆるスーパー・ハイビジョン)の映像の規格が標準化(2006年、ITU(国際電気通信連合))。規格は、「4K」「8K」(Kは1000の意。)の二種類(現行ハイビジョンは「2K」)。
- 4Kは現行ハイビジョンの4倍、8Kは同じく16倍の画素数。高精細で立体感、臨場感ある映像が実現。

	解像度	主な画面サイズ	主な実用化状況
2K	 <p>約200万画素 $\begin{array}{l} 1,920 \times 1,080 \\ = 2,073,600 \end{array}$ 約2,000 = 2K</p>	32インチ	映画・VOD・実用放送(地上・衛星放送等)
4K	 <p>2Kの4倍 約830万画素 $\begin{array}{l} 3,840 \times 2,160 \\ = 8,294,400 \end{array}$ 約4,000 = 4K</p>	65インチ	映画・VOD・実用放送(衛星放送等)
8K	 <p>2Kの16倍 約3,300万画素 $\begin{array}{l} 7,680 \times 4,320 \\ = 33,177,600 \end{array}$ 約8,000 = 8K</p>	85インチ	実用放送(衛星放送)

4-13 新4K8K衛星放送視聴可能機器の出荷状況

- 新4K8K衛星放送視聴可能機器の累計出荷台数は累計約1,567万台(2023年2月末)。
- 新4K8K衛星放送の普及に向け、受信環境整備の推進、コンテンツの充実、国民・視聴者への継続的な周知・広報が必要。



※千台未満を四捨五入し表記しているため累計や合計が表記数字の計と一致しないことがある。※ ①, ②, ③:一般社団法人 電子情報技術産業協会発表出荷台数。(②については、2022年4月から出荷統計数値公表の対象外となっている。)
 ※(一社)放送サービス高度化推進協会“新4K8K衛星放送”視聴可能機器台数より
 ※ ④:一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟ヒアリングによる設置増台数。

4-14 新4K8K衛星放送を行う事業者

BS右旋

No	社名	チャンネル名	周波数	放送開始日
1	(株) BS朝日	BS朝日 4K 	7ch	平成30年12月1日
2	(株) BSテレビ東京	BSテレビ東 4K 	7ch	平成30年12月1日
3	(株) BS日本	BS日テレ 4K 	7ch	令和元年9月1日
4	日本放送協会	NHK BS 4K 	17ch	平成30年12月1日
5	(株) BS-TBS	BS-TBS 4K 	17ch	平成30年12月1日
6	(株)ビーエスフジ	BSフジ 4K 	17ch	平成30年12月1日

BS左旋

No	社名	チャンネル名	周波数	放送開始日
1	SCサテライト放送(株)	ショッピングチャンネル 4K 	8ch	平成30年12月1日
2	(株)QVCサテライト	4K QVC 	8ch	平成30年12月1日
3	(株)WOWOW	WOWOW 	12ch	令和3年3月1日
4	日本放送協会	NHK BS 8K 	14ch	平成30年12月1日

110度CS左旋

No	社名	チャンネル名	周波数	放送開始日
1	(株)スカパー・エンターテイメント	J SPORTS 1 (4K) 	9ch	平成30年12月1日
2		J SPORTS 2 (4K) 	9ch	平成30年12月1日
3		J SPORTS 3 (4K) 	11ch	平成30年12月1日
4		J SPORTS 4 (4K) 	11ch	平成30年12月1日
5		スターチャンネル 4K 	19ch	平成30年12月1日
6		スカチャン1 4K 	19ch	平成30年12月1日
7		スカチャン2 4K 	21ch	平成30年12月1日
8		日本映画+時代劇 4K 	23ch	平成30年12月1日